一路。奴可郡終より當郡本村へ移り、永末へ西南し、新庄へ西し、庄原へ西南して惠蘇郡下原へ移り、又、庄原より西北し、同郡川北へ通ず。

一路。甲努郡より上谷へ移り、峰へ南し、曲行して北し、高門に移り、又折て南シ、又曲行して北し、又南し、又曲行して實留へ西しぬ。此間一里餘、赤川筋也。五度わたる。扨、實留、是松を西し庄原に移る。庄原より二路となり、惠蘇郡に入る。

三上郡上

川手　庄原　多可　宮内　小用　新庄　永末

川手村

租高、六百七石九斗八合
　六百七石二升三合

長江庄

醫王山、明月院、平等寺

古蹟志に云。長江庄、川手村に首藤三郎通資、藥師如來幷世々の位牌を安置し藥師堂と號す。其後、弘治年中、山内上野介直通再建あつて、醫王山、明月院、平等寺と號す。又其後、文祿二年癸巳、山内少輔八郎廣通再建なり。

庄原村

租高、九百六十石八斗二升一合（廣島縣史、九百九十石八斗二升二合）
　九百六十二石一斗八升一合（廣島縣史、九百六十二石一斗八升七合）

産社、山王權現社

山王山城

庄原李之介　一作二李之進一

庄原氏は毛利家の臣也。天文九年、尼子晴久、吉田城を攻め囲む。九月雲州勢、本庄、湯、赤穴等五千餘騎にて鑓分口に攻めかゝる、時に庄原、渡邊、門田、天野、三田、山形、赤川等五百餘騎にて打て出、雲州勢を敗つて首級の功あり。弘治二年毛利侯、大内、陶と矛楯の時、防州須々萬城攻に激戰して討死せり。

同　孫次郎

李之介舍弟。吉田合戰、尼子敗走の後、武田勢雲州に歸り入る事を得ず、佐東銀山城に楯籠る。毛利侯、宍戸安藝守元源を大將として攻め給ふ時に、孫次郎先登して討死す。

同　兵部少輔就親

李之介の嗣と云。

同　豐後守

李之介一族。永祿二年十二月、石州中村城攻の時功あり。一說には宍戸家家士とも云ふ。

孝子、忠兵衛

官刻孝義錄云。藝州之卷ニ被レ載孝行者、松平安藝守領分、三上郡正原村、百姓、忠兵衛　年不レ知、享保三年褒美。

孝子、喜兵衛

同書、藝州之譜云。孝行者、松平安藝守領分、三上郡正原村、百姓、喜兵衛　年不レ知。享保三年褒美。

孝子、甚七郎

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、三上郡庄原村、百姓、甚七（郎）、五十三才、寶曆十一年褒美。

孝婦、かな女

同書云。孝行者、同領、同郡同村、同人妻、かな、四十九才、同時褒美。

傳に云。甚七は三上郡庄原村にて、高わつかに三斗あまり持る百姓なり。父を喜右衛門と言ひ、母は甚七が十五の時に失にしかは、後の妻を迎へし。甚七が幼きより生れつき孝心深く、父は云ふに及はず、まゝしき母をも誠の母の如くに思ひて、よく仕へけり。繼母は利欲ふかき生れにて、心もひがみ、甚七をあしらふこと、よそ目にくるしきほとなるを、いさゝかも心に懸る事なく、まめやかにあつかへる事云ふにも及ひかたし。やゝ人となるにしたがひて、同郡よりかなと云ふ者を迎へしが、是もまた同し心にて、姑によく仕へ、ことに寄りては人目にもかゝるほとに、せめさいなめども、曾て恨みとする事なく、よくたへしのびけり。此三年が間は、繼母の足いたみて歩行も叶はざれは、日夜に介抱して食をすゝめ、稚な子をいたはることくにあつかひ、穢はしき衣は人目をつゝみて、よな〳〵川邊に持出て洗ひ清めしが、終に空しくなりぬ。かゝるかたくなゝる生れなれば、聊貯へし衣服も甥姪なとにわかち送り、娵には片見とても殘し置かぬを、露ばかりも心に懸る事なし。貧しき中にて後の業も厚く行ひ、餘りのなげきに半年はかりなやみたりしを、近き里の者も涙をおとして年比のつらかりし姑を斯したへる甚(其か)誠をかんじけり。父も八十五才になりて、行歩も心に任せさりしが、生質柔和にして人柄もいやしからぬ者なり。甚七は朝より暮に至る迄、農事の勤めにかけ廻り、妻は舅の側を離レす、食事をすゝめ、寒暑を時なひ、朝とくおきて茶をわかし、舅の手足をなてさすり、幼き者を養に異ならず。朝夕の定りたる食事の外にも、心に叶へる物をば求めてあたへ、常に酒を好みしかは、貧しき中にも日々にたやす事なし。親族、隣家の者も其志を感し、食物なと送れば悅ひて舅にすゝめ、殘るかたなく養ひし故にや、老極りて後もはたへうるはしく、常々斯貧窮にくらせとも、一つとして心に叶はぬ事なく、冨める人にても此上のたのしみ有べきとも覺へず、はからずも永き齡ひをふる事ならんと言ひけるとぞ。甚七に子なくして、親しき元より好松と云ふ者を養子とせしが、是もまた夫婦の者のふるまひにならひて、祖父と父母に能仕へ、農業をはけみしかど、貧苦にせまりて、かりたる家の賃錢をたに辨へねは、隣家の者みるに忍びす、村の内の者の助けをも得よと云ふに、夫婦ともにいなみてうけず、かゝる中にも非人乞食なと云ふ者には、心計のほとこしをなし、人のよき事あるを悅ひ、なやめる事は己が身の如くに患とせり。寶暦十一年、領主よりほう美として米をとらせけり。

孝子、新藏

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、三上郡正原村、百姓、新藏、二十三才、天明六年褒美。

孝婦、かね女

同書に。同人妹、かね、歳十八歳、同時褒美。

傳に云。三上郡庄原村の百姓に、高わつかに三斗あまり持る新藏と云ふ者あり。妹をかねと云ふ。父は貞助と云ふて、十四年まへになくなれり。時に新藏は十才、かねは五才なりき。母は同郡川西村の百姓孫三郎が娘にて、此家に來り舅佐兵衛夫婦と倶に暮せしが、夫も死して年も若ければ、惠蘇郡川北村の百姓次助と言へる者に再嫁せり。其後も折々は佐兵衛許にも來り、新藏も川北村に行通ひて念比にとひかはせり。其比、佐兵衛は六十五才にて、野山の業はなしかたければ、あたり近き田をたがやし、其ひまにちり紙を漉きて二人の孫をおふしたてしに、二人ともに正直なる生れつきにて、祖父母の敎にしたがひて其心に叶へり。新藏十二三才にもなりぬれば、村の内の作事の夫にも出、或は野山に薪とり、近き處の者にも雇はれ、聊の賃米をうけ、世わたるたつきのたすけをなし、かねも七八才になりて、家の内の用事をも辨へ、やゝ人となるにしたがひて孝心ふかく、祖父祖母を父母とたのみて、晝夜となく、まめやかに仕へ、農事又は近き處に行とても、祖父母のむねをうかゞひ、自ほしいまゝにする事なく、祖父母もやう〳〵おとろへ行て、紙すく事もなりがたければ、かねもすきならひ、農業はみな新藏が手に任せて、老たる者を養ひけり。然に天明二年の比より祖母中風をやみて手足も叶かたく、同しき四年七月に失せにしが、病の間には起臥をたすけ、藥養を盡し、二便も(の)時も抱きかゝへて其用を辨し、家まつしくて着すへき物も乏しければ、常に穢を洗ひすゝくに、近き處に水あれとも、のみ水にのみ用れは、一丁余り隔りたる田のほとりの水にて洗ひ、冬は通路もたへたるを、雪ふみわけて其邊りに行、かへれば火にてほし煖め、寒き時はふすまも破れたるを、いろりの火にて煖め着せ、夏になりては、枕かやをもふけ、己が身の蚊に喰はるゝもいとはず、新藏、藥を求め又はみそかはんとて市に出たる事あるに、世にある人のすきはひの豐かなるを聞て、己がよろつまつしくて、孝養心に任せざるをなげき、涙落せしをみて皆かんじあへり。其後祖父も下血して久しくなやみけるに、醫療怠らず、老衰へし事なれば、一二年以來は歩行もなりがたきを、晝夜となく起臥をたすけ、飲食をすゝめ、さむき時は夜ふけて焚火にあたらせしに、薪の貯へとてもあらねは、祖父の明日の事を氣遣はしく思ひしが、薪を求るは、いとやすき事なりとて、寒夜をもいとはず、近き處の野山に行き、薪をこりて歸りし事もありき。朝は蕎麥粉いりと云ふ物を調してすゝめ、おきればかゆをくわせ、夜伏す時も香いりをすゝめ、酒をも少し好みしかは、新藏、庄原町に薪を持行きて小魚にかへ、酒求め來りて老の病ひをなくさめけり。近きあたりのもの、佐兵衛が病ひを尋るに、年若き者共の、かく懇に介抱する事、神佛の身にのりうつり給へるにや、更に孫とは思はずとて、涙を流し物語れり。かねも十七八才にもなりなば、娵に迎へんと云ふ者多かりしが、祖父の病ひ見放しがたしとて、いなみてうけひかず、新藏も妻むかふべき心もなく、いとけなきより祖父母の手に、

おふしたてられたる恩忘れがたしとぞ、常に言ひける。天明六年八月、領主よりほう美として米そこばくをたらせき。

世に孝子間々あれども、眞の孝子はまれなり、十に八九は祖父母父母のかたくなにして不慈なる臭を傳へける。眞の孝子何ぞ父母の臭を傳ふるをなげかざるべき。故云ふ、眞の孝子稀なり。又、慈孝兼たる者又少し。是等や眞の孝子にして、父祖の慈を顯はせり。孝義錄中數千万人のうち、是等の人はまれなるべし。

木村氏墓

木村氏　名字闕　は福嶋左衛門太夫正則の臣なり。正則、此邊に遊獵の時供奉して近習にあり。時に田野に鳴あり、是をみるに羽色異なり。木村氏、正則に向ひ、あれに羽斑鳴居候、打給へと云ひければ、正則例の疎暴短慮發し、我を嘲るなりと大にいかり、木村を捕へしめ、其處にて燒殺されしとなり。其跡に、後に親族墓を營むと云ひ傳へり。こは正則平常に鼻をたらさるゝ生得なりし、よつて羽斑と云ひしをはなたれと聞きとりて、斯の非命を行はれしとなん。

貝石

故事因緣集に。備後國帝釋山の麓、庄原村の山に貝石あり、其品數多あり云々。此類處々にあり、或は鮑、蛤、赤貝、辛螺、牡蠣等、其外類ひ多し。是は神代、國いまだかたまらざりし時、大海にてありしとなれば、其時の貝の、二柱の神のために、かきよりひらひ來りし貝にはあるべからずと云。

眞の貝石にはあるべからず、眞の貝石は和南原の山にあり、此處にあるは石とはみへず、何處にても海遠き處に、片岸の崩れし處より貝の出る處あり。思ふに大(太)古は國今の如くならず、此地も海に近かりし時ひらひし貝のから、山谷に捨しが、今に腐らずしてありしなるべし。

法藏寺

本尊、觀世音菩薩。備後准西國二十番に列す。遍(扁)額の歌に

もとゝりの、中に寶を、藏すとは、うへなき法の、つきぬありかそ(故中戸千葉之進氏手帖には、玉の光そとある)。

河西村

租高、七百二十一石二斗二升

孝婦、すて女

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、家來淺野甲斐給地、三上郡河西村、百姓、助三郎妻、すて、二十六歳、寶暦二年褒美。傳に云。すては三上郡河西村の百姓助三郎が妻なり。母は二十五年前に父源右衛に離別せられ、繼母はその次の年に來り、夫は五年前に此家に入聟し、父は四年以前に失せぬ。助三郎が人となり、氣短くして物言ひ荒〳〵しく、母の耳にさはりしかば、母も心をいため、親里にもかへりなんと云を深くかなしみ、今しばしがほど心ながく待給ひなば、夫の心も直りもやせん、もし今のごとくならんには母人とともに何かたへもうつりて、養ひとげまいらせんと云ひ宥め、扨夫に云ふやうは、誠の母には二ツのとしにはなれ、三つのとしより今の母にやしなはれ人となりぬれば、實の母よりも恩義ふかく、殊に子とてもなければ、我〳〵二人を杖柱とも思ひ給へど、かゝるまつしき中なれば、よろつ思ふまゝならず、せめては常のあしらひなりとも母の心にさからひ給はずあれかしと、かきくどきければ、親族の者も哀れがりて、とてもかゝる短氣の者を聟とし置なば、家の事立行へくもあらずとて、既に離緣させて出しやらんと言ひしを、左あらんにおきては、入聟の身の事なれば、繼母のいつくしみなき故と、世のことくさにもかたり傳へん事のうとましく、且は父の今はのきはまで側にありて見送れるものなれば、うせ給ひし父に言ひ譯せんすべなし、とにも斯にもしはしが程見免し給ひてよと云ふに、夫も妻のまめやかなるに耻て、速に心を改め、家の内むつましくなりし事、ちかき村迄も云ひもて傳へければ、寶暦二年十二月、領主よりほう美として米をたらせけり。此村は領主の家に仕ふる淺野甲斐なる者の給知の百姓なりければ、甲斐よりも鳥目そこばくをあたへしとなん。

宮内村

租高、四百三十九石九斗二升三合

孝子、三四郎

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、家來淺野甲斐給知、三上郡宮内村、社人、信濃次男、三四郎、二十七歳、享保三年褒

美。

新庄村

租高、五百八十七石八斗四升六合(廣島縣史、五百八十七石八斗四升二合)

高村　一作二多可一

租高、千九百六十七石四斗二升七合
　千九百六十七石二斗四升八合

多可

和名類聚抄に。當郡五鄉の一處。

篠津原山城

滑良兵庫介

續太平記に。山名陸奥守氏清謀叛し、將軍の御陣に向ふ。山名宮内少輔時凞、同左馬頭氏幸、わつかの勢にて御馬廻りにありしが、氏清が向ふによつて、兄弟氏清が陣に打てかゝり、只八九騎に討なさる。時に垣屋彈正、滑良兵庫介時凞、氏幸の危きをいさめ、兄弟を退かしめ、二人敵に向つて名乘りけるは、日比同し一家の郎等として、新田大炊介義重の男、山名次郎義範より已來、代々當家に仕へて無二の忠勤その隱れなき垣屋彈正、滑良兵庫介ぞかし、譜代の主の命に替つて討死する最期の躰を見置きて、奥州に語れやと、高聲に呼はつて、思ふさまに防き矢射、矢種射盡しければ刄太刀にて追ひ來る敵を切立、身勞れければ兩人倶に草摺を疊みあけ、腹かき切て失にけり。

後太平記には。明德二年、山名陸奥守氏清、同滿幸謀叛し、極月晦日、京都に押寄せ、二條大宮初度の合戰破れ、二度の駈合に山名時凞、氏幸、五十三騎にて將軍の御馬廻りに備てありけるが、氏清が五百餘騎にて押來る中へ打て入り、大に戰ひ、唯九騎となり、危き處に柿屋彈正少弼、滑良兵庫介馳寄せて敵八騎を討取、柿屋は五尺三寸の太刀、滑良は五尺三寸の長刀にて敵數多討取、終に二人倶に討死す。其隙に山名時凞、氏幸、大勢の中へかけ入たりとぞ。

山内瀧口九郎通英

一本古城記。山口とあり。

口は内の誤りなるべし。

又一本に。其先は山内瀧口三郎經俊、鎌倉殿より伊勢の國の守護に補せられ、其後孫山内氏、蔀山に移り、又、本鄉に移り住す。通英は山内庶流にて、天文より弘治の比居住せりと。

田中河内守

山内臣。多可村は山内領地にて、久代の領地と堺を交へし故、度々堺論あり、よつて山内より城を築、田中を城代として堺を守らしむと云。

又一本に。野間常陸守隆實臣。天文に隆實、野間城落去の時、出城して他邦に去と云。

野間は、御調郡野間の城主なり。田中は同名異人なるべし。

雲井の城

山内瀧口九郎通英

一本古城記に。山内首藤通友の時、瀧口九郎通英を三上郡高村雲井の城に居せしめ、久代家の藩屏とすと。

古蹟志に。首藤通資、高村雲井の城を築き、瀧口九郎通英を住せしめ、久代家の藩屏とすと。

按に。久代家は山内より後に本州に來れば、通資、通友の時にはあるべからず。通資、通忠よりは後、大和守直通已前なるへし。

又云。高村は山内大和守直通と宮上總介景盛との領分堺にして、双方數年堺を論し爭戰更に止む時なし。毛利元就卿聞し召れ、使者を以て双方へ仰遣はされけるは、高村は三上郡の内にて、元より直通領分の村なれは子細なく直通支配せらるべし。景盛は高村の替りに備中猪原の庄を宛行ふべきとの事なりしかは、兩人畏つて和睦しけるとぞ。

篠津原の由緒とたがへり、いつれか是なるをしらず。並へ書す。

山内瀧口大炊介武通
山内庶子。後年、本家と不和の事起り、田総へ退き、長井信濃守をたのみ、龜谷村に居住すと云。
福山城
滑良十郎左衛門
滑良兵庫介子孫。山内臣となるとそ。

小用村

租高、三百九十石八斗三升七合
四百二十八石八斗五升三合
古城跡二箇所あり、いつれも由來、年紀しれすとそ。

長(永)末村

租高、六百五十二石壹斗四升一合
三百八十一石八升二合

孝婦、さご女
官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、三上郡長末村、百姓、孫七後家、さご、四十三才、安永六年褒美。
傳に云。さごは三上郡長末村の百姓孫七か妻なり。父は同郡實留村の百姓作兵衛と云者にて、十四年前に此家に來れり。舅姑とも に老衰へしが、孫七專耕を事としければ、さごもとも〳〵たすけて田野にしたがひ、又は山林に入と云へども、しば〳〵立歸りて舅姑の所用を辨し念比に心を付けぬ。近比やう〳〵貧しくなり行て食物も乏しきを、兎角して老たる者に不足なるさまをし

ちしめず、乏き中にも喰ひやすきやうに調へ進めけり。舅新六は目もみへかね、耳も殊更に聞ゆる事なく、歩行も叶はす、二便の通ひもなりがたければ時をはかりて其用をなさせ、いかなる急の事しさしても老たる者の用ありと聞けば、とみに其事をなしき。姑は七十二才になりしが、十年まへに物のけのやうになやみ、夫より後は老ばれて物狂はしくなり、さごをいかりのゝしり、或は追やりなどする事度々なりしを、物やはらかに言ひ宥めて厚く介抱せしに、親族のもの相はかりて、斯姑の物狂はしければいかなる事仕出さんも計り難し、夫婦しはらく別の家に住みなば、姑の心もやはらぎぬる事もやあらんと云ふに、我今別居せば老たる二人を誰かやしなふべき、我つかへたあしき故に、姑にてありなんといふを、末々迄の事にはあらず、しばしがほど別れ居らはしからんと云ふに、力なく道一町ほと隔りたる畑に小屋を結ひ、九年以前に夫婦とも移り住みしが、孫七は農事を勤めて怠りなく、薪をも親のもとにはこび、さごは日々の水を汲なとしけるを、姑の猶怒り腹立てのゝしりなどするを、いさゝかも其詞にさからはす、朝夕の食物まで持運ひければ、舅は悦ひ戴きなとするを姑は左はなくて、夫婦の喰ひあませるを送るならんと、さかなく云ひ聞ゆれば、涙を流し詞をやはらげ、さま〳〵に云ひわひて終にすゝめ歸り、晝夜となくかへりみて、二便の事をも心つけ、夫婦ははだをおほふべき衣もあらぬに、わたつくり、木綿おり、舅にきせ、姑に着すべきものなけれは、己〳〵が手拭の料にあておきし物をつゝり合てきせぬ。斯て二年計もわかれ住みしが、新六殊に老衰しけるうへに、目さへ見へす、心元なしとて又親族のはからひとて、七年以前姑一人側にあつては氣遣はしと、元の家に歸りしに、姑の物狂はしさも彌增り、舅も食事もみつから喰ひ得ねば、さご手つからはし取てすゝめ、春おい出て寺社に詣ふて、親族の家をも問ひ行き、道すからも、かなたこなたの事詳かに語り、近きわたりに家作りかへなどするものあれば、伴ひ行てみせ慰めしに、耳はいかにも聞へがたきを、さご云へる詞は聞へやすく、其用を叶へし事は、年久しくなれ、聞なれたる故なりとて、人々もかんしあへり。然るに夫孫七も水腫の病をうれへて日々に重り行しに、舅の病ひさへ月々にかはりて、介抱幷に醫藥の事まて一人の力に及ひがたく、家元よりまつしければ、人やとふ事もならざるに、姑の側より、ひが言のみ云ひかけしを、さま〳〵すかし、こしらへ、少のいとまに作物の仕付、薪のもふけ怠りなく、夜はふけ行空をもしらす、曉比にわつかにうつふき、目をやすむるのみにて、去年の春より帶とき枕につきし事なく、身にまとふ衣とては、肩を裾に結ひつゝり、髮はわらにて束ねしが、其年の十月に夫は死し、同十一月に舅も七十二才にてなくなりしに、そのかなしみにたへす、追善のいとなみ、打つゝきたる不幸に、姑も力をおとし、いたみ悲しむ心より、みつからいつくしみも出來て、今はさごとむつましくくらし居れりとて、安永六年八月、領主よりほう美として米をあとふ。

孝子、茂三郎

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、三上郡永木村、百姓、茂三郎、五十二才、天明三年褒美。

按に。長(永)木の木は、末の誤なるべし。

西備名區卷之六十八　畢

西備名區卷之六十九

三上郡　下

本村　上谷峰赤川

高門　春田實留是松

板橋　大久保一ツ木

本村

租高、千四百六十一石五斗四升五合(廣島縣史、千四百六十一石五斗四升六合)

千八百五十七石一升二合

產社、蘇羅比古神社

式內の社、備後十七社の一處也。

延喜式神名帳に。三上郡、蘇羅比古神社。

或云。當社元宮內村に鎭坐有し故に、其社有し村の名を宮內と云。いつの比にや此處に遷し祭ると云。

信敷庄

村數分明ならす。當邨は信敷庄の本村なり。領家の跡、此邑に有へし。在所分明ならす。

東鑑(卷五)云。文治二年丙午、正月二十八日、丁未、左典厩及室家、依レ可レ被二歸洛一、出二門于足立右馬允遠元家一、先レ之、二品幷御臺所渡二御其所一、令(サツクハン)等(令奉給)、(中署)垸(椀)飯兼被レ置レ之、又積二色々絃(絹)布羽皮等一、置二侍所一、爲二扈從輩一也。

又(卷五、文治二年正月廿八日、前項の續き)云。備後國信敷庄以下數箇所地頭職、令レ避レ與二于彼室家一給。

又(卷十一)云。建久三年壬子、十二月十四日、壬子、一條前黃門書狀參着、以二亡室遺跡廿箇所一、讓二補男女子息一、爲レ塞二將來之乖

違ニ、去月二十八日申ニ下　院宣(宣旨)一訖、右中辨棟範朝臣傳　宣、權中納言　兼光卿、宣奉　勅云々、是平家沒ニ官領内攝津國福原庄、兵庫御厨、小松庄、尾張國高田(畠)庄、岩(御器)所松枝領、美濃國小泉御厨、惟(帷、一本椎)庄、津不良領、近江國今西庄、粟津庄、橘(幡、一本播)麻呂(磨)山田領、下端庄、大和國由(田)井、兵庫庄、丹波國篠村領、越前國足羽御厨、肥後國八代庄、備後國信敷庄、吉備津宮、淡路國志(一本者)筑庄、以下二十箇所ニ、先日被レ奉レ譲ニ黄門室家一　將軍家御妹也　(也云々)。右、信敷庄黄門室家の御領、其領家所跡、在所名字俱に闕。

以前平家管領、是又闕。

足利將軍家御領、是又地頭名字闕。

康正二年、造内裡段錢幷國役引附ニ

九百八十七文　九月廿九日書。等持院殿領　備後國信敷庄段錢。

杉原因幡守

在所しれず。

右、同書に

六貫五百七十九文　六月廿三日、杉原因幡守殿　備後國信敷廿日定。

孝子、好右衛門

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、三上郡本村、百姓、好右衛門、四十二才、享保八年褒美。

孝子、忠五郎

同書云。孝行者、同領、同郡同村、浮過百姓、忠五郎、四十八才、明和三年褒美。

岳音寺

二王門あり。

篠の丸山城

田中河内守

山内臣。又、野間の臣に同名あり。

知能山城

追附山城

右二所共、山内の臣と云へども、城主名字闕、又年紀も分明ならず。

上谷村

租高、五百四十石九斗九升三合

孝子、角兵衛

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、三上郡上谷村、百姓、角兵衛、三十六才、天明四年褒美。

傳に云。角兵衛は三上郡上谷村の百姓にて、父は傳七、七十二才になり、母は六十三才になれり。十年まへより父物狂はしきさまになりしが、一二年は一月に六七度もおこり、正躰もなく打臥て家の内を這ひ廻り、かたへにある器物などを、なげちらしつゝ一時ほども腦(惱)みて又元に立かへりしが、七八年此かたは夜のうちに四五度もおこりて、家をもひそかにぬけ出たる事などありしに、聊かも忘りなく日夜に見守りて其側を去らず、よもすがらやすく寐る事なし。やむ事なくて外に出る事あれば近き處の者にたのみ置、道のほとにても近き處の者にあへば、己が出し跡の事をたつね、年久しく父の難病に少しもうめるけしきなく、或はいさめ或はなくさめ、仮初にも病の事に勞せしなと人に言ひ出る事なし。父母ともに食事のひま〳〵酒を好みしかは、市町に出るごとに必買置きてすゝめ、酒なき時は一里あまりも隔りたる赤川市に自行て求め歸り、己は飢食をなすといへども父母には力の限り米麥をみつからかじきてすゝめけり。母は年老ひて家の内の事も心に任せず、殊に父の病ひをうれへて母の心をいたましめん事を思ひ、何事にても母にしらする事なく、暑き時は父のいぬる時迄蚊を追ひ、よく寐ぬる時は古き衣をかけおゝひて蚊をふせぎ、寒き時は火の用心も危ふければ夜毎に起居て火にあたらせ、いぬれば火と父の間に必ふして火を守り、好めるたばこをもやめて、いさゝか作れるたばこをも賣盡して父母の食にかへけり。父のかゝる病ひなれば年毎の三四月の比より夏のうちは家の内に居る事をいとひ、日毎に庭に出るを、竹をもて輪を造り、其うへにふるき衣を懸けて覆ひとし、歩行ゆくかたに隨ひ行て、かの日おゝひをさしかけ、暑をそしのかせける。角兵衛が妻は五年まへにうせしかは、人々後の妻いれよとすゝむるに、かゝる難澁の中なればとて、いなみていれす。同し百姓にもむつましく、年貢なと滯ふる者あれば米をそへてたすけ、己が家の

まつしけれど、とし〳〵の年貢をかく事なし。外々の百姓も角兵衛が風を見習ひて農事に力を盡すに至(れ)り。されば天明四年八月、領主よりほう美として米をあたへき。

峰村　一作三根一

租高、千三石九斗九升七合

右は赤川市の租高一緒。

三根の城

赤川十郎左衛門尉元秀

毛利家の臣。はしめ元就、尼子に屬し居られし砌り、雲州へ質として元秀并何某中務と兩人差遣はし置れける。然る處、元就、大内家に屬せらる。此旨兩人の許へ密に通しければ、兩人忍ひかへりしが、尼子是を聞付追手をかけしが、大束と云ふ處にて追ひ付ける故、兩人引かへし相戰ひ、中務は討死し十郎左衛門は一方打破つて走りかへりけると云。

天文九年、尼子大軍にて毛利の吉田城を攻めし時、城中にあり。鑓分口へ雲州勢本庄越中守常光、赤穴左京亮幸靖、湯佐渡守家經三將五千餘騎にて押寄ける。城中より渡邊太郎左衛門通、其日の大將として門田、三田、山形、天野、井上、三戸、庄原、赤川父子五百餘騎にて打出、赤川父子先登し大に働き、諸士一手に心を盡し、かの五千餘騎を切崩し大功をなしけり。

同十一年、大内左京太夫義隆、雲州發向に毛利侯に從ひ所々に戰ひ、大内退軍の時、毛利侯後殿たり。赤川父子退口の防軍大功ありしによつて、毛利侯無事に歸陣ありし。

赤川左京亮元宣

天文九年、吉田合戰の時、梨和中務少輔景盛、大内の加勢杉次郎左衛門通、其日の大將として門田、三田、山形、天野、井上、三戸、庄原、赤坂に向ふ、城中より元宣大將として三百余騎にて打て出、湯原をさしはさんて終日戰ひ、暮に至つて湯原引退く時追討し、山縣小三郎 彌三郎、共有。大將湯彌次郎を射落し首を取る。赤川等出群の功あり。

又說。杉元家、湯彌次郎と組て首を取、元家傳に感狀ありと云。

又、宮嶋合戰に從ひ大功あり。此節當家の奉行たりし楊井へ與る書に曰。

分錢八貫之地、楊井隱岐守、於二南桑内一爲二給地一被レ遣候、全可レ爲二知行一者也。分錢八貫とは、天正の石直しに東。國は六十四石、西國は七十二石也

弘治三年十一月廿五日

二月廿日　輝元

楊井七郎殿

右は此に由緒なしと言へども、天正の石直を記せん爲、又、赤川の役儀に因み、此に添ふ。

赤川又五郎元利

大内義隆雲州發向に父子毛利侯に供奉し、大内退軍敗走の時、後殿の大功あり。

同　源左衛門尉元近

弘治、宮嶋合戰に從ひ、三浦越中守が軍を破つて大功あり。

赤川左京亮
粟屋右京亮
兒玉三郎左衛門
國司右京亮
桂　左衛門太夫
各判

楊井隱岐守殿

赤川村

租高は峰村一緒にあり。

西備名區　卷六十九　三上郡

赤川城

赤川左衛門佐　同　杢之丞

毛利家の臣。尼子の殘徒蜂起して雲伯所々の城に據る、毛利侯白鹿城を攻め給ふに、城險にして乘りかたき故、石州銀山の金掘共を召寄せて、脇道より穴仕寄を掘れり、城中よりも是を見て、又穴道を掘れり。扨、双方中途に掘り合ひて、穴中大に騷くゆへ、双方の勇士穴中にかけ入り鑓合せり。時に杢之介穴中にすゝみ、城兵小野木三郎と鎗を合す。此外諸士鎗を合す。是、白鹿の十番鑓と云ふ。味方是より攻め入り城將降參退去と云。

高門村　一作二高角一

租高、三百七十四石四斗四升六合

篠丸山城

田中河内守

一本古城記。山内臣。

又一本に。保木の城主、野間刑部太輔隆實臣、毛利侯保木城討果さるの時、野村源藏、末永源七郎、田中河内守等は一方切ぬけ落去と云。

同　七九郎

同　豐後守

一本古城記に。田中七九郎臣。

孝婦、ふみ女

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、三上郡高角村、百姓、利八妹、ふみ、二十六才、天明五年褒美。

高雄山

元、高角山と言ひし。文學(覺)上人此山に一寺を建て住み給ひしより斯云ふ。文學(覺)寺の廢跡殘れり。

文學(覺)上人墓

高尾山にあり。

傳へ云。上人、隱岐の國へ流罪せられ給ひ、後赦免あつて此處に來り堂塔建立し、老年に至り入定し給ふ。其時釣鐘をおろし其中に入り鐘と倶に埋れしと云。よつて此處を高雄と云。上人自刻せる木像あり。並獨鈷、錫杖等今に此處の小庵にありと云。

里俗の傳に云。此文學(覺)上人と申すは、元は武士にて遠藤武者盛遠とて、たけき人なりしが、十七才の時、源の渡　渡邊左衛門尉　が妻袈裟御前と言へるに戀慕し、もし我に從がはずんば、いましが母を害せんど、せちにせめければ、袈裟御前詮方なく、しからば我夫を害し給はゞ君が心に從ふべしと日を約し、自ら夫のすがたとなりて相待けるに、盛遠そのすがたを見て忍寄、渡ぞと思ひ終にこれを害す。扨首を持歸りてよくみれば渡にはあらで袈裟御前なりけれぼ、遠藤武者大におどろきて、是より發心し出家となり、苦練荒行を事とし、高雄の神護寺を再興せんと勸化の爲に　院の御所法住寺殿へ參り、奉加の由言ひ入れける折ふし、管絃の御遊の節にて、奏するもの申入れかねて延引せしを、文學(覺)大にいかり、狼藉言語に絶たり。時に忽に禁獄せられ、其後豆州に流さる。文學(覺)蛭が兒嶋に至り賴朝に謀叛をすゝめ、忍び上りて　院宣を申給はり、賴朝にさつく。時に丹州、播州、土州において十三箇庄を神護寺へ附らるの寄進狀を賜はる。其後、義朝の頭獄舍に有しを、方便を以て手に入れしと、古きとくろをさかしもとめ、義朝の頭なりとて文學(覺)首にかけて蛭が兒嶋に至り、賴朝にわたし、賴朝此とくろを寔に父の頭と思ひ、いよ〳〵父の敵を討んと謀叛のきざし深く、終に平家を亡しけり。是も文學(覺)、平家を惡むの僞謀なり。文學(覺)都に歸り神護寺を再興して住まれしが、此後例の性急麁暴ます〳〵甚しく、又隱岐の國へ流されしが、後ゆるされて此處に住まれしと云。

東鑑(卷十五)云。正治二年二月六日云々、安藤右馬太(大)夫右宗　生虎高雄文學(覺)者也　本朝通紀云。土御門院、正治元年云々。高雄文學謫二隱州一。時、文學謀叛、立二後鳥羽帝第二之宮一、欲レ使二即位一、既發覺、捕二文學一流二于隱州一、其弟子殺二六代一。

艶道通鑑に。凡恩の爲に死する者は義の道をふんで誠の道に出るなり、其味ひよく〳〵思ひはからふべし、泰山よりおもき命を鴻毛よりかろく捨る事、大かたにてなるべきわざにあらず、心に感して動く處あつて、其誠と云ふものみへざれば、おもき事また泰山を百合せても、かけ合ひなきものなり、其誠のおもきにくらべて、一泰山の命は鴻毛よりも猶輕ければ捨安くなる心なり、去により世の諺にも、恩の主より情の主と云へり、いかに給分をくれ扶持し置とても、其恩は世なみ人なみの事にして、しいてほこる事にあらず、手足をはこび身を働く事は其恩の爲につかはるゝ事なり、只心にかんして命を捨る者は情ぞかし、淵明が是

も人の子なりと言ひし事達せるかな。戀塚の物語は本朝列女の隨一にして、節を立、義を守る事、古今に秀たれば、愚の筆にして書もうとましけれども、母を衣川と云ひ娘を袈裟御前と浮名付たるも、天よりいはしむる名にして、おのづから佛菩薩の再來とは知たるか云々。渡が仁、盛遠が勇、袈裟御前が貞、ともに天地をうがつ誠の一字、婦女の身を現して得度し給ふ觀世音、非道を行ひ佛道ならしめ給ふ御利生、仰くべし、とふとむべし。しからばけさ衣とつきしは因緣なりし名なるべし。袈裟御前の墓は、山城の國にあり。戀塚寺と云ふ。文學上人の立置ところなりとぞ。

或人の評に云。夫、忍の大ひなる張氏一戸二百餘口、飼犬二百食を等ふし忍を守つて青史にとゞむ、斯有る國にもまた暴虎ありて、是を退けんとして穽を作る、穽作られて虓虎ます〳〵あれて父を喰ひ兄弟を喰ふ、是有司仁忍なきが故也、有司かはつて穽を破る、虎河を渉り去る、こゝに文學上人あり、世以て勇義の人とす、然れども踈暴にして忍なきが故に、二度謫せられて臭を傳ふ。はじめ姦娛を欲して非命を行ひ、是に發覺して浮屠に入り、南山の水に擲れて忍ひ難きを忍べり、此忍心を後迄も失はずんば、何ぞ二度謫せらるに至らん、中頃賴朝をすゝめて平家を討たしめ、賴朝、長田忠致を誅するを以て復讐とす、先に賴朝の父義朝は父を殺し弟を殺せり、是虎豹の心にあらずして何ぞや、賴朝其虎心を尋て親族兄弟をほぶる、義時又是に尋て外姪をほぶり、天下を恣にし君をなみす、此起る處父をなみし、文學父をなみする者を擧るによるにあらずや。一書云。虓虎投レ穽誰不レ快乎、殺之也、窮鳥入レ懷誰不レ惻乎、放之也、有レ罪與レ無レ罪也、平家暴戻なりと言へども義朝の如きはあらず小松殿は仁忍に過て穽虎を以て窮鳥とし、是を放つて家居食せられき、又親の暴を諫めて用ひられず、南山の神に祈つて身沒せらる、後世本朝三聖者と稱すれ共、父を諫めて用ひられず、是を忍へる事を得すして身沒せらる事おしむへし、忍をいかん。長田忠致は朝敵となり、落人たる義朝を誅せしを、賴朝父の讐とし是を誅して復讐とす、文學は奸娛を欲し非命を行ひ、浮屠に入て後又　上を謀て謫せらる、是を勇義の人とす。是皆美惡相反して名義を誤る一班也。是を思ふに、保元の不忍、平治に至る、平治改元あつて永曆元年春正月、野間の内海の住人、長田莊司平忠致、義朝幷鎌田正清を誅して義朝の首を京師に送る、世忠致を以、義朝の臣とし主を殺せるを名とす、忠致は平將軍賴致の胄なり、義朝は源賴光の胄なり、其時により高下ありと言へとも、倶に　朝廷の臣なり、豈奴僕たらんや、古より殘賊世にありと言へとも、いまた義朝の如く父を殺し殺し（後の殺し二字衍）、弟を殺せし者は、異朝はしらす本朝にはあらす、父を殺し弟を殺し欲せさらんや、義朝及ひ鎌田正清が忠致が亭に入る者は、是所謂虓虎投穽なる者也、正清は義朝の臣なり、義朝へ父弟を誅すべき　宣命ありとも、何ぞ身を殺しても是を辭せざらんや、然るを辭せすして正清をして庶人の如く誅せしむ、正清には主な

り、其辭退もなく是を誅す、逆罪義朝といづれぞや。一書云。忍二乎君一有焉、忍二乎臣一也甚矣、忍二乎弟一有焉、忍二乎子一也甚矣、忍乎子二有焉、忍二乎父一亦既酷矣、既忍二乎父一又將二以忍一乎君一也、忠致天下に先達つて是を誅す、是天下の至忠なり、是を忠致か不忠とし、義朝を誅せるを主を誅せりとするものは、世平氏を惡む事の甚しきが故、義朝の殘逆を擧けず、賴朝、忠致を誅するを以て復讐とするは、是名義を誤る平氏の不幸なり、且上下君臣のわかちも明かならぬ忠致が不幸なり。昔　一條天皇の御宇、大江匡房名臣を撰擧せられしに、平致賴を以て源賴光の上に列ねられたり、忠致は致賴の裔にして、後世任二官位一世王邑を食せる者にして、祿位源氏の下にあらす、將に源氏の臣にあらす、何ぞ弑逆とせんや、先に源平穽相造つて互に陷んと謀る、源氏終に穽に入て賴朝虜となる、然るを窮鳥とし是をはなつ、文學も又穽にあり、是を虎野にはなつ、是等の虓心、小松殿の仁忍と云ふとも、何ぞ河を涉り去て窮鳥の思ひをなさんや、虓虎相聚つて屠食をはかるとも、小松殿仁忍足んなば、豈群虎猶相伴ふ事を得んや、豈かの虓豹に黨せんや。小松殿の沒せらるゝは是源氏の幸なり、此において虓虎穽をはなれて虎野に遊ひ、群虎を卒（率）ひて屠食をはかるか如く、終にそのはなてる者を屠食せるにひとしく、虎心去りやらす、齒芽（牙）たる親族兄弟を屠り、身一虎の雄を欲して一孤（虎）豹のごとくなり、創業の天下他の有となれり、文學河を涉り去りしかども、又不忍おこり穽をもふく、其穽坑深からす、みつから其穽に入る、是命か天か、其不忍たる處か、いまたその是非を辨へす。

春田村

租高、六百三十四石九斗五升四合
　七百七十石九斗六升一合

家内睦者、德左衛門家族

官刻孝義錄云。家内睦者、松平安藝守領分、三上郡春田村、百姓、德左衛門、九十二才、安永二年褒美。

同書云。德左衛門悴、市左衛門、六十三才、同時褒美。

同書。同人妻、かん、五十五才、同時褒美。

同書。同人家内十人、同時褒美。

傳に云。三上郡春田村の長百姓市左衛門は持高十五石六斗餘りの者也。其五代の祖與右衛門が子茂兵衛、市左衛門、三右衛門と云三人の子あり。嫡子茂兵衛家を繼きて後其子德左衛門と云ひしが、またいとけなければ、茂兵衛が弟市左衛門をして家を繼せしを、子なければ德左衛門に相續させ、其次は實子にて殊に嫡子なれば、市左衛門が代となれり。弟二人は他家に出、市左衛門が娘二人は外へ嫁らし、男子三人に娵取つて、父の從弟其妻子共に合十三人居を同しふして睦敷くらせり。父、德左衛門は同村なる山津田谷と云ふ處に久しく住みて長百姓たりしが、此市左衛門に讓りて後は、よろつ市左衛門に任せ置しを、一村の事は元より家の内のこまやかなる事迄、父の思ふ處をたつねて其旨に從ひけり。片田舍の事なれば、なへて禮義も詞も荒々しきに、此市左衛門夫婦の者を初て、其外に至る迄、詞をやはらげ老父を敬ひかしつき、多の家のうちのもの和順して、孝弟の心ふかく、父の從弟の子も交り居れば、夫婦ともにいたはり、我子を惠むにことならず、夫〳〵の妻も家風を守りて、かたましき事更になく、此山津田谷は三谷郡灰塚村の山邊にて、いつれの里にも一里はかりへだゝり、水旱の患へ多く極めて貧しき村にして、高百二十石あまりもあらんに、庄屋組頭など云ふ者も、はるかにへだゝり居れば、敎訓の力も及ひがたきに、此市左衛門長百姓として厚く心を用ひ、念比に導きしかは、いつれもその誠に服して風俗もうるはしかりき。安永二年壬(閏)三月、領主よりほう美として市左衛門に米、妻と家内の者十一人とに鳥目そこはくをとらせけり。

一ツ木村

租高、百四十七石三斗四升二合(廣島縣史、百四十七石三斗四升三合)

笠野の城

一ツ木藤左衛門尉

實留村

租高、九百四十九石三斗九升二合

丸山城

城主、年紀、分明ならず。

孝子、惣七郎

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、三上郡實留村、百姓、惣七、五十才、天明四年褒美。

圓福寺

本尊、觀世音菩薩。備後准西國十九番に列す。遍(扁)額の歌に

朝日さす、山は佛の、說そめし、法のひかりと、おふきてそしる(故中戸千葉之進氏手帖には、法の光をあふきてそしる、とある)。

是松村

租高、二百七十四石三斗七升(廣島縣史、二百九十四石三斗七升)

板橋村

租高、千四十五石五斗八升二合

大久保村

租高、三百六十二石四斗四升九合

西備名區卷之六十九　畢

西備名區卷之七十

三谿郡　上

統畧

方境

東、奴可郡。東南より直南、世良郡。西北、三次郡。北、三上郡、惠蘇郡二郡に界す。

租高、一万九千三百三十三石三斗三升八合

屬村、三十八

和智、向江田、萱瀬、仁賀、光清、灰塚、大谷、安田、雲通、清綱、丸田、吉舍、吉舍河之内、粟原、三國(玉)、辻村、檜村、海田原、矢井、矢野地、敷地、長田、志幸、木乘、三郎(良)坂、多利、江田之河内(江田河之内)、岡田、大田幸、小田幸、海渡、高杉、廻り神、糸井、三若、有原、石原、上田。

江田川

水上六つあり、江田に會して三次郡へ入る、是鴻の川 又三次川 の川上也。

一は三上郡赤川、實留より南し西し、當郡仁賀に入り東南し、又一水、奴可郡和智川西して當郡大谷へ移り、安田、灰塚を經て仁賀に會して江田川に入る、是二水也。

一は世良郡山中、福田、長田より出て當郡辻村へ北し、又一水、世良郡戸張、德市より當郡丸田へ西北し、吉舍川之内にて辻村川に會し、三國より北し西して敷地へ移り、西北し、三良坂へ西し、木乘、岡田へ北し江田川に入。此川、吉舍より江田に至る迄、通路三里余の内、九度わたる。

一は世良郡敷名より東して三若へ北し、海渡を西し、大田幸、小田幸、志幸へ北し、川の内を經て江田川に入り、西に流れて三次郡畠敷に入る。

一路、奴可郡より和智村に入り、大谷、灰塚、光清、矢野地、仁賀、多利を西して三良坂に至る。又、大谷より南路を經て光清にて一路に會す。

一路、世良郡宇賀より當郡雲通へ移り、吉舍へ西し、西南して三國へ西し、又西北に折て矢野路(地)に入り、南して敷地を曲行し、北し西して三良坂に會し、西し北して江田に至り、西南して三次郡畠敷に至る。此道筋、吉舍より畠敷に至る迄、道程四里餘の間に川を渡る事十度なり。

一路、世良郡下津田より北し、上田を西し、石原を西北し、海渡、三若を西し、高杉、廻り神より北して三次郡坂(板)木に移る。

五鄉

和名類聚抄云。　三谷(ミタニ)　一郡の号、今の大谷なりとそ。　松部　江田(エタ)　今一鄉の在名　額田(ヌカタ)　刑部(サカカベ)。

三谷郡　上

和智　向江田　萱瀬

光清　灰塚　大谷　安田　仁賀

雲通　清綱　丸田　吉舍

吉舍川之内　粟原　三國(玉)

和智村

租高、千三百十石二斗五升六合

千三百二十一石五斗三升八合（廣島縣史、千三百二十一石五斗六升八合）

和智城

和智九郎

和智、本姓廣澤氏。江田城より出て此處に城築て和智を以て稱とす。是、和智氏の祖也。城築年紀分明ならず。

同　豐後守入道　同　豐後守元長　同　豐後守元實　同　豐後守實春

和智又九郎豐郷　一稱二湯谷一

同　又八郎久豐

永祿五年、毛利、大友和睦なつて、隆元、七月七日藝州廿日市に歸り給ひ、九日吉田郡山の麓に着給ひ城に入り給はす、直に雲州へ御越の積りにて、若君輝元來り見へ給ひ、八月二日船木に着、三日の晩、和智元實饗膳奉るべしと申すによつて、尤宜かるべしとて彼舘に趣き給ひける道の程にて、後の山にあたりて一二百人の聲して喞と唉ひけり。元實は隆元朝臣の叔母聟なりける故、何の用心もなく打とけておはしましたりければ、よに不審に思ひ給ひけるにや、あれはいかにと問ひ給ふ。傍に侍りける士共、いやくるしふも侍らはず、御馳走の爲に元實鹿狩を申付侍らひしが、矢比近き鹿を射外しつるとて斯笑ひ申候なりとぞ答へける。斯て元實が舘へ入給ひければ、饗膳結構し、水産陸產の珍菓嘉肴を盡しけり。隆元朝臣笑談快然として數盃の興を催ふされ、夜いたく更ぬれば立歸り給ふ中途より腹痛甚しかりけるが、辛ふして旅宿に着き給ひ、灸針服藥の術を盡されて、少は快くおはしけるが、同四日へ越きける（越る）曉、俄に逝去し給ひければ、御供の人々こはいかにと悲しめどもかひぞなき。行年四十一才云々。吉田の大通院へ葬禮し、常榮寺殿華溪榮公大居士と稱しける。（以上、陰德太平記、卷之三十六、毛利大膳大夫隆元朝臣逝去之事の條參照）。此後和智は吉川、小早川の手に從ひ、度々出軍高名を勵みけるが、隆元の卒去は毒殺なりと讒する者あつて永祿十一年四月初旬、宇都宮退治として兩川豫州五々嶋へ着給ふ處、元就朝臣より平佐藤左衛門、長井右衛門太夫を使者として和智、湯谷兄弟を誅伐有べき由宣ひ遣はされけり。兩川評議して先此度は御宥免有へきよし、さま〴〵宥め申されければ、元就も實にもとや思召給ひけん、先當坐の死罪を宥め、嚴嶋の押へに置れし佐武越後守、皃玉肥前守兩人に預けられけり。其後程經て和智隆實如何思ひけん神前に取籠り、燒草取込み、討手來らば當社を燒き拂はんと巧みけり。因レ茲元就朝臣より近習に召使はれける熊谷右衛門尉に嚴嶋へ渡り、和智を可二討果一と謀の次第云含めらる。熊谷頓て彼地へ渡り、神前の廻廊に忍ひ入り、和智右衛門尉が內外へ出入するを伺ひ、走りかゝつて無手と組み、熊谷大刀なれば些も働かさず、廻廊迄引出し、元就の上意の趣き言ひ聞かせ刺殺けり。和智も去勇士なれば、斯やみ〴〵と討るべきにあらざれ共、寶殿を燒かんとせし惡逆により、神罰立處に蒙り、言ひ甲斐なく討れ、武名をくたすのみか、未來は八大地獄に沉淪して、獄卒の鉄棒を喫し、永々の苦患遁るゝ期あるべからす。舍弟湯谷又八郎久豐は、利（理）を盡して宥めければ、頓て頭をのへて切られける。郎等三人も頸をはねてけりと云。（以上、陰德太平記、卷之四十一、和智湯谷事之條參照）。

和智氏の居城の地多し、其傳ふるまゝ記レ之。父石、油木の條と異なり、見合すへし。

國廣山城

國廣石見守

向江田村

租高、千七百六十二石七斗一升三合

千七百六十二石七斗九升三合（廣島縣史、千七百六十二石七斗九升）

江田郷

和名類聚抄、五郷の一處。

江田簇返城

廣澤左衛門尉實高

廣澤家、其先は八幡太郎義家より出たり。義家の次男足利式部太輔義國、其男左衛門尉義廉、義廉男矢田判官民部丞義清、義清男義實、相州廣澤に住して廣澤を以て稱とし、廣澤三郎判官代と名乘、廣澤家の始祖也。義實嫡男は仁木太郎實國、仁木の祖なり。次は廣澤三郎義秀、其次細川次郎義季、其次戸賀崎三郎義宗也。義秀男廣澤三郎義政、其男三郎義重なり。一說に。義重の嗣廣澤左衛門尉實高と云ふ、實高はしめて備後に下向す、本州廣澤氏の祖也。江田、和智、由木は此家より出たりと。

又、藤原系圖に。秀鄕末葉、河村山城權頭秀高弟與惣實方、初而廣澤と稱す、其男實高、實高男左衛門尉實能とあり。

是は秀郷より十一二世に至る。

源氏は滿仲より是も十一二世に至る、家姓源氏とする處多し、可レ考。

東鑑（卷十）に。建久二年二月四日、右大將賴朝卿、伊豆箱根兩所へ御參詣の時、義重先陣の隨兵たり。

同五年十一月廿一日、賴朝卿、鶴か岡三嶋の別宮へ御參詣の時、御靈の前の濱にて、十番の（小）笠懸あり、第十番の射手は曾我十郎祐信、廣澤三郎義重（重義）なりし。（東鑑、卷十三參照）。

東鑑（卷二十）云。建曆三年癸酉六月二十五日、甲午、廣澤左衛門尉實高、自二備後國一歸參、是令二海陸賊徒蜂起一之旨（間）相（爲か）鎭之去々年爲二使節一下二向彼國一、而通二志於義盛一、令レ用二意征箭尻百腰一送遣之由、讒訴出來、被レ仰二在京之士一、可レ誅二其身一之趣、及二御沙汰一、實高不レ知レ之、今日既所レ令二參着一也、彼傍輩（一本、朋友）等察（密）告、之間（則）波多野中務次郎經朝以下一族相共參二列　御所一、屬二廣元朝臣一申云、於二征箭事一者、（全）不レ備二彼賄一、義盛爲二侍所別當一、稱二別仰一相催之間、存二別忠之由一遣レ之、訖且義盛書狀及二御覽一、載二　仰字之（上ニ）、不レ能二左右一、實高多年昵近奉公之間、兼知二食無貳之由一訖、今又陣（陳）謝之趣有二其理一、如レ元可二昵近一之旨、直被二仰含一云々。

此時より子孫、備後に住して繁茂すと云ふ。

廣澤三郎義尙　後、左衛門尉に任せらる。

同　三郎義春　**同　三郎義久**

同　備前守義之

初名、三郎。傳に云、義重之子孫、義尙、義春、義久と相續て後、備前守義之に至り備後に住す。是迄此處を領すと云へども各鎌倉に昵近して此にあらす。義之、備後に下向してありし處、後醍醐天皇の御宇、元弘三年、天下大にみだる。　天皇隱州に遁れさせ給ひ、其後伯州船上山へ御遷幸まし〳〵ければ、近國の兵多ふく從ひ奉れり。此時、江田三郎行義、廣澤三郎義之兵を起し官軍に組す。行義は此頃鎌倉に在番してありしかは、新田義貞に從ふ。其傳別に記す。義貞、足利尊氏と鬪諍に及へる時、義之は足利家に屬せり。

廣澤三郎實綱

父子足利尊氏卿に從ひ、京都の戰ひ破れ、尊氏西國へひらき給ふに從ひ、筑前多々良濱の合戰に軍功を抽つ。曆應年中柏原某と云ふ者、備後國において城郭を構へ武命に背き、剩へ狼藉をなす故、足利家の執事仁木左京太夫賴章、奉書を以て竹田五郎、廣澤三郎相俱に彼城に馳向つて討取へき旨下知あり、よつて兩人牒し合せ押寄て是を誅伐すと云。

備後國にて蜂起せし柏原と云者、其所在をしらす。王代一覽に、正治元年十一月、近江の國士柏原彌三郎背二　勅命一により、賴家朝臣に命せられ、武士をして是を討しむと見へたり。實綱の討し柏原は此彌三郎が子孫當國に遁れすみて起りしにや、然れ共其據りし處の城地分明ならす、竹田又其所在をしらす、藝州の武田にや。

藝州の武田は實綱より後に來住せり、あたらす。

廣澤兵庫頭重家

實綱後孫、大和守と稱す。實綱以來數世闕。

同　兵庫頭元家

重家の男。

同　尾張守忠信

元家男。關東に趨き大田信濃守に從ふとそ。太田源五郎三樂才事　武州岩槻に居城す。太田、松山城に上杉朝定を籠め置、二の丸に忠信を置けり、よつて二の丸を廣澤曲輪と云。然るに天文十五年、北條氏康、松山の城を攻し時、難波田又次郎逆心して北條の人數を引入れしによつて落城し、忠信自殺す。忠信の男を尾張守信秀と云ふ、後、三樂齋不意に松山を取かへし、朝定、信秀をして守らしむ。後、永錄五年北條の爲に松山を明け渡し、信秀、岩槻に歸る。三樂齋討死の後、北條氏康に從ひ、信秀子尾張守重信次男、關根織部勝直俱に從ひ、度々軍功を盡しぬ。元龜三年、北條氏房、下野國に出張して小山の宿を打破りし時、重信十八才にて初陣に先駈し、氏政、森下城攻には先登し、田子の城攻め皆川邊大平山に發向の時も勇名を顯はし、天正十八年小田原籠城に防戰の術を盡し、和交の後、重信、勝直、氏直、氏房に從ひ供仕せしが、秀吉の上意として供人減せられ、翌年いとま給はりて關東に下り、日を經すして結城參河守秀康卿に仕へ、越前に供奉し、少將忠直卿に仕へ、越前家內亂の故に、重信、小笠原兵部太夫殿へ預けられ、信州松本に至る。兵部太夫殿大坂にて討死の後、松平丹後守殿へ預られ、同しく松本にあり。其後御赦免にて駿河大納言君へ勤仕す。其子三郎平と云ふ者、黃門公御逝去の後若挾（狹）の酒井氏へ御預けとなり、彼侯の御家人となるとそ聞へける。

小田原籠城侍大將十三人の內

廣澤尾張守　關根織部　尾張守弟
氏房の士卒、都合三千餘人。
又、一紙に云。
一、十　人　利根川預り透破　甲賀忍者
一、三十人　中山預りノ透破
一、二十人　町田預りノ透破
右大方此分ニ相定候、無レ妄可ニ申附一候、此衆者、必定二十二日ニ各並ニ先ニ可ニ打立一候、已上。
二月廿日　氏房判
廣澤尾張守殿

右は、武家高名記の意。
右、廣澤家、本州殘居の事跡、天文に至る迄分明ならす、闕レ之。

小早川備後守瀌平
備後守護にして藝州豐田郡沼田高山城主左近將監春平の男、美作守則平男子なく、貞平の末子家を繼く、瀌平是なり。家譜に文明四年十二月三日、江田城に卒去す、時に五十七才、保家三十三年、法名本源常玄大禪定門と號すと云。

江田尾張守隆貫入道
天文二十一年、陶尾張守晴賢、大内義隆卿を弑せし條、京都に聞へて將軍家は勿論　朝廷にて陶氏追討の評定窓り給はずと云へども、畿内の兵革いまだ謐らずして、誰をか討手の大將に向け給はんと、公家武家の評議更に決せず。于レ茲山陰道の守護職、尼子右衛門督晴久は父伊豫守經久武勇の鉾先を以て討治めたる、備後安藝の兩國、大内に取かへされたるも無念なる比ほひ、陶氏勘氣を蒙り誅伐評議ありしと聞へしかは、此時斧鉞を望みて陶を追討し、多年の憤りを休めんと議して、京都へ使節を以て斯と望訴に及ひしかは、公家武家是ぞ渡りに船を得たる心地して、晴久こそ血氣の勇將なり、陶退治年を經べからずと、頓て　院宣に將軍家の御教書をぞ給りける。晴久喜ひ、先備後安藝に發向し、放火して直に可ニ打入一と議定し、分國に廻文し、三万餘騎の着到付て、天文二十一年七月朔日、先陣牛尾彈正少弼、同信濃守、米原右馬介、同平内左衛門尉、雲州冨田を打立、同國赤穴に陣を取る。斯る處に備後の國江田の城主江田尾張守隆貫、同一族祝詞甲斐守、同治部太輔、陶、大内に叛きて三千餘騎にて一揆蜂起し、江田、祝司の二城に楯籠り、尼子の陣に使を立て、招かざるに味方となりければ、尼子の先陣是を喜ひ、大將晴久を待たすして江田の庄に打出たり。江田尾張守隆貫入道は、頃來は大内家の幕下に屬し居けるが、山内大和守が異見によつて忽志を變して尼子家に一味せり。元就朝臣此由聞給ひ、江田は義隆卿には内緣に付て重恩を得たり、今義長、陶を背に於ては幸に我義隆卿の讐を復さんと、日夜心身を勞する事深し、渠が知る處なり。去りながら今陶に敵對の色を顯はしては我家の爲ならす、暫く陶と一味の躰にもてなし、押寄て討果すべし、彼我と一味同心して陶を討ん謀をこそなすべきに、却而尼子に從ふ事、義隆卿受恩報謝の志は全無レ之者也とて、天文二十一年七月（陰德太平記卷二十一、備後國泉合戰之事の條には五月）中旬、四千餘騎を引率して備後國へ打越へ給ふ。江田入道叶はしと思ひ、懼て尼子晴久へ早打を以て急を告たりけり。晴久是を聞かれて、毛利元就小勢にて打出る事こそ願ふ處の幸なれ、急き後詰して一戰に討取、破竹の勢ひに乘つて藝州を切從がへ防州へ押入べしとて、雲伯作石の勢を催ふされ、二万餘騎にて雲州冨田の城を打立れける。此に油木何某も尼子に一味して、或夜藝州の陣へ夜討をかけしが、何仕出したる事もなく引退きしかは、惜き油木（陰德記、浦木）が行跡哉、先彼を攻めよとて、藝州勢道より彼表へ打出、七月二十日諸陣を堅め人馬の息を休めて明日押寄んと擬する處に、尼子修理太夫晴久、同日着陣せられ、油木が味方に組せしにに、力を得て、敵を一時に追ひ立んと、尼子紀伊守國久、嫡子式部太輔誠久、二男左衛門太夫敬久を大將として、牛尾遠江守、卯山飛彈守、米原左馬允、櫻井刑部少輔、廣田隱岐守、正田右衛門尉以下五千餘騎、晴久の本陣に五十餘町先達て萩が瀬表へ打出らる。陶入道先達て是を聞き、嫡子五郎長房、次男德壽丸を大將とし、屬隨ふ輩には同苗安房守隆信、杉森下野守、同一族杉治部太夫、内藤下野守、天野藤内、阿川左衛門尉、三浦越中守、弘中三河守、朝倉右衛門太夫、山崎但馬守、長野修理亮、野上隱岐守、伊加賀左衛門太夫、仁保右衛門太夫、宇野修理亮、原田五郎、吉弘右衛門太夫、小幡左衛門尉、大林和泉守、新里式部太輔江良丹後守、進藤豐後守。藝州武士には天野中務、吉川治部少輔、阿曾沼中務少輔。備後には木梨、楢崎、杉原等也。毛利右馬頭元就朝臣は先達て出陣あり、尼子勢と對陣せらる、其勢都合四万五千餘騎、江田表に着陣あり。同廿五日毛利元就一手に安藝勢を添られて、祝司の城を圍みて攻め動かす事、天を動かして夥し。城主甲斐守隆則、同治部太輔僅五百餘騎なれば、軍叶はすして悉く討れて城は落にけり。

此軍、高杉城に委しくしるす。
此に毛利右馬頭元就は、尼子は當敵、陶は心に含む敵なれ共、味方と思へは此軍に助けあり、後にこそ術有べしと、一勢皆涌喜の和泉山に打上り陣を取る。牛尾、米原三千餘騎後詰としてひかへたりしが、大内、陶が大軍に辟易して、和泉山の敵は小勢なり

れば、一軍して追拂ふへし、定て大將晴久此に出張有つて大内と一戰有べしと議して、吉川陣の後に進み來る。吉川元春敵に後を突れては叶ふまじと、萩が瀨に打下り、橋を楯にして矢を放つ事雨の如し、敵御方矢軍に時ぞうつりける。尼子方先陣の大將紀伊守國久、安藝勢の橋を前に當て備へ矢軍するを見て、軍を三隊にわけられたり。先陣は尼子式部太輔に卯山、米原、疋田相從て二千騎なり。二陣は左衛門太夫に牛尾、櫻井等一千餘騎、其後は紀伊守二千餘騎にてひかへらる。是は一陣二陣を以て元就父子に渡り合ひ、攻戰を勵まさば勝とも負る共敵の備へみたるべし、其時國久簇本の勢を以て無二にかゝつて敵の將を討取んとの行也。藝州勢も先陣は吉川元春を大將として、國人に熊谷伊豆守信直、香川左衛門尉光景、飯田七郎右衛門義武、山田左衛門太夫、福嶋三郎左衛門、遠藤左京亮等二千餘騎、萩か瀨の橋を前にあて備を堅め、冑の星を羅ね、甲の袖を並へて扣へたり。元就、隆元父子二人、是も二千餘騎にて後なる小高き處に扣へ給ふ。和泉入道父子は處の案内者にて候得ばとて先陣にすゝみ、一合戰仕るへくにて候とて元春の手へそ加はりける。敵味方、初は橋の兩方へ進みよつて、射手を進めて矢軍に時を移しけるに、萩か瀨表既に合戰初りぬと、晴久の本陣へ告來りける間、急き力を合すへしとて、河添美作守、立原備前守、伊藤入道、三澤三郎左衛門、松田勘解由、目黒佐渡守等三千餘騎を差向けらる。又先陣の樣躰によつて一戰を遂へしとて、晴久の本陣も二十餘町を進まれける。國久父子は合戰始りなば頓て晴久馳加はり給ふへし、いまだみかたの勢の續がさる先に敵を追立、一身の高名にせんと思ひ、戰を急にして忽橋の上にぞすゝまれける。元春も又晴久の大勢、後に續きなば勇々敷大事なりと思ひ、急き先陣を切崩さんと思ひ、大音上けて士卒に下知し、一途に進んで渡り合ひ、火花を散らして戰はる。出雲勢の大將は其比世に鬼神の樣に唱へられたる國久父子なり、藝州の大將は大剛強と名を得し元春、當年二十三才の若大將なれば、勇烈金輪の高山に登る勢ひなるに、新宮黨、國久父子とは今日初めて手詰の勝負を決せらるゝ事なれば、手並の程を顯はさんと、剛強は日比に百倍せり。去程に橋の上の戰ひ既に火出る程なりと云へ共、此程の霖雨に水重增り、逆浪奔水岸をひたし泥を浮べし故に、何處渡瀨とも知らざりければ、互に川を渡すべき樣もなく、唯橋一條を賴んで迫り越られじと、援に援んでぞ戰ひける。此に出雲勢の中に米原右馬允と名乘り、三箇度の合戰に每度眞先にすゝんで敵數多突伏せ、命を限りに戰ひける形相は、源三位入道の郎等、渡邊省授續の源太等が宇治橋の上にして猛威を震ひしも斯こそありつらめと、敵も味方も是をみて、哀れ剛の者かなと感せぬ者はなかりけり。斯て兩陣の兵ども、橋はせばし、外に渡すべき道なければ、荒手をかゆべき樣もなく、横を打べき行もなく、徒におめき叫ふ計りなり。元春是を見給ひて、いつ迄勝負を決せては有べきぞ、いで物見せん續けや者共と、自鎗引提け、既に橋を渡さんとし給ふを見て、新庄勢は言に及はず、熊谷、香川、飯田、山田、福嶋、遠藤等、誰かは後に殘るべき、無二に懸りて押崩さんとす。出雲勢突立られて引退く處に、米原右馬允、こはいかに後れたり、進めや者共とて眞先に立、髪を霞期と振舞ければ、藝州勢少痰(ヒル)んでみへける間、米原勝に乘りて此勢ひに橋を追ひ越んと、小躍りに躍つて進んたり。當國の住人、作木(陰德記、佐久木)新右衛門とて聞ゆる精兵の手利あり。橋狹くして渡るべき樣なかりければ、河下の方へ廻り、差詰め引詰め射たりけるが、米原か我身一分の大事と、眞先に進んて戰ふありさま、殊に射よけにみへければ、能引て放ちけるに、其矢石(不)レ錯、脇坪を肩先かけて尉徹しける間、さしも樊噲が勇をなしゝ米原も、大事の痛手なれば何かは少しもたまるべき、鑓をかしこへからりとすて橋より眞逆さまに河水の中へ落たりけるを、佐久本得たりやと弓を投捨て、川へ飛込み走りかゝり、引寄せて首をそかきたりける。藝州勢是に力を得て、鑓長刀の切先をそろへ、一度にとつとかゝりけれども、引立たる勢なれば耳にも聞き入れず逃行ける間、式部太輔も今はわづかの勢にて戰ひ勝へき樣もなく、二三町計ぞ引かれける。藝州勢勝に乘つて追駈んとせしが共、元春敵は多勢なれば、味方狹き橋を追ひ越て又引かん事難かるべし、早引取れやと下知し給へは、熊谷等一番に勢を打入る。又橋を前にあて射手をすゝめ備を堅めて控へたり。二陣の尼子金吾は、敵勝誇つて什伍(の)亂れたらん虛を討へしと、引味方を押除けて駈(懸)らんとせられけれども、道妨となつて更に進まれず、傍なる畠の中田の畔を傳ふて懸られける程に、吉川勢は、はや引取て待かけたり。金吾大音上けて、敵は初度の戰ひ手痛かりければ、定て精力盡ぬらん、息をつかせず攻め戰はゞ一定味方利たるべきぞ、すゝめや者共と橋の上へ一度に喚と攻め上る。元春は兼てより金吾無二に懸り來るを見て、今度は橋を敵に渡させ、半途を討て利を得んと思ひ、敵に橋を越させよと下知し給へば、士卒あへて遮らず、故に敵の先陣安々と橋の上にすゝんたる、されども敵鏃を揃へて待たれば、少し渡り兼てためらひけるを、後より金吾すゝめや者共と大音あけて下知せられける、諸卒一度にとつと橋をこへ、射れ共切れ共少も用ひず進んたり。元春敵勢半越へたるを見て、かゝれやと指麾(サイキ)を取り、身をもんで下知し給へば、新庄勢は國人等に先を越されしと思ひ、熊谷、香川等の者共は元春の簇本に先達んと進み、互に先を爭ひて懸りける程に、雲州勢忽戰利を失ふて、又橋より引かへして逃けて行く。金吾いまた橋を渡さゞりけるに、早先陣逃來りける間、こはいかにと怒られけれども、既に引足に成たる勢なれば、又立直す事こそなかりける(れ)。藝州勢敵の後陣に國久二千計にて控へられたるを見て、今度は橋を限りに追ひかけ、一人も向の地へは渡らず、元の如くに引取て備へけり。國久は馬を早めて馳來り入替らんとせられけれ共、敵早く引ければ力なく怒りをおさへて、暫くは敵陣を白眼み齒を切つて立れたり。國久後日に金吾に語つて曰、元春は

二十歳計りの若大將なれば、強剛一遍にして戰を先にし謀を後にせらるべき間、欺くに易かるべきと思ひつるに、合戰のかけ引き備の立樣、西國に肩を並ふる者あらじ、汝等もよく見置て、敵ながらも元春の手段を學ふべし、元就は子迄よく生れたる果報目出度大將かな、されば弓箭子孫に至つて衰へさるを、弓取の天義植(稙)公を再ひ天下の武將となし奉り、其身七州の大(太)守とは言ひながら、九國もまた大半手に屬しぬれば、元就に比せば武名の譽れ世に高しと云へ共、其子義隆に至て行跡武にもあらず文にもあらずして、堯の子に丹朱あるが如し、是を思へば元就弓矢取て武運の天に協ひたる事は、義興に增りたり、弓取の子を持は元就にあやからまし事なりと言れしは、是や古徃魏曹操屢孫權が爲に破られ歎息して曰、子を生は孫仲謀が如くなるべし、向者劉景昇、兒子は豚犬ならくのみと云ひけんも斯やと思ひしられけり。去程に晴久先陣の軍利を失ふと聞かれて、急き本陣を寄せられければ、國久又先陣として橋を隔て矢軍あり、吉川勢は今朝よりの合戰に勞れたれば、元就、隆元二千餘騎にて入替り給ふ。吏部金吾は今朝戰利を失ひたれば、川を渡つて耻を清むる一戰せんと、已に川水に臨まれしかども、龜井、牛尾等、河水以の外に增り候得は、假令渡り得給ふとも士卒多は溺死仕りて侍らはん、殊に日も薄暮に向たり、又大內、陶が兵、江田か城を圍んで對陣せり、是をよくおさへて合戰せは、明日へ差延られ一手は案內者を先に立、夜の內に川を渡し、一手は橋を越へて兩方より懸り給ひなば、勝利の術にて候べしと異見を加へける內に、已(に)日西山に舂けれは、兩陣互に勢を打入れけり。尼子勢は一兩日かうちに川の上下一二里が間に渡瀨を尋ねて渡り、三方より攻め戰かはんと僉議せられしが、其曉より又大雨頻りにふりて水彌增りければ、密策設る處なく、晴久は釜が棟に陣を居へ給ふ。元就父子三人は志和智に陣を張り給ふ。斯て元就今日討取たる首共實撿し給ふに、顎六つあり、其中に作木新右衛門、米原が首引提けて元就の前にすゝんて實撿に備へけるが、米原鉄漿(カヂマクロ)眞黑に付け、亂れたる髮に燒き留めたる香の、はつと匂ひたりければ、元就哀れ大剛の者や、今日討死と思ひ定めたりけるにこそ、勇の勝れたるのみか心樣も又艷(ヤサ)しき兵かなと感涙を流し給へば、滿坐の諸侍皆鎧の袖をぞぬらしける。古の實盛は墨にて髮を染て名を北國の古鄕に殘し、今の米原は燒く香に髮をこがして勇を備陽の戰場に留たりと、其比万人の美談となりて、聞者感を催ふせり。去程に霖雨晴れ間なくふりて、河邊の民屋共は皆水底に成つて、林薗河流と變し、釣船楫を渡り、鮎魚も竹に昇るべき形象なれは、兩陣劍戟をとらん樣もなく、互に水の落足を待て、徒に日數を送る處、備後の國人共、元就朝臣を諫めて申樣、味方わつかの勢を以て二万の敵に對陣せられん事、勝敗の理更に心得かたく候、新宮黨先日の負軍に無念を起し、當陣を枕として討死し、會稽の耻を雪んと齒噛して居らるゝよし承つて候、國久父子の勢も三千は有へく候、尤防州勢江田城を圍んでありと言へども、是は一向味方の便りとなるべき躰はみへす候、

三千人を一死蹴となして戰ひ候はゝ、如何なる堅陣強將なりとも、などか破らでは候べき、增て晴久二万人を以て前後左右より懸らるゝに於は、假令一陣二陣をば切崩させ給ふとも、終には味方敗軍たるべきか、進退は敵に從ひて變化するを將の道と仕にて候得ば、萩が瀨の合戰、味方二度迄勝利を得られ侍ひしを一面目にして、當陣を引かせ給ひ候べし、楠正成、天王寺へ出張、京勢を二度迄追ひ崩し侍らひし時、宇都宮五百騎にて向ふと聞て、三千の勢を具しながら天王寺を引退き、重て又多勢を卒(率)して寄せしかは、宇都宮も又前に正成が引たりしを面目にして、都へ引返し侍らひし、かゝる例も侍らへば唯先引かせ給ひて、重て多勢を以て御出張候べきかと衆議一同に申されけり。元就聞給ひて聞迚する樣や候へき、合戰は勢の多少によらず、將の强弱、謀の臧否にある事にて候、たとひ吾四千を以、晴久の二万に負たりとて、武將の瑕瑾にあらず、若又討勝なば武名は天下に顯然たるべし、當陣は地險難なれは、敵何万騎を以て攻るとも輒く切崩さる事は候まじ、よし人々は何ともあれ元就においては引くべき事は思ひより候はすと宣ひける。斯て元就は晴久味方の大勢なるを賴んで、敵はよもかゝらじと、そゝろに油斷して有へし、いさ一夜討して切崩さんと窓(宋)戸、天野、熊谷、香川等の國人に僉議して、同八月(陰德記、六月)朔日の夜忍ひに馳たる兵どもを敵陣に遣はし、陣取の樣躰よく窺ひ見せられ、同五日の夜切懸らんと定め給ふ。去程に尼子右衛門督晴久は此時馳向ひ後詰の合戰は幸なりと軍議決すと云へ共、若軍利なき時は後日發向の利を失ふ處なりと控へて進まず、空しく日こそ暮しける。陶方には毛利勢、萩が瀨に先陣して切勝ければ、陶方勝に乘つて晝夜間なく攻め寄せて、既、江田城の水の手を攻め取しかは、今は城中渴に臨んで宸期時を待計なり。此江田城と云は、兩城に構へて出城に水盡きず、本城に相圖して大綱を引渡し、瓢に水を入れ透間なくくり引きける。寄手是を見て、此水瓢を誰か射落さんと下知をなす。弓精の者共、數千の矢を放つと云へ共甲斐はなし。此に安藝國の住人桂左衛門太夫元澄と云精兵の射手あり、日比掛鳥を射て譽れあり、彼は毛利の兵なればとて、陶五郎長房より元就へ御下知あれとすゝめられたり。元就へ承り、さらば一矢仕れと下知急りなりければ、元澄すゝみ出て矢を放ちければ、數百通はす水瓢を悉く射落したり、敵又よな〳〵くり引ける、桂是を見て大鴈股打つがひ、大綱ふつと射切ければ、敵も味方も射たりや射たりと胡錄(箙)をたゝいて閧の聲をぞ作りける。元曆に那須(野)與市資高、扇の的を射て備中國洲江の庄を賞せられたり、賞祿し給へと匂りければ、資高は源氏の流れ、元澄は桓武の末なり、平能登守教經より以來、平氏にかゝる射手はなし、賞功は時を延はさすと云へりとて、長房より元就へ談して即時に能登守に受領あり。元澄、嚴嶋大明神へ祈誓して數百の水瓢を射落したれはとて、大矢に大弓取添て嚴嶋明神の寶藏にそ送りける。

又一說に。安藝國桂の城主桂左衛門太夫元澄は平姓なり、毛利元就の一族にて侍大將を勤めけり、天文二十二年、江田常陸介同祝甲斐守、尼子晴久に組みし、備後安藝の魁として勢を催すと聞へて、元就彼を退治せんと、一万餘騎を引卒(率)し、江田城を打圍み、日夜攻め動かし、先水の手を攻め取ける。然るに此城兩峰峙へ、本城には水あり、二の丸には水なし、是によつて兩城の間に大綱を引渡し瓢簞を數百釣て水を引き取る事、日々夜々止む時なし、元就此躰を見て、誰ぞ弓の達者水を通はす瓢簞を射割べしと下知し給へば、桂元澄進み出て射割けるを、城兵見て早引にせよと、鳥の飛か如く引渡しけれども、元澄是をも射落しければ、藥鑵々子の類を釣て通はしける。味方の者共射たりや射たりと暫く軍を止めて見物す、迚(も)の事に彼大綱を射切られよと言ひければ、元澄心得たりと大鳴股を打番ひ、暫く堅めて兵と放てば、あやまたず大綱切れにけり、是より城中水にかつし、本城に逆入、終に和を乞降りけり。是ひとへに桂元澄が功によつてなり。寔に楊由が再誕共言ひつべし。昔、源平の戰場にて那須の與市は扇の的を射て天下に名を發す、今の元澄は數多の水瓢を射割つて城を落す、其功いつれかおとらんや、元澄が弓精、平の能登守教經より以來、平氏に無レ之と、頓て能登守に任せられけり。其弓と矢をば嚴嶋の寶前に納めて今にあり。

傳に云。其比西國に桂が弓精と威を震ふ。後、弘治元年九月初め、大江元就、櫻尾の城にあつて嚴嶋へ渡海の處に、敵船六艘にて押懸けて是を攻む、時に桂元澄矢數を放つて防しかは、敵は桂ぞと引退く處を、みかたわつか六十人の小勢を以て、敵の三百人を追ひちらし、大半討取勝利を得たりしは、桂が弓精の威德なりしとかや。

右は武家高名記の趣きなり。陰德太平記には高野山攻の時の事とす、可レ考。

物軍此に纔を得て勇みすゝみ、切岸の下に攻め寄せしが、城中より玉箭を放つ事しげく、手負死人算を亂すが如し、中にも安藝國の住人、粟屋彌七郎元次は弓手の眼を射させて痛手なれば馬より落て臥す、郎等走り來つて矢をかなくり捨て、肩に引懸け退きけるに、元次云ひけるは、今の矢を扳くまじき物を、昔鳥の海の彌三郎が鎌倉の櫨五郎景政が弓手の眼を射させ、其矢をぬかず三日持て廻り、終にかへり矢を射たりと云へり、我又鳥の海か末流なり、幸に名も彌七郎と名乘つて、乙の矢を射ずんは末代の恥辱ぞかし、敵は見へぬかと言ひも果ざる處に、首をとらんと木戸を開ひて蒐出たり、元次是を見て天のあたへと悦ひ、郎等の肩より飛ており、弓に矢を打番ひ兵と放ては、敵は石階より逆に倒れ落たり、郎等走りよつて首を取る、不思議と云ふもおろかなり。是則粟尾(屋)が眼を射し敵なり、是はひとへに九万八千の軍神擁護の印か、八幡大神の哀憐を垂れ給ふか、楊由が再誕かと、人皆感しあへりけり。元次が先祖怨敵にたぶらかされ、討れて惡靈となり、終に敵を亡したりし。今の粟屋大明神と崇めし備後安藝七箇所の明神の末なれば、此神の靈驗かと、時世の人此明神を敬せすと云ふ事なし。去程に江田の城には水の手射落され、士卒水に渇し精力盡き果、弓折れ矢種たへて、軍勢夜に紛れ落去りければ、終に叶ふへくもみへす、尼子晴久は同五日の辰の刻、釜棟の陣を拂つて山の内に入て、彼處より日毎に足輕を出し、在々所々において野伏軍惠らす、江田は同夜亥の刻はかりに江田高城に火をかけて、是も山の内へそ引入りける。高城は新宮黨陣城　因レ茲陶長房は本州も氣遣はし、元就おはせば後に心懸りなしと、藝備の勢を悉く元就へ屬し歸陣せられける。元就夫より伊山に陣を居へられ、霜月迄對陣ありければ、江田入道も堪へ兼て、同十三日旗返の城を開ひて山内へそ含みける。因レ茲晴久も長陣も今は詮なく、山内を引拂ひて雲州へ歸られければ、元就父子も凱歌を唱へて藝州へこそかへり給ひける。此合戰一條、五月より霜月に至る近來の長陣、武家高名記、殘太平記、備後舊記、陰德太平記等の諸書を以て、大かひをしるす。

一本古城記に。永祿年中、山内隆通、三吉と牒し合せ、江田を追出し祝司を討と。

按に。是は山内、毛利に屬しけれは、江田をもすゝめて降參せしめて、倶に毛利家へ隨はせしならん。

江田宮内少輔

永祿年中、毛利家に從ひ、九州立花陣に出群の功あり。

或云。江田宮内少輔は天文の比、藝州吉川治部少輔興經の一族にて、興經退隱の砌り小羽倉城にて自殺せり、其子宮内の少輔吉川元春、吉川家相續によつて是に從ふとも云ふ。

又云。江田隆貫、後毛利家に從ふ、其男宮内少輔家を繼き當城を賜る共云。

右二說、同名別人なるや、いまた其是非をしらす、並へ書す。

江田次郎兵衛尉

天正年中、毛利侯播州出軍に從ひ、上月合戰に功あり。

孝子、六左衛門

官刻孝義錄藝州譜云。孝行者、松平安藝守領分、三谷郡向江田村、百姓、六左衛門、歲不知、享保元年褒美。

奇特者、三助

官刻孝義錄云。奇特者、松平安藝守領分、三谷郡向江田村、百姓、三助、歲七十一才、享保九年褒美。

傳に云。三助は三谷郡向江田村にて持高四十八石の百姓なり、常に行跡人に勝れ、父母に孝養深かりしが、父母うせし時の哀しみ甚敷、年を經てます〳〵したひ、朝夕に位牌を拜し、生る時に仕ふる事の如し、年貢諸役は村の内の者に先達て納め、國恩を

重んし公法を守り、役人は元より鄉里の人をも、おろそかにせず、常に質素を守りて高も多く持たれば、下部も數多召仕ふと云へども、田畑の勤は自の力を盡し、麁食を甘んし綴りたる衣服を着て、村里の者に交りて恥とせず、親族の内に貧しき者あれば米銀をあたへて其おいめをつくのはせ、其人となり人を惠む心ふかく、己が田の堺を人に譲り、用水の懸りなど水上より水をわかつ事ひとしからぬ事ありと云へども、聊も咎むる事なく、水下に通ふ溝をさらへ、水の懸りのよからんようにと心を盡せしかは、おのづから村の内の者も恥て、三助がふりを見習ひけり。享保九年二月、領主より銀をあたへて褒美せしに、父母の事云ひ出て涙をおとせしとなん。時に年七十一歳なり。終に其銀を祈禱寺に持行て、此銀私の事に用ひかたし、ひたすら領主の爲に武運を祈り國恩を報するの外他事なしとぞ言ひける。其後も猶おこたらず、村の内の鑑ともなればとて、同しき十三年八月重てほう美しけるとそ。

萱瀬村

租高、二百十六石七斗一升五合

和泉合戰に苧か瀬とは此也とそ。

的場山城

加賀井越後守

居城、年紀、分明ならず。

孝子、兵八郎

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、家來淺野甲斐給知、皆瀬村、百姓、兵八(郎)、四十二才、天明元年褒美。按に。皆萱いつれ誤りあるべし。

仁賀村

租高、五百六十石三斗五升八合(廣島縣史、五百六十八石三斗五升八合)

五百七十石四斗四升

光清村

租高、百九十石九升四合

百九十石六斗二升

光清古城山

城主、年紀、分明ならず。

灰塚村

租高、四百四十九石五斗二升八合

七百四十一石四斗三升一合(廣島縣史、七百四十一石四斗三升八合)

福山城

廣澤某元家　湯谷又八郎

居城、年紀、分明ならず、一本古城記のまゝ。

孝婦、つね女

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、三谷郡灰塚村、浮過百姓、四郎兵衛娘、つね、歳二十五才、享保九年褒美。

孝婦、きく女

同書云。孝行者、同領、同郡同村、百姓、善兵衛娘、きく、歳四十一才、同時褒美。

孝子、八之助

同書云。孝行者、同領、同郡同村、百姓、八之助、明和四年褒美。

傳に云。八之助は三谷郡灰塚村の百姓なり。父は清六とて其兄なる勘太郎と倶に家を同ふせしが、五才になれる時父うせしかは伯父の勘太郎に養なはれて人となりしを、勘太郎も子なければとて、此八之助を養子とせり。八之助が十八才の時、勘太郎も病て死せしかは、妻をむかへてとも〳〵に養母によく仕へけり。八之助が人となり貞實なる者にて、農事に心を盡し、年貢諸役の類ひまて貧しと云へども滯る事なく、農事のいとまに茅薪をかり、道の程一里半計りあらん三羅坂と云ふ處に持運ひて、うりしろなし、とかくして世わたるたつきとせり。常に母のしたしみ深くして、母も八之助が舞ひなば小歌うたはんなと云ふに、母のうたに合せて舞ひおどりなどせし事ありき。すべて世の中のおかしき咄なと云ひ聞かせて、老たる者の心をなくさめ、正月または節句の礼なと隣家に見廻ふ外は他にあそふ事なし。母も今年七十一才になり、去年の冬より病にふせしを、八之助心をいため、一村に嫁し居たる姉も來り、八之助夫婦と倶に力を合せて介抱せしが、殊更八之助は始めより側を離るゝ事なく、晝夜居寢すして藥よ茶よと心を付けしが、病ひ重り行しかは八之助が心つかひ大かたならず、此比世渡るいとなみもなさねば、萬乏しくなり行きしにより、夫婦の夜にかつくべき衾をたにおきのりて、寒き夜もうすく着て、老母のよるの物食物なとは、なへて心に叶はざる事なし。十二月晦日の夜、天氣もあしく寒さはげしきに、川水にひたりて垢離をとり、食を斷て氏神の拜殿に通夜して、病の愈ん事を祈り、今年正月にも食を斷て隣郡本村岳音寺の二王に參籠しけり。此地は雪深き處にて、凡四尺計りもふりつみ、道のほと三里半計りなるを、いとはざりき。病ひ厚(篤)くして食物すゝみかねしかは、寒さらしの粉もて作れる水團子をすゝめしに、口に入れてはき出せしを、八之介(助)その儘口に入れて味はひ、斯味はひのよろしき物を、などめさぬ事やあるべき、今一口こゝろみ給へと云ふにぞ、母も少しは喰ふ事もありき。終に母の空しくなりしかは、泣かなしめる事人にこへたり。斯志しの厚き者なりしかは、家の内は云ふに及ばす、親族にもむつましかりけり。されは明和四年、領主よりほう美として鳥目そこばくをあとふ。

孝子、菊松

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、三谷郡灰塚村、百姓、菊松、歳六十八才、寛政三年褒美。

同書云。同人悴、庄松、歳二十八才、同時褒美。

奇特者、佐々木氏

檜垣内と家號せる甚左衛門と云者。其先は雲州尼子の一族、此邨に居住せり。先祖より持傳ふる武器數多家に傳ふ。今は此邨の里正たり。慈にして施藥をなせり、其効を得る人多しと云ふなり。

大谷村

租高、九十四石九斗六升五合
　九十石二升六合

安田村

租高、四百九十六石二斗一升
　六百八十二石一斗七合

ひゑひの城

正字しれす。

今井四郎兼平

木曾義仲の隨將四天王の一人なり。壽永の亂れ木曾義仲信州に兵を擧く、平家少將維盛を將として北國に向ふ、砥波山、倶利加羅、塩野、篠原等の戰ひ平家悉く破れて都に逃け上りぬ、木曾是を追ふて比叡山に取上り陣す、平家都にたまり得す西國に落下る、義仲都をトめて先中國を從がへんと、軍士を中國へ下す、今井是に將として備中深井の庄、万壽城を築き、備後に入て當城を構へ、平軍と戰ふ。右大將賴朝卿、木曾の暴戻を憎んて範頼、義經を討手として數万の軍士を上さる。因レ茲今井中國を捨て都

に上り、勢多の手を防く、木曾の軍敗れ粟津か原にて戰死せり。

尾頭山城

安田右衛門太夫元勝

元尼子に從ふ、天文十年吉田合戰の時、尼子を背き毛利家に屬して功ありき。

富士山

とみし山と云ふ、よく不二山に似た(此以下に脫字があらう、今補ふに由なし。校訂者しるす)。

昔、承久のみだれ　後鳥羽院、隱岐國御遷幸の時、此處を行幸あり、御製に

しらて見は、不二とやいはん、備後なる、とみしの山の、雪の明ほの。

御製と言ひ傳ふるを評するは罪ありと云へ共、疑ふへき事あれば、いはてもありなんなれど、その思ふ處をのふ。後鳥羽院、

隱州へ御遷幸は秋八月なり、此あたり寒地と言へとも、いまだ雪ふり積もれる比にあらす、また定家卿の奥州岩木山の詠に

しらて見は、不二とやいはん、陸奥の、岩木の山の、雪のあけほの。

と云歌みへたり、此詠と風調等し。又、石州三瓶が嶽を諍ひし時に、西行の歌とし言へるは

しらて見は、不二とやいはん、石見潟、三瓶か嶽の、雪のあけほの。

と言へるあり。三首風調ひとし、其是非をしらす。並へ書す。後みん人あらは其是を定め給へ。

雲通（ウヅイ）村

租高、百八十七石一斗九升

二百二十一石一斗(廣島縣史、二百二十一石一斗八升。)

鍋割坂

此邊は本郡の内にての高地なるうへに、又上り十二町の坂路あり、本郡の山中にて一の高き處にて山嶺常に雲霧たへす、故、雲通と字せるは雲の中を通路とする其險地の事、名にてしらるへし。しかし、うついとよめる故はしらす。

清綱村

租高、四百七十三石三斗三升八合(廣島縣史、四百七十三石三斗三升三合)

四百七十四石六合

和智靈社

傳に云。和智豐後守久豐、同又九郎豐鄕の靈を祭る。是和智兄弟毛利大膳太夫隆元を毒殺せしとて、元就朝臣軍士を遣はし宮嶋にて誅せらる、其亡魂祟(祟)りをなす故、此處に社を建て其靈を祭ると。

又云。和智兄弟、隆元を毒殺せしとて其實否をも糺されす誅せらるゝによつて、其亡靈祟(祟)りをなす故、宮嶋大元の谷に兄弟の宮を建て、其靈魂を鎭め祭ると云。

和智兄弟の事跡所々に記す、又神と祭る事は一に隆實、久豐と云ひ、一に豐鄕、久豐と云ふ。又一書に、又石城主由木城主とあれは、此に略して彼處に記す、合せみるへし。

清綱城

和智又九郎實春　同　右衛門尉隆實　同　豐後守久豐　同　又九郎豐鄕

俱に古城記の儘。傳、諸所にあれは此に略す。

清綱の瀧

水簾直流數十尋と云。

九田村

租高、二百七十五石五斗七升八合

二百七十石五斗八升二合(廣島縣史、二百七十七石五斗八升二合)

租高、百八十二石九斗一升三合
百八十三石二斗五升

吉舍川之内村

吉舍本村

租高、七百五石三斗八合(廣島縣史、七百五石三斗九升八合)
七百六石三斗六合

產社、艮神社

當社に　後鳥羽院勅額あり。傳へ云、承久のみたれ　帝、隱岐の國へ遁れさせ給ふ時、此道筋御行幸にて、吉舍の宿に　鸞輿を止められしに、御行在の側に祠あり。　叡覽あつて、いかなる神ぞと御尋ありしかは、　艮大明神と對ふ。よつて御靈(宸)翰を染させられ、額を附與し給ふとそ。其額今にありと云。

南天山城

和智豐後入道

本姓、廣澤氏。其先、江田城より出て和智村に住し、和智を以て稱とす。嘉吉元年、播州赤松退治に出軍すと云。

和智豐後守元長

一本古城記。芦田郡夊石村に嘉吉、文龜比の人として城地あり、此人彼處に移りしとみゆ。

同　豐後守元實

同　左衛門尉實春

一名、彈正。又名、豐後守。和智九世の主と云。前系闕。

同　又八郎元豐　同　湯谷又九郎豐鄕

一本實春の二子。兄弟共、永正五年、足利將軍義植(稙)公御歸洛に大內に屬し供奉すと云。

又云。元實の二子、陰德太平記に永祿五年八月三日、毛利隆元朝臣、和智元實の舘に入り給ひ、伯母壻たる故に打とけて酒宴あり、快然として夜深更に及ひ旅宿に歸り給ふに、頻りに腹痛し給ひ、翌四日曉に卒し給ふと。

和智誠致此事に起れり。

和智右衛門尉隆實　同又八郎久豐

永祿十一年、宮嶋にて誅せらると云。

元豐、豐鄕、永正五年將軍歸洛に從ひ、永錄(祿)のすへ宮嶋にて誅せらる。又、隆實、久豐、宮嶋にて誅せらる。又、元豐、豐鄕共、豐鄕、久豐共ありて紛らはし、同人にして名異にし、また改めしや、亦三寫の誤りにや、後日閑暇を得て改むへし。

此類多し。

吉舍宿

後鳥羽院御行在所

此宿を吉舍と云ふは、承久三年辛巳　後鳥羽院、隱岐の國へ遁れさせ給ふ時、此宿に鸞輿を止め御止宿ありて、此鄕の景色また御行在の躰を　叡覽あり、よきやどりなりと宣ひしかは、後　勅言をもて、よきやどりと書して吉舍とは言ひけらし。

太子寺

本尊、觀世音菩薩は聖德太子の御作とて、太子寺とは申す故、備後准西國十四番に列す。遍(扁)額の歌に

蓮咲く、たからの池の、色も香も、たへなる法の、心地(故中戸千葉之進氏手帖には、心とある)なるらん。

棗　原　村

租高、百二十八石五合

萩原城

廣澤某元家　湯谷某

二士、年紀分明ならす。

思ふに、和智家の端城なるへし。

三國(玉)村　一作ニ三玉一

租高、三百十石一升八合(廣島縣史、三百二十石一升八合)
三百二十石一升八合

鳥巢山城

赤松山城守則房

赤松入道圓心の末葉と云。居住、年紀、分明ならず。

赤松系圖を按するに、則房みへす、されと此地赤松氏領せし事ありしにや。天文年中、高野山入道、毛利家に攻られし時、赤松下野守晴政に加勢を乞ひし由あり。此時分の事なるべし。

平松山城

和智某

名字分明ならす、是も和智の端城なるへし。

冨士山

此山、安田村に堺ひたれは、かの村の事に言ひ傳ふ。古蹟志に　後鳥羽院、承久に隱岐國へ御遷の時、三國村冨士山を御覽して、御製に

みな人の、冨士とはしらて、備後なる、とみしの山の、峯のしらくも。

右は山内雜錄と云ふ書に出たる由、安田村にも此事を傳ふれとも、此處の傳へと異なり。合せみるへし。

三あかの瀧

水簾直流三十間計り、景色、清綱の瀧にまされりとそ。又、吉舍の瀧共、三國の瀧とも云へり。

地理いまた分明ならす、吉舍の瀧數郡に交るよし。

西備名區卷之七十一

三谿郡　下

辻村　檜村
矢野地　長田
三貫坂　多利
海渡　大田幸
廻リ神　糸井
石原　上田

矢井　海田原
志幸　木乘
岡田　江田川之內
小田幸　高杉
三若　有原
敷地

辻村

租高、四百十九石一斗一升
四百二十四石二斗八升九合(廣島縣史、四百二十四石二斗九升八合)

檜村

租高、二百三十二石七斗八升八合
三百二十石一斗五升三合

檜山城
杉床某
由緒、年紀、分明ならず。

矢井村

租高、二百十四石七斗五升六合
內、百七石三斗八升八合

伊勢領

海田原村

租高、二百十四石九斗一升七合（廣島縣史には、三百十七石三斗九升七合とある。此租高は矢野地村分を茲に誤記したのであらう。）

矢野地村

租高、二百十四石九斗一升七合（廣島縣史、二百二十四石九斗一升七合）
二百四十六石五斗二升

誓光寺
本尊、觀世音菩薩。備後准西國十五番に列す。遍（扁）額の歌に
迷ひ行く、谷の心の、くらき世を、ちかひて照らす、法の燈火。

敷地村

租高、九百三十四石四斗一升七合
九百四十四石九升

長田村

租高、四百六十九石三斗三升七合（廣島縣史、四百六十九石二斗三升七合）
四百七十石八斗二升五合

鳶巢山城
城主、年紀、分明ならず。

志幸村

租高、三百五石三斗四升二合

志幸山城
新宮甲斐守
由緒、年紀、分明ならず。

木乘村

租高、百十三石三斗九升二合
百六十石七斗八合（廣島縣史、百十六石七斗八合）

三良坂村

一作二見羅坂一

租高、九百一石一斗一升三合（廣島縣史、九百一石一斗二升三合）
九百九十三石七斗九合
產社、知波夜毘（比）賣（古）神社
式內の社、備後十七社の一處。
延喜式神名帳、三谷（谿）郡、知波夜毘（比）賣（古）神社。
或云。高杉村に此號あり。何れか本所なるをしらす、二所に記す。
溝口城
城主、年紀、しれす。

多利村

一作二田利一

租高、三百六十一石六斗五升
赤城山城
玉串新五左衛門尉
多利山城
小森何某

岡田村

租高、五百三十八石五升一合（廣島縣史、二百三十八石五升一合）
二百六十一石五斗一升八合（廣島縣史、二百十六石五斗一升八合）

江田川之內村

租高、六百七石一斗七升一合
六百七石四斗八升八合

江田城

江田三郎家氏　同　遠江守有氏　初名、三郎。
同　修理亮行義　初名、三郎。後、兵部太輔。
同　源八郎泰氏

傳へ言。江田、廣澤は同し源氏の流れに一家の如く稱すれ共、家異なり。廣澤は八幡太郎義家の三男次男（とも）足利義國の孫義實、相州廣澤に住居して以て稱とす。義實次男義秀、其男義政、其男義重の後裔にして、實高、義尙より備後に住し、其後孫尾張守忠信關東に趣きしより廣澤は庶流のみ殘れり。中古二家合姓の緣ありしとて一家の如く傳へ來れりとぞ。江田も八幡太郎義家の男式部太輔義國の子息新田大炊介義重の四男、得川四郎義季の三男、世良田次郎敎氏、其男江田三郎家氏はしめて備後に下向し、三谿郡江田庄に住して江田を以て稱とす。其男江田遠江守有氏に二子あり、嫡は三郎行義修理亮と稱し、又兵部太輔に任す。次は泰氏、源八郎と稱す。　後醍醐天皇の朝、行義は鎌倉に在番して新田義貞に從ひ、泰氏は國に在て　天皇還幸に從ひ、後足利尊氏に從ふと云ふ。

傳に云。元弘のはしめ此に江田三郎、同源八と云者あり、廣澤備前守義之と一族にて、三郎は行義と名つけ、源八は泰氏と名つく、俱に淸和源氏の裔孫なれども、時に隨ひて鎌倉殿に奉仕し、其比三郎行義は鎌倉に在番してありしが、新田小太郎義貞と結ふれたる中となり、兼て懇志を通しける。かゝる折しも　後醍醐天皇の叡慮より起つて、楠兵衛正成、千劔破城に楯籠る。京都

六波羅勢是を退治せんと攻めよせしかども、破れて關東に急を告く。北條相模入道高時是を退治せんと、關東の勢を催ふし、大軍を以て攻ㇾ之。新田小太郎義貞も此催促に從ひ、行義も此に應す。斯て攻手にありて城を囲んで數月に及ひ、しば〳〵戰へども寄手度々やぶれて引退き、兵糧の盡るをまつ。時に新田小太郎官軍に志ありしかは、大塔(宮)の令旨を申賜はり、病と稱して關東に歸りけるに、行義も義貞と俱に關東に下り、新田の城に居を同ふして彼密謀をそ談しける。折から上方には播州の赤松起つて既に京都を攻る事急なりとて、兩六波羅より早馬をうつて急を告く。南方には楠强くして、今は寄手も難義の折なるに、天皇は隱州より伯州へ還幸なりし由聞へ、先京都を救ふべしと、相州入道の舍弟四郎左近太夫入道に兵十万騎を付て京都へぞ上されける。其課役を國々へ懸けられけるが、新田の庄は有福の處なりとて、過分の課役を懸けて譴責せるを、新田無念に思ひ、彼役所へ多勢を遣はし、二人の鎌倉の士を捕へ、一人を禁獄し一人をば切て捨て首を懸たりければ、不日に鎌倉へ聞へて、相州入道大に怒り、武藏、上野の勢を以て新田兄弟を討んとす。義貞是を聞き、兼ての存念なれども今急に鎌倉を敵に受けては叶ひがたしと一族を集め評諚して鎌倉を枕にせんと、正慶二年五月八日、笠懸野へ打出らる。是に從ふ一族には大舘次郎氏宗父子四人、堀口三郎貞滿、同四郎行義、江田三郎行義(太平記、光義)、舍弟脇屋次郎義助、其外岩松、里見、桃井等をはしめとして末々の一族並に郎等俱に百五十騎には過さりけり。此小勢にて鎌倉に向ふ義貞の心は闇に計られけり。此勢既に利根川に至れば、越後の一族里見、鳥山、田中、大野田(太平記、大井田)羽川等馳加はりて二千餘騎となり、其外後陣の越後勢、甲斐源氏等馳加はつて五千餘騎となる。是を聞て關東國々の勢馳集つて、九日の晩景には武藏の國へ打越へ給へは、二十万七千餘騎とそなりてけり。同十日鎌倉より金澤武藏守貞將に五万餘騎をさつけ、新田を防かせらる。小手差原に戰ひて鎌倉勢破れて後、所々に防き戰ひけれども、諸手ひとしく破れて鎌倉さして逃入りけり。義貞には追々勢付きて、六十万七千餘騎となり、逃る勢を追ひすかふて、鎌倉近く押寄せ、此勢を三手にわけて各二人の大將を定められる。其一方には大舘次郎氏宗、江田三郎行義を左右の大將とし、十万餘騎にて極樂寺坂の切通しにぞ向られける。一方には堀口三郎貞滿、大嶋讃岐守守之、其勢十万余騎、小袋坂へ向はれ、一方は惣大將義貞是を掌つて、諸勢五十万七千餘騎、假粧坂より向はる。はしめ新田を打出しより、けふ五月十八日、十日の内に鎌倉方諸方の軍利なくして、さしもの大城圍を受く。ア、世の諺にも鎌倉の一勢を以て關八州に對し、關八州の勢を以て日本六十餘州の勢に對すと言へる强勢の鎌倉方なるに、けふと云ふけふ、かゝる有樣、時運の程こそ是非なけれ。去程に極樂寺坂へ向はれける氏宗、行義、其日の巳の刻より攻め懸られける。其手の防將大佛陸奥守貞直、此處を堅めて戰かはれける。洲崎を堅めし大將赤橋相模守一番に討負け自害せられしかは、義貞の軍勢、山の内迄攻め入りけり。極樂寺坂の寄手宗氏、行義もはけしく攻め立られければ、大佛の手も破れぬと見へける處に、從將本間山城左衛門遲兵すくつて百餘人、此手破れて生甲斐あらんやと言ひつゝ、一筋に討死と志し、無風となりて大舘の陣に打入れば、大舘は既に打破るべしと勇み誇りし陣なれども、死武者に駈け立られて、一陣破れて諸勢あらけ、腰越まで引たりければ、宗氏無念やるかたなく取てかへし、思ふ程戰つて本間が郎等と引組んで討死せられける故、行義も俱に討死せんとせられけるを、郎等いさめて引退き、腰越にひかへ居るよし、義貞聞かれて腰越へ來り、其勢と一手になり、極樂寺坂へ懸られけるに、北は切通しにて山高く、南は稻村が崎にて路狹く、殊に汐滿たれは越へがたく、此において義貞時刻を考へ、頓て汐引なんと心に笑咲して暫く時をうつし、士卒の心を引立んと馬よりおりて海上を拜し、帶劔を解きて海面に投入れ給へば、間もなく干潟となりにけり。江田三郎行義眞先にすゝみ、諸勢龍神の擁護なりといさみ立、一散に鎌倉に打入て所々に火を放ち、分捕高名さま〴〵なり。鎌倉相州入道詮方なく、一族門葉二百八十三人、同時に腹切て舘に火をかけ、灰燼となつて失にけり。此日元弘三年五月二十二日、北條九代の榮耀一時に滅亡してんけり。京都には六波羅亡ひて　天皇還幸まし〳〵ければ、諸將京都に馳上り、諸士忠孝を顯はしけり。此時、新田義貞より江田三郎へ感狀に云。

今度鎌倉合戰先陣之御高名、古今無雙之忠戰、當家之面目也、不ㇾ經ニ於日一退ニ治朝敵一輔ニ天威一盡ニ天下平治之忠信一事、義貞相ニ叶本懷一者也、仍狀如ㇾ件。

元弘三年五月廿八日　　義　貞（花押）

江田三郎殿

行義も新田と俱に都に上り、義貞の手に屬してありけるが、建武二年先に亡ひし北條入道の殘子相模次郎時行興つて鎌倉をおとしいれしかは、足利尊氏討手として下向し、相模次郎を打亡し、自、征夷將軍と稱し、新田と不快おこり、義貞を討んと乞ふ。新田、足利、不快のおこり、直義の奸計なる事は前卷に粗しるせり。帝是を勅許なく、尊氏が自稱を憎ませ給ひ、新田義貞をして足利を討しめ給ふ。義貞節度使を奉り都を打立れける。是、追討大手の大將なり。搦手の大將には、大將には行義たり。此時修理亮に任せられ諸將を卒(率)ひて進發せり。既、足利勢と新田勢と足柄、箱根に戰ひ打勝て鎌倉に打入らんとせし處に、搦手に向ひ給ひし宮方の勢、竹の下の戰ひ破れ、京勢引退き都に上られけり。因ㇾ茲諸國に朝敵おこり、足利兄弟、關東の大軍を卒(率)ひ打上り、京都において數度の戰ひ、尊氏終に敗走して九州に落下りぬ。其數戰の間、行義が功莫太(大)なりし。尊氏、筑紫へ沒落せられければ、諸國の朝敵力を失ひ、皆々ひそみ隱れけ

る。此時行義、義貞に向ひ、此勢ひに尊氏が跡を追ふて打て下り給ふ物ならば、天下は一定すべきなり。時を失はず御下向有べしとすゝめけれ共、其比天下第一の美婦の聞へありし勾當の内侍を義貞の妻に給はりぬ。義貞此内侍におほれて西國下向の心なし。義貞、西國下向の沙汰なきをうかゞひ、丹州の久下、長澤、荻野、波々、伯部等、仁木を大將として高山寺に楯籠り、赤松は播州に城を固ふし、作州には菅家、江見、弘戸、備前に松田、田井、飽浦、内藤、髟(頓)宮、福林寺、石橋左衛門(佐)を大將とし、備中には庄、眞壁、陶山、成合、多治部、新見、備後には宮、山内、廣澤、江田、三吉、杉原、其外安藝、周防、長門、四國、九州みな足利方になひき所々に蜂起すと京都へ聞へければ、東國を敵になしては叶はしと、北畠源中納言顯家卿を鎭守府將軍になし關東へ下され、義貞をば西國十六箇國の管領となし、尊氏追討の　綸旨をぞなされける。是に因て義貞不日に下向あらんとみへしが、瘧病起つて煩はしければ、先江田修理亮行義を兵部太輔に任し、大舘左馬介氏明をそへて、二千余騎にて播州へぞ下されける。同しき三年三月四日、京都を立て書寫につけば、同六日赤松入道、備播の勢にて押寄ければ、江田、大舘、室山に出向つて戰ひ打破りしかは、赤松討負引退く。江田、大舘勢ひを得て、此旨京都へ達しける。其後、新田義貞、播州へ下られ、赤松を攻られけるが、輙く退治しがたしと、押を置て西國へ下らんとし給ふに、道塞て通しがたきを、兒嶋備後守、同三郎高德が相圖にて、脇屋、江田、大井田等、船坂を越へて備中福山城に陣取てありける處、尊氏西國の大軍を卒(率)ひ打て上り、鞆浦より海陸二手にわかり、舍弟直義陸路を上り、三十万騎に福山城へ攻めかゝる。江田、大井田一方切破つて義貞と一手になり、兵庫和田の御崎の戰ひ其軍を破られて、帝、坂本に御遷坐あり、またしば〳〵戰へども、義貞終に利なく、帝は尊氏に謀られて都に入り給ひしを、おし籠め奉ル。義貞兄弟は北國にひらき、行義も暫く潛つて有ける處、義貞越前におこり、帝遁れて吉野に遷幸なりしと聞へて、丹波國に馳來り、足立、本庄等を語らひ、高山寺の城に楯籠り、其外諸國の官軍蜂起せしかど、義貞北國にて討死し給へは、また高山寺を出て吉野殿へ參り、其後脇屋義助四國へ下られけるに付從ひ、義助病死の後、鞆軍に金谷治部太輔と心を合せ戰ひしが、運傾きし時なれば其戰ひ利ありと云へ共、又功を失ひ、豫州の土肥が攻られしを救ひなんと四國に渡り、海上に戰ひ土肥が城に力をそへんとせしが、敵大軍なれば、しのぎがたく、殘士數人と圍を破つて船に取乘り、備後をさして引退きしが、其終る處をしらす。或は云、江田城に偶(寓)居して卒せりとも云ふ。

江田源八郎泰氏

姓行、前傳にあり。

太平記(卷十七)、山門攻の條。上畧。此に數万人の中より只一人、備後國の住人、江田源八泰氏と名乘つて、洗革の大鎧に五枚兜の緒を縮め、四尺あまりの太刀の所々た(さ)びたるに血をつけて、まつしくらにぞのほりける。是を見て杉本の山神太(大)夫定範と言ひける惡僧、黑糸の鎧に龍頭の甲の緒を縮め、大立擧(おほたてあげ)の髓當に三尺八寸の長刀を莖短かに取て亂足をふみ、人まぜもせず唯二人火を散らして切合ける。源八はるかの坂を上つて數箇度の戰ひ(に)、腕緩く機勞れけるにや、やゝもすれば受太刀になりけるを、定範得たり賢しと長刀の柄を取のべて、源八が甲の鉢を破れよ碎けよと重ね打にぞ打たりける。源八、甲の吹上(返)を目のうへゝ切下けられて、着直さんとおし仰向きける處を、定範、長刀をからりと投け捨て、走りかゝつて、むずと組む、二人がふみける力足に、山の片岸崩れて足もたまらざりければ、二人引組みながら數千丈の高き小篠原を、上になり下になり、ころひけるが、中ほどより別々になり、兩方の谷底へぞ落たりける。(下畧)。

江田源三氏行

嘉吉元年六月、赤松滿祐將軍を恨み奉り、謀を設け自分の舘に請し奉り、赤松左馬介將軍を討奉りぬ、然して滿祐手の者引具し播州に迯げ下り、白籏城に楯籠る、よつて退治すべき旨　綸命あり、畿内中國の勢三十六万三千餘騎、八月十二日細川、山名、大手搦手の大將として京都を打立、播州へ押下る。備後勢には小早川備後三郎則平、和智豐後入道、江田源三氏行等相從へり。斯て九月十日人丸塚の戰ひに、江田源三、赤松左馬介を討取と云。

後太平記を按るに。赤松左馬介をは武田信賢が郎等桐原源三討取とみへたり。如何あらんなれども、此に傳ふるまゝ記けり。

同書に、江田も攻手の内にあれば苗字の誤りにや。猶追而考ふべし。

江田小次郎隆達

天文年中の人、源三氏行より以來名字闕。隆達はじめ大内籏下たりしが、義隆滅亡の後、尼子に屬す。同二十一年(或廿二年)七月、毛利元就朝臣の爲に沒落すと云ふ。

しけが嶺

此山城跡の如き處あり。傳へ言、山名是豐、芦田郡常村柏城を攻めし時、本州の諸士是を救はんとす。時に毛利備中守をはしめ、諸士此山を陣城とし、山名を追ひ落すと云。

租高、二百二十七石五斗三升九合
二百九石四斗

小田幸村

租高、九百八十四石一斗五升八合
千二百二十九石四斗一升三合

新宮山城
新宮左衛門尉
居住年紀、分明ならす。

木梨小次郎元經
御調郡木梨城主杉原氏なり。此處に主たる年紀分明ならす。

孝子、三六郎
官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、三谷郡大田鄉村、百姓、三六(郎)、歲五十四才、明和四年褒美。

孝婦、てう女
同書に。同人妻、てう、歲三十三才、同時褒美。

傳に云。三六は三谷郡大田鄉村の百姓なり、妻をてうと云ふ、母は二十年前に失せ、父文七は九十二才になりしが、十年こなたは病を得て行歩も叶はず、七つになれる女子と倶に家の内都而四人くらしおれり。三六が持高わつかに一石二斗あまりにて、農業も乏しければ、常に日傭の賃を受けて世渡りも乏しけれど、父の病の事に付ては、よろつ思ふ儘に養ひ、食事は元より二便の時も夫婦念比にたすけて、稚子を養ふが如く、夏は日毎に湯をひかせ、冬は爐のほとりに居へ置き、夫婦してすくもと云ふものをはたき、こまかになしていろりにて炊しき常に食せしが、老ほれたる事なれば、其火の中にゆばりなどせし事など、しば〳〵

なりしを、聊かもくるしとおもはず、猶念比にあつかひぬ。年老ひたれど、食事は健かにして、朝夕の食も肴なくては喰ひがたしと云へば、四季ともに其折々の品を買ひ求め、たへずすゝめしかは、魚鳥を賣れる者此村に來れるに、貧しき家には似もつかず、常に多く買ひしかは、折々は價をとらで送りし事もありき。明和元年の冬、大雪ふりて寒さもはけしく、近きわたりの通路もたへ、市町にも行きがたく、商人とても來らねば、父にすゝむる肴なくてなげきしを、妻の見かねて、いかにもして川邊迄道ふみわけて出なば、沙魚にてもすくひ得ん物をと云に、かゝる雪の中なれば、とてもうる事かたかるべけれど、少しにても得ば幸ひなるべしと、夫婦かはる〳〵雪ふみわけつゝ、漸く川邊に至り氷を砕きみしに、思の外鮒と沙魚多かりければ、悉くすくひかへり、あぶり置て父にのみ喰せけり。此比漁師も得がたき品を得し事、全、夫婦の孝行の厚きによれりと、近き人も言ひあへり。其次の年の夏にも、千たる蛸一つを麥三升にかへてすゝめしに、ちいさき物は味なしと云へは、とく三良坂の市に行て、大豆五升にかへ來りてすゝめしかは、父も深く悦へり。夏の日の極めて暑きにとうふを好みて喰ひしかは、日々に三度三良坂に行て求めけり。我住む方より三良坂迄は道法一里半もあらんに、其勞をいとはざる事斯の如し。酒は常に好みければ、たへず買置てすゝめ、己ものめと言へば少し計をのみき。己も酒を好むといへども、父の斯いはざれは、あへてのむ事なし。一とせ四月の苗代の比、農事に出るとて父に食をすゝめて後、苗代の處に來り助けよと、妻に云ひ置て出行しに、妻の來る事なければ、何故に來る事なきそと叱りしに、日比田螺を好み給ふを、やう〳〵にひろひ得てしかは、すゝめ參らせ度、扨こそ苗代におくれつれと云ふにぞ、三六も色をかへ、かゝる事とはしらで叱りし事よと、妻に向ひ後悔し、却て悦ひし事もありけり。ある比、妻なく〳〵長百姓六左衛門が元に至り、夫のいかなる故にや此程は物をもくわて伏居けるを、御いさめを加へ給はれと云ふに驚きて、とく來り問ふに、此秋思ひの外に不作して、己が持高の納米はあれど、預り地の方の米六七俵も足るましければ、いそぎしらべみしに、稻のかさ少くして父を養ふへき料なく、明日をもしらぬ老の身の、食になやませ給ひなん事心苦しく、せん方なくてふせり居ると云ふに、六左衛門もあはれがりて、常に公物を闕がす、親にもよく仕ふる事聞及ひしを、わつかに三四俵の米の不足あらんは、庄屋に告けは、かしもしつべく、左なくは己が飯米の料にても、かしあたへんと云しに力を得て、涙をぬくひつゝ農業に出行しが、苅納めてこなしみるに思ひの外に取實もあれば、六左衛門をも煩はさゞりしが、其厚き志をかんじて礼ひしとぞ。其比近きわたりの者ども、其孝心をかんし米一表(俵)を送りしを父に見せしかは、其米は我身にこそ得たれ、外のついへになせそ、夜具なりとも新しくせよと云ふを聞て、俄に綿を求め煖に父に着せ、夫婦ともに悦ひしとなん。かゝる貧しき者なれば己が田とても少なければ、年の内に半は人の爲に耕し、又は日傭に出しかど、人々もその孝心をかんして、雇へるもの少なから

す。己が田は悪敷地にて水をたもつ事なり難く、父の農業せし比は水のうけ引の事にても、近き處の者と爭ひあへりしを、三六が受繼てより、己が田よりも先に人の田に水口を向けしかは、人も悦ひあはれみて互にたすけ合ふ事とはなりぬ。三六が妻は、幼きより父母にはなれ、此村の五兵衛と云ふ者の姪なれば、彼が元に人となりしに、其妻も失せにしかは、姉を母のごとくにちなみしに、難產のよし聞て心元なく、行て其さまを見はやと舅に乞ふに免さず、子を產む事は女の定りたる役なり、舅を見捨て親里に歸る事やとせめ聞へければ、其夜に入て眠るをまち、夫に告けてひそかにかへりみ、夜明けぬうちに急きかへれり。村の庄屋役人など三六が家の邊りを過きけるに、三六木にのほりて柿を取り居たりしが、役人はしらずして行過しを、長百姓五人組の家を廻りて先へ行過給ひしもしらて、高き處に上り居し無礼の程ゆるし給ひてよと言ひわびけり。其まめやかに公用を重んする事かくの如し。明和四年六月、ほう美として錢そこはくをあとふ。

海渡村

租高、三百八十石五斗七升
　三百八十五石九斗九升九合

高杉村

租高、七百三十九石六斗七升五合
　七百四十一石九升一合（廣島縣史、七百四十一石七斗九升一合）

產社、知波夜比古神社
　式内の社、備後十七社の一處也。
　延喜式神名帳、三谿郡、知波夜比古神社。

里俗、一宮（校訂者曰。二宮である）と称す。
　三羅坂村に此社號あり、何れか其本所なるをしらず、並書す。しかし此處に一の宮と稱するは、本郡一の宮なる言ひにや、しからは是もよりどころなしとせず。

高杉城
祝司新左衛門尉氏正

去、貞和六年七月、石見國住人、三隅入道西阿は、足利右兵衛佐直冬朝臣に一味同心して、數箇所に城郭を構へて謀叛の幡を上けたりしが、佐波善四郎が籠りたる出城、丸屋、靑杉、皷が崎の城は高越後守師泰が爲に攻落され、其外國中與力の輩も悉く降人となつて出、益田、長安、多賀、福屋が一族、直冬の味方として、三隅の城に楯籠り敵を引受けたりし處に、此城、山高く巖石峙つて、攻めて落つへき城にあらず、徒に月をこへ日を送る處に、其比直義、禪門惠源と尊氏兄弟不和にして、惠源南方の官軍に屬して、京都又物忩なり。直冬朝臣は鎭西に在て川尻肥後守、宅磨別當太郎守直と一議し、九州又蜂起しければ、天下再ひ大變なりと、師泰は三隅が城を捨て上洛す。依て是三隅入道は忽運を開きて万歲を唱へし處に、備後、備中にて將軍方に與力の軍勢、石見國にて今度降參の輩、終に軍功を遂けず、大將越後守は事あつて師直が許より早馬來りて退陣す。搜軍の兵には引去れと下知なければと議して、其勢七千余騎、三隅の庄を引去らず。明れは觀應二年二月迄、遠攻にして戰かはず。直冬朝臣の與力、安藝の毛利一族、毛利大膳太夫、同中嶋左馬介、同坂三郎は九國に下つて三隅が與力なし。抑當國の事は大內修理太夫弘世に、崇光院の國母陽祿門院賜つて石州一國の守護職に補せられたれば、大內の助機を請べきよし密に早馬を立しかは、大內介弘直、同修理太夫弘世、軍訴遁れ難き處なりと、同二月五千餘騎を發向し、石州に發向し、城を助けて益田の大山に陣を取れば、福屋、增田、太田、三千余騎には馳加り、三隅入道が急難を助くへしと、軍議まち〳〵なりし處に、敵是を見て大將越後守の上洛を幸に引去べき處に、各勇氣を勵まし當國に滯り大敵を引受けたり。今は一軍せては甲斐有まし、迚も合戰に及ふ程ならば、敵の寄せ來らざるまへに、是よりかゝつて追ひ落し、荒膽をぬかんと評議し、其勢七千餘騎、益田の大山に馳せ向ふ。大內方には案に相違して敵逆寄したれば、軍慮易からず、され共此陣山高くして巖石峙ち、徑路險しく急切の謀も叶はず、敵も山下に馬を休め案し煩ふ處に、先陣杉十郎弘忠、千餘騎敵を上けじと坂の半に打向へば、敵も是を見て馬を麓に立並へて皆歩立にてすゝみ関を三度作つて矢合せし處に、此山の大木杣木數十本横たへたるを、弘忠足輕に下知して刎落し、大石を刎たれば眞先に進みたる備後國の住人、和智、江田、山內が兵ども三百餘騎、石を打れ大木にしかれ死す、其外手負疵を蒙るもの幾千か數をしらず、

敵は戰かはすして引色になり、杉が兵共は勇氣に募て閧を作つてかけ落したれは、是ぞ千仞に石木を轉はすに似たり。寄手こらへず崩れ立て、討るゝ者五百餘騎にぞ及ひける。角ては軍叶ふましと軍慮安からず。此に江田一族に祝司新左衛門尉氏正、今日の合戰に郎等多く討せ、憤激急りなりければ、今宵夜討して敵陣を破るべし、同心有へき人々は出て高名し、名を万代に留め給へとふれ流す。大敵の氣を凌て須臾に變化し、先んするは兵家の風俗なり。軍に負けて此儘敗軍せん事、弓箭の耻辱なれば、我先にと進みける。祝司是を喜ひて我搦手より推寄、敵陣に煙り立時、追手より攻め上り給へと相圖を定め、神印を一樣につけ、相詞を定めて大山の後に廻る。其勢七百餘騎、二月十五日の月を便りと峯に上り、時は子丑の比打おろせよと定め、時至つて閧を作る。大内陣には敵今日の合戰に討負けて夜に入らば退軍せんは疑ひなしと鎧をぬぎ甲の緒を解き極睡せし處に、思ひよらず敵の山上より攻めおろせば、周章騒く事千車の轟くに異ならず、早く防き戰へやと、杉十郎、青景越前守、分東信濃守、野田、寺内をはしめとして二千余騎打向ひ、暗夜に矢を放つて戰ひしが、敵、春の枯野に火を放てば、山下嵐はけしく吹て、煙り眼を閉るに火次第にもへ來つて陣屋に吹付たれば、軍慮既に盡き果たり。かゝりける處に大手の寄手攻鼓拍て閧を造つて攻め上る。大内勢後を防き前を拂ひ、爰を最期と戰へども、陣火眼を塞き、地獄の罪人が炎に身を焦し、泣呼ぶに異ならず。其勢大半うたれ、杉十郎弘忠も葛掘穴に馬をおとしいれ、落る處を備後の國の住人、高野山八郎かおさへて首を取る。大將大内介弘直、修理太夫弘世、弓折れ矢種盡き、山路をつたひ鹿の徑をわけ敗軍せしに、敵大勢追ひ來るを見て、弘直返し合せ敵と組て討死す。其外討るゝ者八百餘騎、山上に尸を横たへたれば、新に石階疊むが如く、血は山谷に流れて澗水に紅花を翻へす、憐と云ふもおろかなり。敵は大利を得たればとて、三隅の城を捨て京都に上りしかは、三隅入道は危き前に運を開きける。是、直冬の爲に死を必する武士の義なり云々。

祝司東市正　同　丹後守忠綱　同　甲斐守　同　治部少輔　同　長門守

右系統、氏正より以來闕。

江田一族本家江田尾張守隆貫入道と倶に大内簇下に屬してありしが、大内滅亡によつて倶に尼子に屬せり。天文二十一年五月より大内、陶長房三万五千餘騎にて安藝に打入り、直に備後に打て通りければ、毛利元就朝臣四千余騎にて吉田を打立、兩勢四万餘騎にて江田簇返の城を攻らる。尼子晴久是を救はんと欲して、毛利勢と萩が瀬に戰ひて利なくして山内に入て對陣せり。其間七月二十三日元就朝臣、江田(が)端城祝司の城へ押寄せ、閧を作つて攻められたり。先城の尾崎は吉川勢、左の方は吉田勢、右の方は平賀隆宗、宍戸隆家、熊谷、天野、香川、飯田以下の國士、各攻口を請取、一勢々々楯を突連ねて攻上る。城中には祝司甲斐守、同治部太輔を先として、宗徒の兵二百餘騎、並に久代修理亮が加勢百騎、其外雜兵七百五十人楯籠りければ、矢間ひらひて散々に射る、寄手三重の堀を越へ、一度にとつと塀へ付く處を、城の兵共、鎗長刀を以て突落し、切落ししける間、さしもの寄手、堀際へさつと引く後より、吉川元春、藤の丸に三引兩の旗押立、かゝれ〳〵と下知し給ふ間、宮庄次郎五郎元正、今田上野介經高、粟屋、山縣、森脇、境、井上等の士卒又塀へ付たりけれども、城中より又射立突立ける程に、寄手元の處へ引退く。かゝりける處に、粟屋彌七郎と名乘り、塀を生ひぬけたる榎の有けるに取付、エヒヤツと聲を懸て越んとする處を、敵鑓を以て眞中寸と突貫きける故、さしも鬼神の樣なりし粟尾(屋)も眞逆樣に落にけり。元就父子三人も既に隍をこへ塀に付て直に乘り越へんとし給ふを見て、諸卒塀格子を切破り攻め入らんとする處を、敵鏃をそろへ鋒を並へて射落し突落しゝか共、少も痩ます乘越ければ、城の兵、塀裏をさつと引きにけり。右の方をきつとみれば、平賀太郎左衛門隆宗、籠手脚當迄金の甲を着て、箔佛の樣なるが、五百余人の眞先にすゝみ、青竹に鹿の角結ひ付け、五十餘人に持たせ、塀に付と等しく一度に曳ひやつと引崩し、足をもためす乘り入たれば、誠に鬼平賀と号しけるも理哉と、いかめしかりける擧動なり。祝甲斐守等は甲(かぶと)の丸に引籠り、敵押入れば切出し、切出せば押入て、四五度迄は力戰しけれども、多勢故叶はねば、終に甲の城門をも破られ、一番に乘入たる吉川勢に切て懸り、祝司甲斐守、同治部太夫、同長門守、何れも至剛に働きて同し枕に討死せり。是を見て名ある者共こそ義を重んして切死をもしけれ、雜人原共は耻をも人目をも知らはこそ、我先にと落行けるを、追詰追駈討ほとに、遁るゝ者は稀なりける。尼子陣には是を聞と云へ共、大軍の陶と對陣しけれは救ふ事あたはす、おめ〳〵城を落されける。毛利勢へ討取首注文略。

惣數六百餘級の内

一、百七級　吉田勢討取。
一、百十一級　吉川元春の手ゟ。
内、三級祝司三將の首あり。
一、六十三級　宍戸安藝守手へ。
一、八十級　平賀隆宗手へ。
一、七十五級　熊谷伊豆守手へ。
一、七十一級　天野手へ。

一、三十五級　香川手へ。
一、六十余級　飯田、山縣、以下佐東郡の者共とそしるしける。

其後、諸軍勝閧を取行ふて本陣にそ打入ける。（陰徳太平記、巻之二十一、祝城没落の事の條參照）。
一說に。隆宗塀を崩しければ、宮原彌三郎一番にかけ入り戰ひしが、右の腕をしたゝかに突かれて生涯不具にありながら、毛利の先陣にしたがはすと云ふ事なしと云々。

祝司勘左衛門
後年、江田、山内倶に毛利家に從ふ故、同しく毛利家に屬し、九州立花陣に三吉か手にありける處、敵三吉が陣へ夜討しけるに勘左衛門一番に駈出て敵を追ひ退けしと云。

宮山城
江田源三氏行傳、前にあり。

鼓が瀧
一名、白糸の瀧。水簾直流七十余尋、瀧穽の深さ水簾にひとしと云。

瀧本觀音堂
瀧の側にあり。行基の作と云傳ふ。

廻リ神村

租高、九百六石九斗六升五合
　九百七石三斗七升七合

廻リ神山城
廻神藤十郎元豐

傳に云。元豐は備後國の住人、和智氏の一族にて、大力量の勇士なり。其長六尺八寸、面も手足も毛生ひて左なから熊の如し。本家と倶に毛利元就朝臣に仕ふ。天文七年、尼子伊豫守經久と毛利元就と和睦の使として、經久の家人大杉扳右衛門と云者來る。此者は杉の木の二尺あまり有けるを根引にしたりしかは、大力の勇者と經久稱して大杉扳右衛門と呼ひ給ふ。元就此大杉に對面して力の程を戀感ありて後宣はく、此庭前の杉の木、大杉にはあらす候へども扳て見られ候へ、力量の程を見申度しと、しきりに所望ありしかども、大杉扳右衛門堅く辭退す。時に元就宣はく、御邊程の力にては有ましけれども、此木を扳はとの者家人に候間、ぬかせて見せ申さん、御覽あれと、廻リ神藤十郎を召出し、庭前の杉を根引にして大杉殿に見參に入れよと命せらる。廻リ神畏候と坐を立て、一介の杉の木を輙く扳きて庭中に倒したり。大杉恐怖の躰にありければ、廻神儻と青眼て云、御邊は向後永祿四年十一月、福屋越中守隆久謀叛を企て、福屋松山の城に屬せんとして、嫡福屋次郎隆助を以て援を乞ふ。因て晴久三万餘騎にて石州へ發向せり。毛利家、小早川、宍戸の勢六万餘騎にて石州へ發向あり、中村城に押寄せ是を圍めり、翌年二月、中村城の寄手雪中より大木の生楯數千を拵へ、二月二日六万餘騎の軍勢東西南北より閧を作つて攻め上る、其聲天に響、地（に）震ふて夥敷、九天碎落、坤軸裂けて天地破滅せるかと怪しかりし形勢なり。城よりも鉄炮雨の如く放ち、又稻光藏太夫大力にて大矢を放つ事近國に隱れなし、敵大矢に當りて射落さるゝ者三十餘人、寄手是に辟易して進み得す。此に備後國の住人、廻神藤十郎と名乘つて、生樹の大楯十枚抱へて、稻光が矢面に立並へて軍勢此に上れと云ひ、其身は一枚楯を左にかざし、右の手に三間木の丸柱を提け、稻光そこ引なと旬りかゝる。稻光驚き、汝は鬼がたとひ鉄をのべたる身なりとも、此矢受て見よと放つ、其矢廻神が持たる楯にはつしと當る、其矢をぬきて此矢かへすぞ、此楯通る矢放せと投かへせば、稻光が弓手の肘に當つて、弓取おとし、叶はす引退く、大勢はや切岸に攻上る、玉箭盡きよと射れ共うてども大楯さし上け、或は手負死人を前に出し、或は抱へて楯とし攻め上れば、城内術盡き地下の土民は悉く落行き、此勢にては叶はしと、皆松山へ引退く。此廻リ神か勇功にて此城忽に落にけりと云。

糸井村

租高、六百三十六石八斗八升八合
六百三十九石四斗二升七合

笠野ゝ城
糸井孫左衛門尉
一名、孫右衛門
和泉三郎五郎信行
惠蘇郡和泉城主。毛利侯より尼子退治の賞として、當邨幷に藝州佐東郡原鄉を賜はると云。

三若村

租高、七百十四石六斗四升三合
七百十五石六斗二升二合

三若江田城
廣澤源八兵衛尉
天文年中、大內簇下たりしが、大內滅亡の後、尼子に從ふ。因レ茲同二十一年、大內、陶勢、毛利侯是を攻め給ひ、同七月廿三日祝城と同時落城。

昌通城
祝司持城。三將の傳前にあり。祝城落去の時俱に落城。
一說に。是祝城の異名なり。高杉、三若に界を接す故、兩邨に傳ふ處也。

小田小次郎景盛
一本古城記に。毛利家に從ひ所々に軍功ありと云。
備中府志に云。小田小次郎景盛は備中小田郡小田村神戸山の城主にて、其先紀朝臣床上小松と云。光孝天皇の末葉にて妹尾の嫡流とも言へり。床上上總守は歌人哲(徹)書記の舍兄にて、苗字を改るとて和歌を詠して云。

床のうへに、置露きへて、程もなく、よそに啼子の、小田の秋風。

是より小田と改む。其男治部太輔政清の男、中務太輔勝清、勝清の男小次郎隆清、隆清の男小次郎景盛とみへたり。又同郡山口村長鞍山の城は政清築けるよし。政清、勝清、隆清相續し、孫兵衛尉元家に至り藝州小田へ所かへ、時に和歌を詠して云。

長雨に、照る日の本の、照らされば、小田にみのらぬ、いねといふなり。

此人連歌の達人なりしと云。
小田は藝州東界にして世良郡に界を接ゆ。故、小田氏備後の內をも領せり、よつて備後人と出たり。

簇返城
一本古城記に。江田隆貫幷祝司三將を並べ出せり。簇返城は當邨に界を接る故なり。其傳委しく彼城幷に高杉城に附したれば、此にはわつかに其名をしるすのみ。

有原村

租高、二百八十九石四升(廣島縣史、二百八十九石四斗)
三百六十七石四斗二升三合

大笹山城
大江元高
系傳分明ならす。
疑ふらくは元綱の誤りならんか。

大江朝臣敷名元範　一名ニ元乘一
按に。當城は世良郡敷名に近ふして敷名の領地なりしとも云へば、此稱は敷名兵部少輔元範なるべし。元範は相合四郎の男、後神石郡志摩里城主馬屋原氏の嗣となり、馬屋原兵部少輔元範と稱す、此人なるべし。

石原村

租高、三百四十八石八斗八合（廣島縣史、三百四十八石八斗八升）
三百五十石六斗五合

石原山城
石原備前守入道

上田村

租高、二百三十七石二斗四升七合
三百五十石七升（廣島縣史、三百五十石七斗）

西備名區卷之七十一　畢

西備名區卷之七十二

世羅郡　上

統畧

方境

東、葦田郡。東北、甲努郡。直北、三谿郡、三次郡。東南より直南、御調郡に界し、西南直南、藝州に接す。藝州當郡に界ひたる村々には清武村、安宿村、上草井村、下草井村、小田村、椋梨村、大具村、小林村、土取村等也。

租高、三万五千五百二十石七斗九升三合

屬村、五十

壹歩、飯田、敷名、上野山、横坂、吉原本郷、吉原中村、黒川、藏宗、上津田、小國、津口、荻（萩）原本郷、荻（萩）原福田、荻（萩）原篠村、上徳長、下加茂、田打、青山、中原、重永、掘越、寺町、京丸、青水、長田、山中福田、黒淵、安田、戸張、徳市、宇賀、小童、別迫、青近、松崎、小谷、伊尾、東上原、赤屋、井堀、太田本郷、河尻、小世良、甲山、三郎丸、西神崎。

敷名川

津口、小國、藏宗より滴り流れ、黒川、吉原、敷名へ西し、壹歩へ北し、曲つて東し、三谿郡三若、有原へ北して入る。

三谷郡江田川の水上二筋、當郡より入る。一は黒淵、山中、福田より三谷郡辻村へ入り、一は戸張より滴り出て、徳市を經て三谷郡丸田へ入り、吉舍川之内にて二流會す。

朝川水上、上下徳良より滴り出、荻原、加茂、重永、掘越、中原、寺町、本郷等の間を東し、上原より川尻へ東北し、又折て直北に流れ、小谷にて甲努郡より東南し來る川會し、芦田郡久佐村に入、此にて久佐川と稱す、久佐にて東し南し、河面、父石と御調郡の間を東して府に入る。

一路。三谿郡上田より當郡下津田へ移り南し、又東して京丸に至り、青水へ西し、加茂へ南し、二路となり、一路は福田を經て御調郡和泉に入り、土倉より藝州に入る。一は掘越、重永、田打を經て御調郡和草に至る。一路。三谷郡雲通より移り、小童、宇賀を南し、甲努郡矢野より移りて此に一路となり、別迫にて又二路となる。西路は赤屋、西上原、小世良を東南して御調郡浦邊に至る。東路は東上原、川尻を經て御調郡に入り、宇津戸にて二路會す。

四鄉

和名類聚抄に云。　桑原（荻原歟、又吉原か、いつれ分明ならず。）　太田（今の太田本鄉）　津口（今一村の字となる）　鞆張（今の戸張鄉、ともに一轉してとばりと訓ぜしを、易きにつきて戸とすと云）

世羅郡　上

壹歩　飯田
横坂　吉原本鄉
藏宗　上津田
津口　荻（萩）原本鄉
上徳良　下徳良
中原　重永
京丸　青水
黒淵　安田
宇賀

上野山
吉原中村
下津田　小黒川
同福田　篠村國
加茂　青山
掘越　寺町
山中福田　長田
戸張　徳市

壹歩村

租高、三百九石壹斗

飯田村

租高、二百五十八石一斗二升
三百二十三石二斗七升二合（廣島縣史、三百二十三石二斗七升四合）

敷名村

租高、千四十一石七斗八升四合（廣島縣史、千百十一石四斗八升四合）
千百十一石五斗五升二合

敷名城

敷名兵部丞元綱

毛利元就朝臣の舍弟。はしめ藝州高田郡相合村に住し、相合四郎と稱す。後、此に移り、永正五年足利將軍義植（稙）公御歸洛に、輿元、元就と俱に供奉す。

同　兵部少輔元範

元綱の男。後、神石郡志摩利城主馬屋原美濃守義政の家を繼て、馬屋原兵部少輔と稱す。

椋梨次郎左衛門尉

はしめ藝州椋梨村に住して稱とす。其先は土肥次郎實平四世、小早川万壽冠者景平の次男、新庄太郎兵衛尉季平の末葉にて、藝州沼田高山城主小早川又太郎正平の家の子たり。元就朝臣の男隆景、正平の嗣となり給ひしより從へり。後、永祿十二年九州立

花陣に供奉して功ありと云。

同　平左衛門尉
次郎左衛門男。立花陣に供奉せり。

同　左衛門尉包久
天正年中の士。

同　左兵衛尉

上野山村

租高、六百四十三石七斗一升五合
　六百四十五石三斗一升五合

山光寺山城
上野山加賀守
毛利家の簇下。天文年中の人。

同　兵庫允忠元
天正十年羽柴筑前守秀吉、中國に向ひし時、備中國岡崎城西の丸に城番として籠城す。毛利、羽柴和睦の後、當城に歸住す。

岡崎城本丸は桂民部少輔廣重父子守レ之。東の丸は生石中務友秋守り西は則上野山なり。三將の勢都合三千七百餘騎なり。然る處生石、羽柴に志を通し、備前勢を引入れ本丸に向ひ攻め動かし、生石西の丸を取んとす、桂、上野山兩勢突出、生石が東の丸へ火箭を射かけ燒立、引包んて突崩しける。其時、上野山、生石か勢を突崩し追立ける、生石崩れて散々に逃行く向ふへ桂駈ふさかり、桂が嫡男大藏、生石か首を取る。因レ茲備前勢も散々に敗れ走りけると云ふ。

横坂村（校訂者の寡聞なる世羅郡中に此の村名ありしを知らず）

租高、七百二十二石五升（廣島縣史には宇賀村の租高をこれと同額に記してある、本書後にしるす宇賀村亦同じ）

吉原本郷村

租高、九百六十四石三升
　九百六十七石一斗四升四合

杉山城
吉原藤左衛門尉
天文十一年、大內義隆卿雲州發向に供奉す。
同十三年、布野合戰に三吉に加勢し、尼子勢を破り、尼子敗走の時首級の功ありとぞ。

同　三郎兵衛尉
大內簇下。後毛利家に屬す。

龍王山城
吉原與惣左衛門尉
毛利家の簇下。

瀨川城
吉原三郎兵衛尉
はしめ杉山に住し、後此に移る。

吉原中村

租高、百十八石四斗五合
　百四十八石四斗五合（廣島縣史、百十八石四斗五合）

黑川村

租高、五百八十五石一斗六升（廣島縣史、五百八十四石一斗六升四合）
　九百九十六石八斗一升三合

黑川城

江村八太夫榮基

一雜書云。儒生江村專齋先生は備後出生なり。其先、天文中、黑川より備前三石に移り、天文の中比、三石を沒落し京都に上りありしが、たま〳〵知音の人ありて、それに偶居して世を卒れり。專齋は其孫なりとみへし。

近世畸人傳（卷之二）

江村專齋附剛齋

專齋は江村氏。諱宗具。倚松庵と號す（せ）るは、其庭に古松十餘株ありける故なり。祖榮基は備前三石の城主にして、落城の後京に上りて（て字衍）、宗具に及ふ迄、新在家と云街に住めり。父既在は和歌連歌を好み、殊（に）聞香の伎に名あり。宗具初めて學業に志し、兼て醫を學ふ。始め加藤肥後侯清正朝臣なりに仕へ、後、森美作侯に仕ふ。されども身は京に住めり。壽百歲を保ければ後水尾上皇仙洞に召（て）、修養の法を　敕問ありしに、奏すらく、平生唯一の些の字を持す、食を喫（クラ）ふも些、食飲を節にするも（亦）些、養生も又些、此外に別の術なしと。帝大に感し　思召て、鳩杖、袒（銀）絹、茶酒などをさへ下し賜りしとかや（此一條は東涯の齋簪錄に出つ。）其年の九月、彼庭の松のもとに、松蕈數莖を生す、奇異の事なりと人もてはやしぬ。寬文四年百歲に充る元日に口號の歌あり。

百歲も、猶あきたらず、行すへを、おもふ心そ、物わらひなる。

と言へるか、中にはまさりたらんとそ。此翁の咄を書し老人雜話と云へるあり、おもしろきむかしかたりなり。

○宗具の子、宗珉。字反（友）石。全庵又剛齋と號す。那波道圓に學ふ。少年にて青山侯の文學となりしが、故あつて病に托し仕へを致し、京師にありて教授す。其后紀藩より聘し給ひしかど共仕へす。先主への義を思ふなり。後又慶安四年、近衛藤公、　詔を傳へ給ひて、禁中の侍講たるべしとありしも、固く辭し奉りし。是又紀藩の義によるとそ。よりて　叡漢を下し給ひ、是を（を字衍）正して奉りけるも、めつらしきためしなるへしと云々。

因レ茲みれば、宗具、宗珉、本州居住の人にあらされ共、其祖の國人たる因み、又修養の事書ん爲附錄しぬ。

孝子、長右衛門

官刻孝義錄、藝州之譜に云。孝行者、松平安藝守領分、世良郡黑川村、百姓、長右衛門、年不知、享保三年褒美。

藏宗村

租高、二百二十五石九斗三升七合

上津田村

租高、七百十四石五斗五升五合
　八百九十四石六斗四升三合

下津田村

租高、八百四十六石九斗六升二合
　八百五十石二斗九升四合
明神山金築城
庄　七郎
　年紀、分明ならず。
一、古蹟志に下津田村に楠正成の臣、和田何某の舊跡あり、幷に遺物等も有之よし云々。

小國村

租高、九百四十一石四斗五合
　九百四十九石五斗九升六合

津口村

租高、六百六十一石二斗七升八合
　千五十石六斗二升四合
津口城
東郷平内
　天正三年、備中松山城主三村修理進、羽柴秀吉に應しけるを退治の時、新見城攻め落され、城將宮内藏少輔元範出城し落行けるを味方追ひかけゝれば、石橋山にて取てかへし、主從八騎にて防き戰ふ時に、伊勢掃部入道は安原彦左衛門に討る。殘る者共叶はじと引退きけるを、石州住人太田源八郎、元範を目かけ懸りしを、三村左助よつ引て放つ矢、源八郎が太股を射通しけれ共、

源八(郎)事共せず、走りかゝつて左助と引組み、さし違へて死す。元範、左助を助けんと引返しけるを、味方より放つ矢咽輪に當り、射通されて倒れけるを、東郷平内走り寄つて首をかき、太田が首を上けてかへると云。
　孝子、平八郎
　官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、世良郡津口村、組頭、平八郎、歳二十九才、享保元年褒美。
津口郷
　和名類聚抄に載らる、四郷の一處。

荻(萩)原福田村

租高、三百七十九石七斗七升八合
　五百十八石三斗三升二合(廣島縣史、五百十八石三斗三升三合)
年成山城
荻(萩)原藤左衛門尉　同　藏人丞
　天正年中、芦田郡久佐村へ移ると云。

荻(萩)本郷村

租高、千二百八十七石四斗七升三合(廣島縣史、千百八十三石四斗四升)
　千五百二十八石八斗九升四合
川田山城
原田豐後守

文祿年中、毛利家の臣。
いなつこ山城　下嶝山城　森安山城
右三箇所共、城主、由來、年紀、俱に分明ならず。
桑原鄉
和名類聚抄に載せられし四鄉の一處と云へとも、又一說に桑原鄉は吉原なりとも云、如何あるへき。

篠村

租高、百七十二石四斗八升一合
當邨、元、荻(萩)原村の內なりしを、和氣加賀守清武、丹州より保元元年此地に移り住み、丹州古鄉の名によせ、此處を篠村と號す。其後、和氣加賀守清武此地に來つて、彼地の八幡宮を此に移されしとそ。
産社、八幡宮
傳云。昔、和氣清麻呂、丹波國篠村に城隍を築き居住して、其地に宮社を營み、豐前國八幡宮を勸請し、篠村八幡宮と號す。其
按に。丹州篠村の八幡宮は、二十二社註式云。人皇七十一代　後三條院、延久三年辛亥、依二　敕定一奉二勸請一、曩祖兼延奉二行之一云々。清麻呂は　稱德天皇の御宇の人なり。延久年中迄は三百餘年の後なり、又延久より保元迄八十餘年、合せて四百餘年なれば、清武は清麻呂の數十世の後孫なり。
藤原朝臣百川
百川は本州の國司に任せられ給ひ、府中に御坐なり、此に傳ふるは、かの領家の跡なるべし。されど百川の御領とあるにより傳へへの儘擧レ之。
續日本紀(卷廿七、稱德天皇紀)曰。稱德天皇、天平神護二年秋九月丙子、正五位下藤原朝臣雄田麻呂、爲二山陽道巡察(巡察の二字衍か)使一。(中畧、採二訪百姓疾苦一。制二斷前後交替之訴一、并撿二頃畝損得一下畧)。

同書和氣清麻呂傳云。(上畧)藤百川愍二其忠烈一、割二備後二千戶一與レ之。
大日本史曰。百川、初名雄田麻呂。
一書云。百川爲二河內、武藏、越後、大守一。寶龜十七年薨。贈正一位大政大臣。
本朝通紀曰。光仁天皇寶龜十年秋七月、參議中衛大將從三位藤原百川、參議正三位宇合之第八子也、幼有二器度一、歷二位顯要一、歷二事　稱德今上之二朝一、所レ歷之職無レ不レ爲二勤恪一、天皇信二任百川一、委以二腹心一、故內外機務、莫レ不關知一、初　帝在二東宮一、不豫、已經二累月一、時百川憂形レ於レ色、醫藥祈禱、德二心力一、於レ是帝益重レ之、今歲春秋四十八、甚悼二惜之一、遣レ使贈二從二位。
和氣加賀守清武
和氣清麻呂の末裔。保元元年八月此處に下向し、此地を丹州古鄉の名によせ篠村と號し居住す。昔、清麻呂の由緒傳はるを以て、かの八幡宮をも勸請せられしと云。
清麻呂墓
清武の曩祖にして、此に由緒傳ふる故、廟墓を築きて以祭れりと云。
本朝通紀曰。桓武天皇延曆七年秋七月、前右大臣大中臣清麻呂薨。
清麻呂、中納言惠(意)美麻呂之子也、清麻呂性正信不レ阿、歷二事數　朝一、爲二　國舊老一、朝議國典多レ(所二)諳練一、在レ職視レ事、至二年老一而精勤不レ怠、及二年七十一上レ表致レ仕、優　詔不レ許、帝即レ位、重乞二骸骨一、詔許、今歲壽七(八)十七。
又云。光仁天皇寶龜元年云々、貶二道鏡一爲二下野國藥師寺別當一、流二其弟淨人等于土佐國一、和氣清麻呂徵二于備後一。因レ茲みれば清麻呂大隅國へ流されたれども、百川の愍によつて此に隱れ住み給へりとみゆ。故に道鏡貶されて明かに清麻呂を備後國より召れしとなん。
傳へ云。清麻呂は人皇四十八代　稱德天皇、神護慶雲元年九月、太宰府の阿曾麻呂と云ふもの、弓削の道鏡が　帝に寵愛せられて、位大政大臣に昇り、常に　帝の御側を去らず、其威　帝に劣らさるを見て、かの道鏡にこひへつらひて、宇佐八幡宮の託宣と稱して、道鏡を　帝位につけしめば天下太平ならんと云。道鏡喜て　天皇に申す。天皇道鏡を愛し給ふ事甚しと云へ共、帝位の事は私ならぬ事なれば、宇佐八幡宮へ　勅使を遣はし、神託に任せて決んと宣ふ。道鏡然るべしと申すによりて　天皇、和氣清麻呂を召て宣はく、八幡大神夢の告あり、汝を　勅使として宇佐へ遣はすべし、能敬ひて神託を聞き歸れとののり事なり。清麻

呂御前を退く時、道鏡人を退けて、さゝやきけるは、此度の　勅使は我に　帝位を譲るべきや否を八幡大神に問るゝ處なり、其心を得て神託を奏問すべし、汝が返事によりて我即位せば、汝を大臣として國の政を任すべし、若返事あしくは重き罪に行ふべしと眼をいからし、己が威をしめす。清麻呂、宇佐に參詣し、是は　國家の大事なり、たとひ託宣ありとても卒爾には信しがたし、願はくは一の不思議を示し給へと祈念しければ、大神忽に長三丈計の形を現し給ひ影向あり、其光滿月の如し、清麻呂拝伏してあふぎみる事あたはず。時に神託に宣はく、吾國の天日嗣は神代より世々の皇統の外、臣としてうかゞふべきにあらず、況や無道の者をや、汝歸つて有のまゝに申すべし、道鏡を恐るゝことなかれとなり。清麻呂、神託謄に銘し都に歸り、參　内す。道鏡御前に侍りて椅子によりかゝりて清麻呂を呼んで神託いかにと問ふ。清麻呂少もへつらはず、有の儘に奏聞す。天皇もいと興なくおもひ給へりし。道鏡大にいかつて、清麻呂己が心を以て神託を僞るなるべし、曲事なれば死罪に處すべしと云ふ。天皇死罪まではいかゞと宣へば、道鏡いかりにたへず、脚の筋を斷ちて其名を穢れ丸と號して、大隅の國へ流す。道にて殺すべしとはかりけれども、折ふし雷雨甚しくて、ためらふうちに　勅使來りて死罪する事なし、清麻呂行歩叶はざりしが、宇佐八幡宮へ參詣しければ足の筋忽直りて行歩元の如くなり。此に國司藤原百川と云ふ人、清麻呂が忠節を感して、備後國の領知の内、此處の地にて二千戸をわかつて清麻呂の配所に遣らる。後にはひそかに清麻呂を此處に呼ひとりて、此里に居らしめられけり。清麻呂の姊に法均（均）尼と云ふあり、是も清麻呂の罪にかゝりて備後に流されて、御調郡の宮内にあり。其事跡は八幡の條にあれば、かしこにしるせり。其後同しき四年八月に、　天皇崩御あり、御年五十三、御在位十六年なり。其後、白壁王太子に立給へり、光仁天皇是なり。　天智天皇の御孫、施基皇子の御子也。藤原長手、吉備大臣　太子と示合せて道鏡を下野國へ追ひ下し薬師寺の別當格にして彼國へ流されける。世を奪はんとはかりし惡人なれ共、　先帝の御寵恩深き者なるに因て、死罪を宥められしとなん。其後、道鏡も　朝にあらねば今は憚る處なく、清麻呂を備後國より都へ　召かへし給ひしと云ふ。

又一說に。稱德天皇、弓削道鏡に帝位を譲り給ふべき旨、和氣清麻呂を　敕使として宇佐八幡宮へ詠へ給ふ。神慮是を免し給はず。清麻呂上洛して此を奏するに、道鏡いかつて清麻呂の二の足をきり、うつぼ船にのせて流す。此船宇佐の濱邊による。猪來つて清麻呂をおふて神殿に至る、時に社壇より五色の虵出て清麻呂が脛をねふるに、二つの足元の如く生ひ出たり。清麻呂歸洛の後、男山に伽藍を建、彌勒佛を安置し、足立寺と號すとなん云ふ。

冠谷

清麻呂の配所の跡なりと云。

冠塚

古跡志に。此地に冠谷と云ふあり、冠塚と云ふもあり、故しらず。又、清麻呂の墓と云ふは清武の墓なるべし。按るに。清麻呂此地に居ませしとみゆれば、冠谷その舊跡なるべし。清麻呂の墓と云ふは清武の墓にして、冠塚これ清麻呂の墓なるべし。

下德良村

租高、六百九十石八斗四合

德良城

長　右衛門太夫元則

一稱二長崎一。

上德良村

租高、千五十六石七斗九合

千五十六石七斗六升六合

宮迫山城

長崎團右衛門

一稱二黑崎一。

黑崎團右衛門は、天正の役に備中冠の城にて討死せり。羽柴秀吉、備中に攻め入りし時なり。

一書に。黑崎團右衛門は、冠城攻の時遁れ出て、後太閤九州より上り給ふ時、舟頭の中に交り居て、赤間が關にて秀吉に仇せ

んとせし事、又一には秀吉の舟に仇せしは園右衛門が弟也。又一には、此舟長を次郎兵衛と云ひて、北條の家の子、松田尾張守が殘子の計りしと云。三說いづれか是なるをしらず。

加茂村

租高、千二百八十七石四斗七升三合
　千六百七十二石五斗二升七合(廣島縣史、千六百七十二石六斗二升)

堀の城
栗原河内守元胤
　毛利家の簇下。其先は千葉豐後入道直翁、御調郡栗原村に住す。此後孫此に移り住むとそ。

頭畑山城　　日野目山城
　右二箇所とも、城主、名字、由緒また年紀ともにしれず。

田打村

租高、四百七十八石六升五合(廣島縣史、四百七十六石六升五合)
　四百七十六石六升五合

月が平山城
　城主、年紀しれず。

青山村

租高、二百七十石三斗二升八合
　二百二十石三斗三升八合(廣島縣史、二百七十石三斗二升二合)

中原村

租高、三百九十五石九斗四合

重永村

租高、千三百四十九石四升(廣島縣史、千三百四十九石三升)
　千三百五十一石一斗八升二合

本の井の城
重永小太郎
　年紀、分明ならず。
三吉少納言房覺辨
　佐々木秀綱末葉。三次郡三吉城主。足利家に屬し當邨を加恩せらる。或云、三吉備後入道とは是なりと。

堀越村　一作ル掘

租高、五百四石一斗三升二合

月山城

小寺十郎左衛門

天文年中、城築。一名十郎右衛門

同　佐渡守

毛利家の士。永祿年中、尼子義久、毛利家に降りて神西三郎左衛門も先に降つて末石城にあり。中原善右衛門、小寺佐渡守檢使として城に入る。尼子再勃の砌り神西三郎左衛門は山中、立原より密使を遣はし是を招く。中原聞ㇾ之て小寺に談し討果さんと云ふ。小寺同心せすして云、中原との御覺悟實左も有べき御事に候、然共退て愚按を廻らし候に、今當城にして、やみ〳〵と討れんは何の益なき事に候、我等においては命を全ふして、重て君の御用に立べしとこそ存候へと答へければ、中原冷笑て、實に只今うか〳〵と討れ、頭を神西が勝久への捧物にせられん事、口惜き次第なれば、御邊の所存眞に義に當つて候、され共、一隅を守て某は初め當城に籠り候よりして、神西若野心あらば差違へよ、又毛利家一味異變なくして、敵の爲取囲れなば、一緒に自害せよとの御事なりとのみ一心を決定して候へば、別の才覺智謀候はす、御邊は命を全ふして百千の齡を保れ侍らへ、我は死を全道に守り、義を子孫に貽すにて候とぞ言ひける。斯て小寺は神西に向ひ、兩脚の煩ひ有て牛尾の湯に浴すべきよし斷りて、頓て城中を出けれども、藝州へは歸り得す、豐後へ渡り大友入道を賴み居けるが、老後に至つて又備後へそかへりけるとかや。中原は終に神西が爲に討果さるとそ。

寺町村

租高、七百五十六石五斗二升五合（廣島縣史、七百五十六石七斗二升五合）

八百八十八石八斗四升二合

青水村

租高、二百二十五石五斗七升六合（廣島縣史、二百二十五石五斗七升五合）

三百六十七石七升六合（廣島縣史、三百六十七石一斗四升四合）

京丸村

租高、四百十八石九斗八合（廣島縣史、四百十一石九斗八合）

四百十石九斗八合（廣島縣史、四百十一石九斗八合）

田淵屋鋪

杉原新兵衛盛經

木梨杉原廣盛の舍弟、景盛の男也。掘越村月山城主小寺十郎左衛門に緣有つて寓居し、後此に塾居す。是、廣盛處替によつて領地減せし故也とかや。

山中福田村

租高、五百七十三石三斗

長田村

租高、四百九十二石七斗七升五合

五百十一石四斗四升（廣島縣史、五百十一石四斗三升）

龍王山城

城主、年紀、分明ならず。土生神龍王の社、此山にあり。

黑淵村

租高、四百五十四石一斗三升一合

安田村

租高、七百六石七斗九升

七百二十石八斗七升七合

安田城

天野左馬頭

一作二典膳一。居住年紀分明ならず。

戸張村

租高、三百七十五石六斗七升八合

五百三石六斗九升八合（廣島縣史、五百三十三石六斗九升八合）

鞆張鄉

和名類聚抄に載らる、四鄉の一處。

鞆張は當邨の古名、今鞆を戸に作るは易きによりてなりとそ。

德市村

租高、八百四十九石一斗八升三合

千十一石七斗五升五合（廣島縣史、千十八石七斗五升五合）

多尾城

毛利山城守

利生院

河北兵庫の男。河北落去の後當寺に入て出家し住職す。當寺傳來の重寶に菅君御自筆の神影あり。并伯耆國大原眞盛の太刀、千壽院片しのぎの脇指あり。菅公の神影は細川玄旨法印によつて太閤へ上られしと云。

宇賀村

租高、七百二十二石五升

宇賀山城

矢野新介元俊

一稱二矢田一。

孝子、庄兵衛

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、世羅郡鵜賀村、百姓、庄兵衛、歳五十才、元文五年褒美。
孝子、勘兵衛
同書に云。孝行者、同領、同郡同村、同人弟、勘兵衛、歳四十四才、同時褒美。

西備名區卷七十二　畢

西備名區卷之七十三

世羅郡　下

小童　別迫
伊尾　小谷
太田本郷　井掘
甲山町　三郎丸

青近
東西上原赤屋
河尻小世良
東西神崎

小童村

租高、千百九十八石九斗三升九合

産社、祇園宮

祭野(神)　素盞嗚尊、奇稻田毘賣、五男神、三女神。

神傳者、品治郡戸手村、江熊祇園宮に委しく記せり。彼處に見合すべし。

謹而按するに。當社は式外五社の一なるへし。五社三代實錄に載せらる處は、大藏神社、神田神社、大神神社、天照眞良建雄神社、隱嶋神社都而五社なり。大藏神社、神田神社は品治郡に現在す。大神神社も品治郡と言へども、其社地さだかならす。隱嶋神社は因嶋なり。天照眞良建雄神とは此素盞嗚尊の別號、式内十七社の内須佐能表(袁)能神社は深津郡に載らる。今、品治郡に屬す、戸手江熊祇園宮也。鞆祇園は疫隅社とて、南海に通ひ給ひし跡とて、沼名前神社とこそ聞ゆれ。此は素盞嗚尊、奇稻田姫を小童と宣ひ、此にひたし給ひし處とみゆれば、是ぞ天照眞良建雄神社なるべし。

四季祭祀多しと云へ共、六月殊に大祭にて、祇園會とて遠近參詣多ふし。十四日神輿渡御、常の如き三輿御渡りまします。次に大御前と稱して大輿あり。一間四方に高さ一丈計にて車臺なり。神御靈うつしありて御守子押出す。眞先に大綱を臺により付て

數百尋引はへて、産子は云ふに及ばず、諸方參詣の者迄、疾疫除災の御緣の綱と寄り集り、引きいさめる其先に、諸村の産子、鉦太鼓にてはねいさむ。又其先に祇園貝とて、修驗者大螺貝を吹立て、御先をはらふ。此貝もと甲努郡矢野村の修驗者、昔祇園の神より賜はりし貝とて持傳へ、此神事にのみ持出て先駈せしが、今は其家おとろへ、所緣に付て芦田郡阿字村の修驗に傳はりしかは、此修驗今日の神事に參會し、大御前の御先に貝を吹く。是につゞきて近鄉の修驗、先達の類、思ひ〳〵に出立て、貝吹數百人先駈す。其貝吹立る時は響、山谷に鳴り渡り、すさましかりける勢ひなり。十六日還御まへの如し。十四日より十六日まて、諸方參詣夥しき群集なり。扨、渡御還御共に彼大御前の神處いさみ給へる時は、險しき坂路と云へども、かの綱牽かざれども車を押か如くに馳せ上る。神慮いさまざる時は下坂といへ共、大磐石のごとく動く事なし。然る時は貴賤老若共に男女交合、猥雜姦娛の戲言口に任て言ひのゝしる。貴賤笑ひを催ふさすと云ふ事なし。是やむかし此處にて、素盞嗚尊、奇稻田姬を長養し、交合し給ひし緣の殘れるにやと言ひあへりぬ。しかして神慮和らきぬれば、又神輿押はしるにしたがひ、引かざるに押が如くなり。誠に稀有の神業なりし。

玉葉集に　祇園宮御神詠

我宿の、千本の櫻、花さかは、うへおく人の、身もさかへなん。

小童村

此や都の祇園の神詠といへども、因みて此にしるし侍りぬ。

此處しちむらと云ふは、むかし素盞嗚尊、簸の川上にのぼりましゝ時、老翁老婆少女を中にすへ啼居ける時、尊問ひ給ひしかは、かのおろちの事かたりしにぞ、尊しかあらばその小童を我にあたへよ、ひたして妻とせんと宣ひし。其後大蛇を討給ひて後、かの小童を此に長養し給ひし處とて、夫にちなみて此處を小童村とは申すなり。袖中秘記の意

斯傳ふれども、字訓の當否考へ索る處いまた得す。閑田廬の耕筆に言へらく。備後の國世良郡の邊鄙に小童村と書て、ひちむらシヒ音通す。と云ふ處あり、其處の人も義はしらすと云ふとみへたり。此のごとき難訓世に多し云々。伊勢の三重郡の內に、四足八鳥村と書て、ろくろみ村とよむも解すべからす。是等はもしひちと云ひ、ろくろみと云ふ名あるが上に、四足八鳥とよふなへも其時にはよしあるべけれど、後には俱にしられすなりたるなるべし云々。此例習して云。奈良のかすがは春日、河內のさきべは私部、さき市は私市、ひらかたは牧(枚)方、淀のいもあらひは一口、近江のいんでは位田、もふたりは馬渡のたくひなり云々。

山根城

城主、由來、年紀、分明ならす。

林山城　一作麓城

山の根を犂と云へは、林山は誤りにて麓城共云へは山根城の事にはあらすや。

長　右衛門太夫元則

下德良に同名あり、兼帶の所領か。

鹽谷城

河北石見守

惠蘇郡河北新左衛門緣族。

虎御前墓　少將墓

傳云。虎御前は曾我十郎祐成が妾、少將は同五郎時宗か妾なり。兄弟孝に死るの後、二人共に諸國を遍歷して此處に終ると云。東鑑(卷十二)云。建久四年癸丑六月朔日、丙申、曾我十郎祐成妻(妾)大磯遊女名(號)虎雖レ被レ召二出之一、如二口狀一者無二其咎一之間被二放遣一畢云々。下署。

同書(卷十二)。同十八日、癸丑、故曾我十郎妻(妾)大磯虎、雖レ不レ除二髮着黑衣一裝束。迎二亡夫三七日忌辰一、於二營根山別當行實坊一修二佛事一、棒(捧)二和字諷誦文一、引二葦毛馬一疋一爲二唱導施物等一、件馬者、祐成最期所レ虎與(與レ虎)也、則今日遂二出家一、赴二信濃國善光寺一、時年十九(歲)也、見聞緇素莫レ不レ拭二悲淚一云々。

傳へ言。大磯の虎御前、化粧坂の少將と云へるは、ともに遊ひめなりしが、曾我兄弟に深くちきり、兄弟親の敵を討て死するの後、剃(剃)髮して相伴ひ諸國を廻り本州に來り、靑江村に閑居して曾我兄弟の墓をいとなみ、後此に移りて死す、故に二人の墓あり。

艷道通鑑に云。少將は化粧坂の遊君なり。爰に五郎時宗と言ひしは本より氏系圖正しき身なれども、公に背きて浪人となり居しが、兄祐成がすゝめにより、たはれ心をよそにして、此の里の菊の籬一枝手折、便りも哉と忍ひ〳〵に通ひしが、いつその程にや、かの少將とほとびあひ、深き戀のふちとなりぬ。然るに其比、梶原源太景季は時めく上のなひ長者方のうへ、器量自慢にて箙の梅このかた、香車のかほりを世の中へはつとしらせし若男、かのしれものを手に入んと、一年あまり通ひけれども、ついに

下紐とかせ得ず、さすかの源太もはまり込み、十日廿日のつゝけ買に、外のつとめかしもせず、時に五郎はかゝる事とはしらず、忍ひ編笠にて、ほと〳〵音信しに、此頃梶原とのに劒て時鳥の一聲も、よその事は耳に入らぬと云ふ、時宗も世が世ならばと悔しく、硯引よせ何となく

色とみる、夢路にとまる、宿も哉、つらき言葉に、またもかへらん。

と書て打捨かへりける。少將この筆のすさみを見て、むねにこたへ身にしみて、今はつとめもよしやよし、何に心をとゝむべきいかにかゝるあさましき身なりとて、當坐のきらに引かるゝやと、するし給ふ耻かしさよと、夫より源太とあいさつをきり、黑の衣に世をそむけり。おりにふれて

捨る身に、猶思ひ出と、なるものは、とふにわかれぬ、情なりけり。

また祐成と虎御前が事は、曾我物語其外所々に其美をのせて、面白く情實をほめたり、今更いふもくとゝ〳〵しけれど、うかれ女の身にして貞を守り、祐成が過去りしより尼となり、高麗寺に三昧して其跡をとふらひ、八十年にして往生をとけしと。貞と菩提と與に二つなし。何のうたがひかあらん。しかし五月廿八日の雨、餘國はふらねども、曾我中村、大磯邊は年毎にかはらずふる、是を虎が淚の雨と云ふ。天に口なけれども人にいはせて貞を末世り、旱勢（諺では意通せず、恐らくは魃か）にも少しは是非ふる、是を虎が石と云ふありて、美男持つ時はかろく上り、不男持ときはあがらずと云へり。是そ望夫石の由緣執心、石となつて祐成を思ふなるべし。虎が石になりたるにてもなし、虎が淚が雨になるてもなく、貞の誠、天地の心に叶ひ、日月と俱に名の消へざるしるしに、陰陽の神のはからひなるべしとそ。

或人云。虎御前は高麗寺にて念佛三昧して往生をとけしとなれば、此地の墓は後にゆかりの人築るならんと。しからず。虎、少將ともに曾我兄弟おはりて後、佛門に入り諸國を遍歷し、青江村に閑居して其夫の墓を築しとみへ、また赤屋村の文藏（裁）寺に彼二人の笈とてあり、并に祐成の朱鞍ありと、藝備國郡志にもみへたり。然は遍歷して此地に終れる事うたかふべからず。餘國はしらず、備後には前に云へる曾我中村、大磯邊のごとく五月廿八日には必雨ふる、此日の雨をとらごぜの淚の雨と云ふ。また六月廿八日にも雨ふる。是を虎が思ひ出しの雨と云ふ。旱魃といへども雨氣を催ふさゞる事なし。斯の如くなる事、これ虎、少將此西備に終れるしるしなるべし。

別迫村

租高、四百三十三石九斗七升八合

天野某能久

居住年紀、分明ならず。

大友左近將監能直

鎌倉殿より宛行はれし領知、西山穢土寺并西芳寺へ寄附せられし記文、沼隈郡新庄に附す。合せみるべし。

攝津掃部頭親秀

大友家とみへたり。記文の事、前の如し。其略に云。

一、西山穢土西芳兩寺事

西芳寺領分、備後國重永別迫內新庄、和泉國本條鄉（但先段雖讓。能直除之）

此次ニ山城加賀の地名あり。

右於ニ兩寺一者、爲ニ惣領能直檀那一可レ致ニ興行一之沙汰之狀、如件。

曆應四年八月七日　　掃部頭親秀

青近村

租高、四百八十六石五斗六升三合

曾我十郎祐成墓　　同　五郎時宗墓

右二基は虎、少將が築く處なり。虎、少將此處に閑居し此墓を營むと云ふ。其閑居せし處、則此墓邊なりとそ。

兄弟の傳、事長ければ唯東鑑一條を寫して補レ之。

東鑑（卷九）云。建久元年庚戌九月七日、戊午、甚雨、入レ夜、故祐親法師孫子祐成（号ニ曾我十郎一。）相ニ具弟童形一（号ニ筥王一。）參ニ北條殿一、於ニ御

前ニ令レ遂ニ元服一、（號ニ）曾我五郎時致一、賜ニ龍蹄一疋ニ云々。

同書（卷十二）。建久四年癸丑五月廿八日、癸巳、（前晷）子刻、故伊東次郎祐親法師孫子曾我十郎祐成、同五郎時宗致レ推ニ參于富士野神野御旅館一、殺ニ戮工藤左衛門尉祐經一、又（有ニ）備前國住人吉備津宮大（王）藤内者一、依レ與ニ于平家家人瀨尾太郎兼保一、爲ニ囚人一被召置ニ之處一、屬ニ祐經一訴申無レ誤之由之間、去廿日送（返ニ）給本領一歸レ國、而猶爲レ報ニ祐經志一、自ニ途中一更還來、勸ニ於盃酒祐經一、合宿談話之處、同被レ誅也、爰祐經大（王）藤内等所レ令ニ交會一之遊女、手越少將、黃瀨川之龜鶴等則（叫）喚、此由（上）祐成兄弟討ニ父敵一之由發ニ高聲一、依レ之諸人騷動、雖レ不レ知ニ子細一、宿侍之輩皆悉走出、雷雨如レ擊レ鼓、暗夜失レ燈、殆（殆）迷ニ東西一之間、爲ニ祐成等一多以レ被レ疵、所謂平子野右馬允、愛甲三郎、吉香小次郎、加藤太、海野小太郎、岡部彌三郎、原三郎、堀藤太、臼杵八郎、被レ殺ニ戮宇田（田）五郎以下一也、十郎祐成者（合ニ）新田四郎忠常一被レ討畢、五郎者差ニ御前一走參、將軍取ニ御劔一、欲レ令レ向レ之給、而左近將監能直奉レ抑ニ留之一、此間小舍人童五郎丸搦ニ得曾我五郎一、仍被レ召ニ預大見小藤太（平次ニ）、其後靜謐、義盛景時奉レ仰見ニ知祐經死骸一云々。

左衛門尉藤原朝臣祐經、工藤瀧口祐繼男。

廿九日、甲午、辰刻、被レ召ニ出曾我五郎御前庭上一、將軍家（出御）、揚ニ御幕二箇一間、可レ然人々十四（餘）輩候其ニ砌一、所レ謂一方者北條殿、伊豆守、上總介、江間殿、豐後前司、里見冠者、三浦介、畠山次郎、佐原十郎左衛門尉、下河邊庄司、稻毛三郎、長沼五郎、榛谷四郎、千葉太郎、宇都宮彌三郎等也、結城七郎、大友左近將監、在ニ御前左右一、和田左衛門尉、梶原平三、狩野介、新開荒次郎等候ニ于兩坐（座）中央一（矣一）、此外御家人等群參、不レ可ニ勝計一、以（爰（爰以）狩野新開等、被レ召ニ尋夜討宿意一、五郎忿怒言、祖父祐親法師被レ誅之後、子孫沉綸（淪）之間、雖レ不レ被レ聽ニ昵近一、申ニ宸期所存之條一、必以ニ汝等一不レ可ニ（用）傳者、尤直欲ニ言上一、早可レ退云々、將軍家依レ有ニ所ニ思召（食ニ）、條々直聞ニ召（食）之一、五郎申云、討ニ祐經一事、爲レ雪ニ父尸骸之恥一、遂露ニ（身）鬱憤之志一畢、自ニ祐成九歲時宗七歲之年一以降、頻抽ニ會稽之存念一、片時無レ忘、而遂果レ之、次參ニ御前一之條者、又祐經匪レ爲ニ御寵物一、祖父入道蒙ニ御氣色一畢、云レ彼云レ此、非レ無ニ其恨一之間、遂拜謁爲ニ自殺一也者、聞者莫レ不レ嗚レ舌、次新田四郎持ニ參祐成頭一、被レ見レ弟之處、敢無ニ疑給（殆ニ）之由申レ之、五郎爲ニ殊勇士一之間、可レ被レ宥歟之旨、內々雖レ有ニ御猶豫一、祐經息童（字犬房丸）依ニ泣愁申一、被レ亘ニ五郎一、年、以號ニ鎭西中太一云男、（則）令ニ梟首一云々、此兄弟者河津三郎祐泰（祐親法師嫡子）男也、祐泰去安元二年十月之比、於ニ伊豆奧狩場一、不レ圖中レ矢墜レ命、是祐經所レ爲也、于レ時祐成五歲、時宗三歲也、成人之後、祐經所レ爲之由聞レ之、遂ニ宿意一、凡此間每ニ狩倉一、相ニ交于御供之輩一、伺ニ祐經之際一、如ニ影之隨レ形云々、又被レ召ニ出手越少將等一、被レ尋ニ問其夜子細一、祐成兄弟所レ爲也、見聞悉申レ之云々。

松崎村

租高、百五十四石四斗五升九合（廣島縣史、百五十四石四斗九升五合）
百五十五石六斗五升一合

小谷村

租高、百十四石二斗六升四合
百八十六石一斗五升六合

伊尾村

租高千百五十四石四斗七升四合
千三百四十八石三斗一升二合

登井か丸城　一作ニ鳶か丸一
下見加賀守　下方外記
尾首山城
湯淺越中守

西上原村

租高、九百十六石三斗二升二合（廣島縣史、九百九十六石三斗二升二合）
千三石三斗九升三合

沼の城
上原右衛門太夫元輔
一本古城記。作二元祐一。又、元佐、亦元資。

太田民部
上原の後主。
一本古城記に云。上署。當年より十四年以前、八十有餘の老翁語りて云。吾若年の比、親語りけるは、我若冠の時、沼の城に舞樂あり、颯々たる聲は松風にさそはれ、とう〳〵たる音は山彦にこたふ、老若袖をつらね、郭外に耳をおどろかせし事あり。余もその一人なりと演說すと。安永三の名月聞レ之記すと。

東上原村

租高、五百八十三石四斗八升四合
六百六十四石一斗三合（廣島縣史、六百六十四石一升三合）

宮地山城
城主、上原氏の臣。名字しらず。

赤屋村

租高、五百五十八石七斗六升九合
六百八十九石九升五合

赤屋城
得能對馬守
一作二德能一。

高山城
天野某能久

砂走城
和智氏豐後守の持城にて、家士住すとみへたり。

鳳洒山（廣島縣史、鳳栖山）、文藏（裁）寺
古蹟志に。當寺に大磯の虎、化粧坂の少將二人の笈あり、虎が笈は横二尺五六寸、高さ二尺はかり、三段にて、戸六つあり、中より兩ひらきなり。三所に若レ斯紋あり。六つの菊のほりものあり。少將の笈は余程ちさし。小童村に二人の墓あり。藝備國郡志に。此寺に祐成の朱鞍ありとみへたり。

井掘村

租高、百四十二石二斗二升三合
百四十三石一斗六升

太田本鄕村

租高、千百三十八石六斗六升四合
　千四十三石一斗七升一合（廣島縣史、千百四十三石一斗七升一合）
產社、和理比賣神社
　式内の社、備後十七社の一處。
　延喜式神名帳に。世良（羅）郡、和理比賣神社。
太田の鄉
　和名類聚抄に載らる、四鄉の一處。
羽山城
梨和中務少輔景盛
　梨和氏は小早川左近將監春平の三男時春、藝州豐田郡梨和に住して稱とす。時春の後血脈たへて、また小早川美濃守敬平の三男康平を嗣とす。其後、景盛より以來此地を領す。天文年中、雲州尼子晴久五百餘騎にて吉田城を攻む。沼田高山の城主小早川又太郎正平、其比病氣にて家の子梨和中務少輔景盛に五百餘騎を差添へ吉田へ加勢せしめらる。景盛、尼子の多勢を恐れず坂村に陣せり。尼子是を追ひ崩さんと、湯原彌次郎三千五百餘騎にて打向ふ。湯原、坂へ押寄せし處、防州大内の加勢杉次郎左衛門尉元家千五百騎にて馳加り、二千騎となつて敵をむかふ。湯原切崩さんとすゝむ處に、又城中より赤川左京亮大將にて、南方、秋山、羽仁、中村、波多野、井上等三百餘騎にて馳せ加はる。湯原前後に敵を受なから日暮る迄戰ひ引退く時、城方の兵追ひかけしを、七八度迄引かへし戰ひしが、湯原馬を深田に乘り込み難義の躰なるを、味方是を見て、山縣彌三郎すゝみより、射落して首を取と云。
　又、一說に。杉元家組て討取共云。
梨和中務太輔景久　　景盛の嗣と云。
同　中務太輔景守
　二本古城記にみゆ。守は盛の誤りにはあらすや。
太田庄
　東神崎、西神崎、小世良、西上原、東上原、本鄉、井掘、寺町、掘越。　已上九村也。

河尻村

租高、八百三十六石五斗四升四合（廣島縣史、八百三十六石四斗八升四合）
　八百四十四石五斗四升三合
產社、聖靈神社
　松岡の城主、林肥前守、越前國氣比の明神を信し勸請すと云。
松岡城
林　三郎左衛門尉敎定
　天正十年、羽柴筑前守秀吉、播州を討平らけ、同三月備中に打入、冠の城を攻め取らんと澁中山に陣を取、冠の城には林三郎左衛門尉敎定を大將にて、鳥越左兵衛尉季兼、松田九郎左衛門尉保員、其外金川孫次郎時兼、黑崎團右衛門唯俊等八百餘騎にて楯籠る。秀吉より加藤虎之介清正逞兵すくつて千餘騎にて押寄けるに、城内一致に防戰す。然るに黑崎、松田が不和より起つて、黑崎叛心し、白晝に城に火をかけ、かけ出る。諸士追ゝ之てかけ出る。此さはぎに清正はげしくすゝみ寄り城に乘り入る。斯て鳥越、松田は清正の手に討れ、金川は木村又藏に討れ、城内大半討れて林は搦手を打破り、馳ぬけて高松城へぞ入にける。斯て高松城にて一方固めて有ける處、諸將寄合酒宴の席にて、長沼元之丞と口論に及ひしを、諸士双方を宥め和合せしが、林怒りに堪

東鑑（卷五）云。文治二年丙午七月二十四日、乙（己）亥、爲二仙洞御願一、爲レ被レ宥二平家怨靈一、於二高野山一被レ建二立大塔一、自二去五月朔日一、被レ行二嚴密御法（佛）事一、而供料所以二備後國太（大）田庄一、加二御手判（印）一、今日所レ被レ奉レ寄也、但土肥彌太郎成レ妨之由、依二其訴出來一、殊被二仰下一之間、早可レ退二出庄家一之旨、今日二品令レ下二知給之一云々。
　又（卷十八）云。承元三年己巳三月、朔日、甲午、今日高野山大塔料所備後國太（大）田庄乃貢對捍之由、寺家訴二申之一、仍有二其沙汰一之處、彼使者僧、與二地頭太（大）夫屬（サクヘン）入道代官一及二口論一、依レ爲二御前近々一、兩人共被二追立一、於二此事一者暫可レ閣之旨、直被二仰下一云々。
古蹟志に。高野山舊記に、備後國太田庄者、高野山之領地也と、藝備國郡志に有レ之由云へり。

兼、下城の道にて長沼を闇討にす、林立上らんとする處を、夜廻りの武士見付て搦め取る。元之丞が男山三郎、林を討んと乞ふ、然れ共咎人なれば清水か計ひに任せず獄に入置し處、山三郎獄に忍ひ入り、林が首取つて秀吉の陣に走る。清水、秀吉へ使者を以て長沼を乞ふ。使者荒木舍人、秀吉の臣加藤孫六に對し決談ならす、山三郎、荒木、加藤が前に出て自殺すと云。

林教定は松岡の城主たり、冠の城へ加勢に入て死す、肥前守の兄弟なりと云ふ。如何あるへきなれ共並へ書す。

林　肥前守

毛利家より難波へ兵糧入の時、東藤五郎働きありて感賞あり。其時林使者たり。其感書に云。

去十五日、攝州大坂川口敵番船斬取之砌、首三討二取之一、高名感悦之至也、殊兵粮無二異儀一城中ゟ差籠之働、當家之面目不レ可レ過レ之、仍太刀一腰　忠光　進レ之訖、猶林肥前可レ申候、謹言。

八月二日　　輝　元　判

東藤五郎殿

太閤秀吉公、九州御征伐の御先手、毛利三家九國へ進發し給ふて、豐前國香春嶽表對陣に、渡邊、仁保、井上と俱に能く守りしとて、秀吉公より四人ゟ一紙の感狀を賜る。其狀に云。

香春嶽要害取詰、附城相誘在陣之由、黑田勘解由言上候、誠寒天之時分、旁以辛勞感被二思召一候、彌可レ入レ勢事專一候、然者城中之者、扳不レ退樣下々迄申附、可二討果一候、度々申聞儀卒爾之働不レ可レ有レ之候、黑田可レ申也。

十二月十二日　　秀　吉

渡邊石見守

仁保右衛門太夫

井上伯耆守

林　肥前守

古蹟志に。河尻村松岡の城主を林肥前守と云ふ、此人今の氏神崇靈社を越前國氣比の宮より勸請す、其後長子何某に城を讓り、其身は同村赤城と云ふ處へ隱居して道範と號す、長子何某、朝鮮征伐の時、鎧二領、弓太刀等を捧けて無異の凱陣を祈りけり、其品今社司の家にあり、道範の子一人は赤城より御調郡宇津戸へ行て庶民となれるもこれあるよし、安井子直言へりと云々。

赤城

由緒、城主、倶に前文にあり。

小世良村

租高、五百九石一斗一升
　七百十八石六升七合

小世良城
世良能登守

品治郡宮城主下野守兼益、雲州出軍の留守にあつて、藝州勢の爲に討死すと云ふ。

甲山町村　一作二高山一

租高、四十三石三升（廣島縣史、四十三石三斗）
　四十二石七斗五升五合

高山城　一作二幸山一

山内大和守直通

一本古城記。

上原民部少輔元資　　同　右衛門佐元佐

同　右衛門太夫元祐

一本古城記に。吉田庄を領す。

元祐は毛利中納言輝元卿の妹聟にてありしに、天正年中、羽柴秀吉備中國へ攻め入りし時、檢使として日幡城に在りしが、秀吉

の爲に謀られて降參の趣なりしに、城主日幡六郎兵衛尉同心せさりしかは、秀吉大軍にて攻めかゝりけるにそ、元祐内應して出城あらんとせられけるが、妻女此事を聞かれ、君が計らひに從ひなは再ひ兄君に見る事あたはす、死しては泉下の祖君に言ひ譯あらんや、しかじ吾夫と倶に死して我赤心を顯さんと心に覺悟し、盃酒をすゝめ用意の躰にもてなし、元祐の後に寄、短刀にてさし通し、其身も同しくふへはねきり、同し道にぞ趣かれける。さすが毛利家の女なりけり。かゝる變義によつて日幡大きに迷惑しながら、毛利家の息女なればとて、二人の死骸を送りかへし、城を固て防きしが、大軍しのぎがたく終に落城し、日幡討死したりけりと云。

又一說に。羽柴秀吉に謀られ、城を出て京都に卒す。此事のはしめ、秀吉の謀書に云。

内々御本懷之趣申達候之處、筑前守令二感入一候、彌此節御忠義候者、御身上之儀者可レ任二御望一之由、以二誓紙一被レ申候間、能々御心得專一候、猶東條口上申含候、恐惶謹言。

卯月廿日　　黑官兵　孝高（花押）

上原右衛門太夫殿

傳に云。元祐は備後國幸山之城主也、毛利元就の聟也。天正十年、羽柴筑前守秀吉、備中高松發向の時、叛二毛利家一信長へ隨身せり。依レ之輝元猶（猶一作楢）崎彈正元兼を討手として上原の城を攻め落し、火を放ち城を燒捨て、女中を取かへしてけり。其後元祐上方にして不義の因果により、終に亡ひにけり。

又、或說云。上原右衛門太夫元祐は、備中日幡城の檢使として籠城の處、城主日幡六郎左衛門季則者强勇にして上原の心に應せす、因レ茲不快おこれり。是、秀吉の謀書のなす處、上原愚にして是をさとらす、終に上方一味となり、竹井宗左衛門成光と計り季則をたまし討んと、上原使を以て本丸の將日幡に申遣はしけるは、藝州より急用申來候間、早々來臨給はるべしとなり、日幡折ふし城中巡見に出けるが、取物も取あへす供人僅貳三人、同役桂源左衛門にも知らする間なく、急き二の丸へ來りければ、上原出向ひ一禮終り、日幡申けるは、本國より急用とはいかなる子細と尋ければ、上原居尺高になり、其元此間敵將の使者をもてなし、まいなひ受て內通致さるよし、其聞へあり、某として當城にあれば、聞捨には成かたし、早く切腹して云ひ譯せられよ、とありければ、日幡聞もあへす、是は存寄らざる義を承る物かな、某爭か野心を存ぜん、證據ありやと尋るに、竹井此間敵將より使者あり、夫を愛應たる事か咎む。日幡か云、是深き謀あり、汝等が知る事にあらすと、詞の下より兼て用意の懷中鉄炮にて、六郎兵衛があばらを左の方へ打貫きければ、日幡勇氣たゆます太刀振きはなち、竹井を切らんとする處を、上原すかさす切付ければ、さしもの日幡忠勇强剛の者と言へ共、二人の奸計にあへなき死をぞとけにける。奥方は竹井が打たる鉄炮に驚き給ふ處に、坐中騷かしくなりければ、襖の此方にしつまりて伺ひ給ふをも知らす、竹井、上原と密談して秀吉へ此趣をしらせの書を認めける處、奥方何氣なき躰にて竹井が側へ寄給ふとみへしが、扳打に眞二つに打放し給ふ。上原驚き刀をぬかんとせられし手にすがつて、さま〴〵に利害を述、切腹をすゝめらるれば、上原は義心は扨置き、逃出られしを人手には懸まし、討參らせて我も自害し、親兄へ申譯んと、刀追取追かけ給ふ。竹井が甥三津木庄作打てかゝる、奥方ふり歸り切付給へば、庄作恐れて逃行を拂給へば二つになつて失にけり。此間に上原玄關へ駈出らる。折ふし桂源左衛門鉄炮の音におとろき來りけるに、上原追取刀にて駈出られし故、樣子いかにと尋るを、無二無三に切かゝるを、引はつしあしらふ後より、奥方切付給へば、右衛門太夫ふりかへり奥方に向ひしが、終に切倒されける。兼政おとろき、奥方をいたき留、介抱して書院に至り坐中をみれば、日幡、竹井、三津木等三人死し居ければ、近習を呼ひ樣子を尋ければ、唯日幡、上原と戰ひし事のみ言ひて分からす。時に奥方始末を物語り し給ひ、兄輝元への言ひ譯、悪人なれば我手にかけし上は、我も寃期は極めたり、書置にそへて死骸を藝州へ送り給はれと、言ひも果さすふへかき切り伏し給へば、桂大きにかんし、此躰ならは敵間なく寄來るべし、此事敵に聞へぬ內に、一先本國へ引かへるべしと用意して、奥方の死骸を棺に入れ、竹井が首を梟木にかけ、季則が死骸を家來に持せて先にすゝませ、兼政自身後殿して、城には空しく旌簇をつらね、搦手より白晝に打立て、敵支へば打ちらさんと、備を固めて引去りけりと云。又一說に。上原日幡を討んとして、竹井、日幡を討つ。日幡切付られながら扳打に竹井を討つて倶に死す。因て上原は桂を恐れて城をぬけ出、秀吉の陣に入り、後京都にて狂死せり。此城へ檢使として來られしかは、奥方をは具せられす備後甲山城にあり、此事によつて吉田より甲山へ討手來り、留主居せし家來を皆打捨、城をほふり、奥方をはあやまちなく吉田へ召具せりと云。

節婦、ひめ女

官刻孝義錄云。貞節者、松平安藝守領分、世良郡高山村、町人、濱田屋義八郎後家、ひめ、歲三十三才、享保二十年褒美。傳に云。ひめは御調郡宇津戸村の組頭牛兵衛が娘也。十八年前に世良郡高山町の濱田屋義八郎に嫁し、家の業とては田畑三段計を耕し、麻苧綿衣類、はた鉄鑄物又は穀類茶塩味噌やうの物賣りて世を渡り。ひめ人となり孝心深く、舅姑に能仕へしに、義八郎病にかゝりて八年はかりなるに、三年此かたは床にのみ在しを、藥用の事は元より、二便の時の助けまて外の人を賴みては病者の心に叶はねは、幼き子を懷に抱きつゝ、家業の事をもなしなから日夜に看病せしが、義八郎は氣短き者にて、年を經し病に

おかされ、筋なき事にも怒り腹立、時としては食物も喰はず、只ひめをのみせめ聞へしに、顔色をかへず詞を柔けて心を取、又は親しき友をたのみてさとし、病のさはりにならざる樣にと心を盡しけり。やう〳〵病ひ重り行て百五十日ばかり、晝夜目を合せすして書夜側をはなれず、舅の六郎右衛門も年老ぬれば、義八郎が病をうれへ心をいためしを、さま〴〵にいたはり聞へ、姑のかたましく、ひが言のみ云を聊も心にかけず、身のあやまりに言ひなして其心を和げゝり。舅姑は老たる身にて、夫は病者の事なれば食物も異なるを、いかにもよき品をすゝめ、己と下部は木の芽野菜の交はれる、あらき物をのみ喰ひぬ。舅は左のみ茶のよしあしをいわねど、姑はよきを好み、是もまた別にせんしてすゝめ、都て朝夕の食物、一年の衣服は斯るまつしき中にても、老たる者の心に叶や否を乞ひ、舅姑のふしとは、わつかに一間をへだてゝ、いねかぬる時をうかゝひ、しば〳〵起て安否をたつね、枕の高きひくきまで至らぬ事なく心をつけ、かたへには義八郎が病をたすけて年比の介抱怠事なし。義八郎失せにし後、ひめは親里に歸りしが、何れの家業をなすとても、おろそかなる事なく、未年も若ければ有德なる者の元よりめとらんと云ひ、父半兵衛も同し心なれば、ひめに其事聞ゆるに、舅姑の年老ひて夫も失にし上は、外に介抱すべき者なく、一人の娘さへあれば其老ひさきも心もとなく、再ひ嫁すへき心なしとて、元住みし高山町に逗留ながら歸り居しが、娘も病んて死せしかは、今こそ再嫁せよとすゝむる者多かりしが、齢七十に及へる舅姑を見捨て、外によめらん事本意にあらすと云に、左あらば外より聟入れて濱田屋の跡繼がせんと云ふを、かたくいなみて、ひたすらに舅姑を養ひけれど、斯るまつしき中なれば、下女とても召仕はす、手つから布木綿おりけるが、女の手業も精しければ、其利も多く、また豆腐をも作りて商ひ、日夜となく心を盡し、己は麁食を喰ひ舅姑には元の如く異なる鍋にて調して喰はせ、姑のすく茶の花をもたやさす、もし其料に乏しき時は己か衣をぬきて賣代なし菓子園子の類ひ迄求め置てすゝめしに、舅は元より姑のかたましきも、ひめが志のうるはしきにめて、朝夕むつましく暮けり。隣にすめる組合の者來りて、ひめが孝行のよしを尋ねしに、舅答へて、ひめ來りしより十八年の間、一度にても心に背し事なく、姑は氣短くて筋なき事のみ云へば、いかに和かな生付にても心に障らんかと、脇目にも堪かたきを、露程もいかり腹立事なきをおもへば涙も落ぬと云けり。此年比のあらまし、享保二十年九月、領主に聞へてほう美の米をあたへ、ひめは子もなければ甥の虎松と云へるを養子として家をつかせ、猶同年十一月、持高五石七斗余りの處、子孫まて永くその年貢を免し、猶ひめが種姓を尋ね問ひしに、半兵衛が家に古き文書を持傳へ、内海氏のよしを申しき。

孝子、五兵衛

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、世良郡高山村、百姓、五兵衛、歳不知、享保六年褒美。

今高野山、愛染院、龍華寺

本尊、愛染明王、弘法大師御自作なり。弘仁十三年當寺を開基し給ひ、愛染明王を安置し密法修し給ひし處也。其後此にて自身の御影三幅を書し、其後世に弘通し給ふに、彼一幅は讃州多渡の善通寺にとゝまり、一幅は紀の高野山御影堂の御影にて、外に類なき御眞影なり。此境内に冬枯の松とてあり。青葉の比は松にたかふ事なし。春、諸木の木の芽萌すとひとしくきざし、夏は並々の青葉を顯はし、秋に至れは楓抔の如く紅葉をなし、冬に至つて落葉し枯木の如し。餘國はしらす、本州には類ひなき珍木なり。弘法大師の密趣あるよし言へるも、しかあるべし。

弘法大師は讃州多渡郡屏風が浦の産にして、御父は佐伯氏。光仁天皇寶龜五年に誕生し給ふ。御幼稚より高德まし〳〵、十八歳にて大學に入り、佛經に志ありて終に出家し給ひ、延暦十四年東大寺の檀(壇)に昇り具足戒を受け、名を空海と改め、靈夢によりて和州高市郡久米の道場に至り、塔の中にて大毘盧(廬)遮那神變加持經を得給ひけれども、文義さとし難ければ、延暦二十三年五月入唐し給ひ、唐の貞元二十一年二月十一日、青龍寺慧果和尚に謁し、密經の奥儀、眞言秘密、且靈器を殘らす傳はり、大同元年歸朝して傳來の密法を弘め給ふ。或時　嵯峨天皇勅ありて紫震(宸)殿において諸宗の名僧をあつめ、空海と宗義を論しさせ給ふ。大師宣ふ、我宗は大日神變の眞言、一度阿字を觀すれば即身成佛すと言へり。諸宗一同に是を難し破り、議論紛々として止まさりければ、　帝、即身成佛の驗をなすべしと勅ありければ、則五藏三摩地觀に入給ふに、忽に首に五佛の寶冠を出し、身より五色の光明を放ち、面貌金色にして毘盧遮那佛となる。時に　帝は玉坐を下り給ひ、諸宗の僧も合掌して拜伏しければ、是より論議止み、宗風壯に、我　朝に弘まりぬ。其後、弘仁七年紀州高野山を開き給ひ、金剛峰寺を建立し、同十三年本州に入給ひ、此地靈區なりとて一宇を創造し、自御姿を寫し止め給ふ。此外諸國に靈區をひらき、　仁明天皇承和二年三月二十一日、高野山にて入定し給ふ。時に御歳六十二歳なり。　文德天皇天安二年十月大僧正位を贈らせ給ひ、　清和天皇貞觀六年三月二十七日七日に法印大和尚位を贈らせ給ひ、延喜二十一年十月二十七日、弘法大師と贈らせ給ふ。

一書に。我朝に死生不思議の人三人あり、生あつて死なきは空海、死ありて生なきは天滿神、生もなく死もなきは人丸なり。又、和漢名數に。空海六十三、菅丞相五十九、人丸四十二。

按に。空海は入定を以て終りとし、菅君は菅家に出現を以て生としたるものなり。又、人丸の事、歌道秘抄、人丸の傳、兼明親王の書に生沒みへたり。死生なしとは云ふべからず。

當寺別扉に觀世音安置あり。備後准西國十一番に列す。遍(扁)額の歌に

此處もまた、高野の山と、聞しより、そのあかつきを、たのみ行。（故中戸千葉之進氏手帳にはおく〳〵なり。）

黄葉夕陽村舍詩　（菅晋帥）

之二甲山一路上二首

雲程纔出レ險。人處不レ知レ名。市聚看相近。風傳亂犬聲。岸火秋溪潤。雲鐘暗寺深。人來知レ有レ路。曲々入疎林。

石上流泉幾股分。人聲空響南崖雲。黄（溪）諸記誰能讀。呼取柳州柳使君。

甲山路上

枯藜搘上白雲邊。驚見松梢出二土田一。清世山中人漸密。新畬亦欲レ及二青天一。（仙堂）

甲山路上二首

迎レ人石相揖。驅レ馬雲將レ礙。樵者指二前程一。路横歸鳥背。

雜樹夾レ溪昏。歸雲抱レ石屯。鳥身看不レ見。聲大似二人言一。

三郎丸村

租高、八十三石五斗八升八合

百三〇十石一斗三〇升（廣島縣史、百三十七石一斗八升）

土屋城

土屋十郎左衛門直秀

一本に。吉舍城主和智氏の爲に自殺すと云。

西神崎村

租高、三百六十二石八合

七ッ井の城

東神崎村

租高、五百七石一斗七升四合

西備名卷之七十三　畢

西備名區卷之七十四

御調郡

統署

方境

東、沼隈郡。東北、葦田郡。西北、世良郡。西、藝州沼田郡佛通寺村、沼田本鄉村、七賀村、田野浦に界し、南豫州の海に接せり。

御調郡

徃昔　仲哀天皇、長州豐浦へ遷都の御時、神功皇后と西幸に長井の浦に舶泊し給ひしかは、木梨眞人、水を貢せしにより、木梨氏司りし處を以て、郡名を御調郡とす。又、水貢とも、水調とも書せしとなん。

三豆木

和名類聚抄に。御調（三豆木。）

木梨眞人

前司しれす、水貢によつて名立。

四方田左近將監

東鑑（卷十七）云。建仁四年甲子二月二十二日、丙辰、備後國御調本北條、停二止地頭一四方田左近將監一沙汰、被レ附二國衙（衙）一云々、

遠州下知。

四方田は兒玉黨、庄權守廣高次男、三郎廣善を祖とす。

租高、三万三千七百四十石四斗六升四合

又一記に。三万五千四百石三斗七升九合

屬村、九十四

和泉、和草、土倉、下津、惠木、麻生（苧原）、吉田、丸門田、野間、德永、下山田、大原、綾目、高尾、公交、貝ケ原、宇津戸、諸毛、大山田、河面、小國、大町、釜窪、三郎丸、河南、篠根、本村、千堂、僧殿、浦邊、畑村、中野、小原、仁野、菅村、菅山方、菅平村、菅花尻、同岩根、同中原、同江田、同平木、大塔、大藏、白太、市原、太田、神村、國守、丸河南、今田、上野、津蟹、坂井原、籌村、垣內、野串、深村、宮內、福井、屋中、美生、本庄、市村、本鄉、久山田、山中、尾道浦、同後地、栗原、同入作、吉和、木原、東野、西野、岩子嶋、向嶋東、向嶋西、向嶋立花、因嶋重井（屬畑嶋）、同田熊、同大濱、同中之庄、同土生、同椋浦、同三之庄、同鏡浦、同外之浦。

已上

七鄉

和名類聚抄云。

伯多（伯多。今一村の在名、白太。）　柞原（ミハラ）　美波良。（今の城邑の三原。）

乎久爾。（今の一村）　周嶋（ヲノシマ）　與乃之萬。（今の因嶋。周は因の誤なるへし。一本、又隱に作れり。）

者度（イツト）　伊都土。（今の宇津戸。）　佳賀（カシト）　加之土。　小國（ヲクニ）

歌嶋（ウタノシマ）　宇多乃之萬。（古へ向嶋の惣名なり。今は一浦の名に發れり。）

白江川

水上、深村近邊より滴り出て、中野、門田、本鄉、白江を東し、猪子迫を東北し、沼隈郡西村へ東して、高須へ南し海に入る。

新庄川

小原より滴り出て新庄本鄉へ入り、今津へ南して海に入る。

朝川

水上、麻生より滴り出て惠木、下津へ南し、坂井原を曲流し東し、津蟹、上野、今田、門田、河南、太田、德永の間を東北し、太田、市村を東し、浦邊へ東北し葦田郡へ入る。

山陽道

沼隈郡高須村より移り、尾路後地へ南し、町架を西南し、栗原、木梨、吉和、東野、西野、三原城邑を經て藝州沼田郡に入る。一路。世良郡河尻より宇津戸へ南し、又同郡小世良より東南して宇津戸に會し、父（公）文、市村へ南し、三成より尾路へ東南して官道に會す。

一路。世良郡加茂より南し、和泉へ移り、土倉を經て西南し、藝州に入る。
一路。世良郡田打より南し、當郡麻生へ移り、和草、惠木、下津、篶、垣内を南して三原西野にて官道に會す。

御調郡　一

和泉　惠木　下山田　綾目　宇津戸　釜窪　河南　篠根　仁野

和草　麻生（苧原）　野間　高尾　大山田　大町　本村　浦邊　大塔

土倉　吉田　德永　公文毛　諸面　河堂　千村　畑藏

下津田　丸門原　大原か　貝原　小國丸　三郎　僧殿　中野　白太

和泉村

租高、四百三十六石四斗五升

和泉城

三吉少納言房覺辨

佐々木備中守秀綱末葉、三次郡三次の城主。足利家に屬して當郡和泉、重永を賜はると云。

掘越山城　又名、森綱山

門田甚左衛門尉元賀

天正年中、惠木村より移ると云。

同　宮内少輔

毛利家に從ひ、天正の末、石州へ所替せられて移ると云。

同　佐渡守入道

安那郡西法成寺村へ移り、子孫彼地にありとそ。

和草村

租高、五百五十五石六斗六升七合

和草城　一作三年信山城一

三口助三郎

土屋長門守

青木山城主共云。天正年中、長州へ所替せらるると云。

青木山城

土屋長門守

一本古城記。兩城に主とす。

年信山

青木山

袖中秘記に。和草とかや云へる處の、しつの夜(家か)に一夜をあかしぬ、あるじもの心ありけなるが、終宵よその事などかたりまたたつねてやまざりしかは、ところ〴〵のめつらかに、まれなる事ども物語せしかは、よろこひて、こゝにも青木山と、しのふ山など、しけりて、ことけしきある山あり、もし名所とやらんにてはなきやと聞ゆるにそ、おもひめくらすに、見聞し事もあらざれば、いかに語り傳へし事どもはなきやと問ふに、あるじしらすと答ふ。月かけを、洩らさざりけり、青木山、秋の嵐中は、しらるへきやは。と書あたへぬ。

土倉村

一作二羽倉一

租高、八百四十九石五升一合

土倉城

土倉對馬守夏平

土肥次郎實平九世の孫、藝州沼田高山城主小早川備後守貞平の次男、此地に住して地名を以て稱とす。後、太田村へ移るとそ。

土屋長門守

末近四郎三郎

一本古城記に。傳へ云、備中高松城番として城主清水長左衛門尉宗治と一緒に自殺す。辞世の歌を古郷へかへす、其歌に云。

君か爲、名は高松に、とゝめ置て、心はかへす、古郷のかた。

一說。此歌の下の句、心はかりをかへす古郷と云へり。後說まさりて聞ゆ。

一に云。備中高松城は天正年中、羽柴筑前守秀吉、中國探題に補せられ播州を賜はり、別所小三郎を亡ほし播州を一圓し、宇喜田を降し備中に入り、高松城を水にひたす、毛利家是を救はんとし給ひしかど、あたはすして、城將自殺して士卒の命を扶く。時に清水宗治と一處に自殺せし季近は左衛門尉とあり、四郎三郎は初名にて、高松城番に命せられし時、左衛門尉に任せられしにや。辞世の詠を傳ふれは、いつれ此人なるへしと云。

傳に云。羽柴筑前守秀吉、備中に入り、冠、忍、鎌倉が峰、日幡四箇城を陷いれ、高松表龍王山に押上り地理を見立、大堤を築き河水をせき入れ、軍をはせて、高き處に陣取て日を送りけり。高松城中には清水長左衛門宗治、同月清入道、難波傳兵衛、季近左衛門尉、中嶋大炊介、片山助兵衛、長沼元之丞、荒本一統、都合其勢五千餘人にて楯籠れり。然るに五月雨の比に至れば、高松鄉は海にひとしく、既に城中に水入て役所〳〵も筏をくみ、諸將此上に日を送る事あたはす、吉川元春は北國の取合有て延引の處、高松城既難儀の趣き兩川聞及ひ給ひ、所々に押への勢を置き、三家の勢都合八万余騎にて、後詰として出陣ありて、救はんと欲し給へども、秀吉も大軍にて、しかも時を得たる大將なれば、白眼合て日を送るのみにて、城中いよ〳〵難義となり、城將自害して諸卒の命を助んと、清水長治敵陣へ使するに至り、三家も秀吉の陣を容易破りかたしと、樣々評議あつて、毛利、羽柴和睦となり、清水兄弟、季近三將自殺して、諸士卒出城退散しける。是より中國靜謐にそ及ひける。

下津村

租高、六百七十四石七升三合

茶臼山城　一作二高城一、又、高根山城一

此山、南面は下津村分、天守臺其外三方は惠木村野山なり。

山名左近將監

古蹟志に。永正年中、九州より敵大勢押寄せ、是を攻ると言へども輒く落城せざりしが、或時寄手の將、今田新五郎と云ふ者、出丸を乘り取る。其後城中より津川權八と云ふ者、今田が陣へ夜討せしが、今田手痛く働らき、夜討の將津川權八を討取、殘黨を城中へ追ひ込む。其後、大永年中落城すと云ふ。

按に。九州の敵とはいふかし。山名氏本州を押領して其枝葉繁茂し年を重ぬ。永正の比は山名衰へ大内の管領たり、大内をふみこへ九州より敵來るへきやうなし。思ふに左近將監は山名の殘徒、大内家より攻めしにやあらん。

惠木村

租高、五百八十八石八斗九合（廣島縣史、五百八十八石六斗九合）

產社、祇園社、

祭神　素盞嗚尊、奇稻田姬、八王子。

久井の庄八村の土生神なり。六月祇園會、十四日八村の產子其村々より諸侯行列の粧ひにて、邑長諸士の出立にて牽馬、弓、鉄炮、簇幟をつらねねり出し、眞先に鉦太鼓のはねうち曲を盡し、一村一隊の模樣にて未明より集會し、前々より順次極りありて前後を爭ふ事なく次第を守り靜にすゝみ、神地に入り神事あり、九ツに終る。後、神輿渡御あり、遠近群參又おびたゝし。

同　稻荷神社

祭神、稻倉（倉稻）魂命。祇園社同山に御鎭坐。九月下旬神祭あり。又互井ありて十月中旬に及ふ。北は雲伯石、東は備の中前、南は豫讃、西は藝防に至るまて、近國の人、牛馬を牽來り此に互市をなす。牛馬人家にあまり、山野に充滿し、貴賤群をなす事夥しき壯觀也。

久井庄

惠木、下津、土倉、和泉、和草、黑川、吉田、麻生。　以上八村也。

府本城　一稱三滑良山一

門田甚左衛門尉元賀

毛利侯の簇下、八村を領す。天正年中、和泉村へ移る。

孝子、甚兵衛

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、家來淺野甲斐給知、御調郡惠木村、百姓、甚兵衛、歲四十二才、元文三年褒美。

麻生（苧原）村

租高、二百五十一石六斗五升（廣島縣史、二百六十一石六斗五升）

吉田村

租高、三百九十七石八升

丸門田村

租高、三百九十五石六斗三合（廣島縣史、三百九十五石六升三合）

五百六十五石五斗五升六合（廣島縣史、五百六十五石五斗五升五合）

產社、八幡宮

社傳云。延德二年乙丑、千葉豐後入道直翁建立。

按に。直翁は建仁年中故あつて關東より來り、梁原村に住す。承元三年丁卯、今田村に圓光寺を建立し、建保七年己卯同村に天神社を建立すとみへたり。延德は　後上御門院の御宇二十四年にあたる、二百八十餘年の違ひあり。千葉氏、延德二年の建立ならば、直翁より十餘世の後孫なるべし。

丸山城

上里周防守實秀

三吉の嫡流。明應年中此に移り城を築くと云。

同　善九郎通職　實秀の嫡男。

同　民部助實　通職の男。

同　四郎三郎元實　助實の男。天正十八年落去と云。

同　善兵衛尉實次　助實次男。天正年中長州へ移ると云。

上里若狹（狹）介實勝　助實三男。

同　丹後守　同城別居

同　仁兵衛尉

子孫、油木村にあり。一本古城記に、丹後守次男仁兵衛と云ふ者、神石郡小畠村九鬼城主の養子となり、引越の節、九鬼山落城す。よつて同郡油木村へ引込み鄉士となれり。此末葉今三吉を稱す。家號を土居と云。

同　豐後守

天文十三年、尼子晴久、三吉人道を攻めし時、三吉に加勢し首級の功あり。

下山田村

租高、百十石八斗四升

野間村

租高、二百一石三斗七升

保木城

野間刑部太輔隆實

後太平記に。海田保木城に野間常陸介隆實八百餘騎にて籠城の處、毛利勢攻め寄せ三日三夜に攻落し、野間隆實を生捕、防州へ送ると云。

陰德太平記に。備後保木城主野間刑部太輔隆實とみゆ。

同書に。天文十三年、大內義隆、雲州發向供奉に備後士の列にあり。

古蹟志には、藝州安藝郡矢野村に保木城あり、野間氏の子孫灑野々中村に住すと。

又一說に。隆實は其先代此處に住し、鄉名を以て稱とすと云へ共、其名字分明ならず。隆實に至り藝州矢野村を領す、よつて其處の居城を保木城と云。當城にあつて兼帶の地なり。

又一本に。奴可郡保木城主と云へ共、奴可郡に保木城なし。

又云。隆實は天文二十一年、大內義隆滅亡の後、陶入道に屬し備後保木城にあり。陶、大內義長より加勢として羽仁中務少輔、小幡左衛門尉を籠めらる。毛利侯是を攻め給ひ、井上又左衛門、森脇市郎右衛門功あり。隆實は熊谷伊豆守信直が聟たるにより て、元就朝臣へ願ひ扱ひしかは降參す。小幡、羽仁は防州へ送り歸さる道にて討果さると云。

傳言。天文二十三年、備後保木の城主野間刑部太輔隆實は大內義隆卿に隨順して一字を賜はり寵遇せられ、忠孝を勵み仕へしが、陶尾張守晴賢、義隆卿と不快おこり、義隆終に晴賢が爲に失はれ給ひぬ。毛利元就朝臣、義隆卿の遺書を得て其仇を報し給はんとて、陶逆心の趣を　天聽に達し　綸命を給はり、吉見太(大)藏太輔と其謀を示し合され、野間隆實に復讐の旨を通し給ふに、隆實却て陶に一味し、保木城に楯籠り、毛利家に敵對の色を顯はす。陶は先達て大友宗麟の弟八郎義長を乞ひて大內左京太夫と稱し、大內舊領を治めんと欲しける。毛利家には陶を退治せんには、先備後を固めて後を心やすくなさんと、去年奴可郡を打平らげ、其外北郡を味方につけ、世良、御調を平らげんと其用意あるよし、陶晴賢聞て保木城へ加勢として、羽仁中務少輔、小幡左衛門尉に四百餘騎を差添へ、保木城に力をそふ。元就朝臣是を聞召、先是を攻めんと、九月五日に藝州吉田を打立て、同七日保木城へぞ押寄らる。其相從ふ將士には嫡子備中守隆元、次男吉川治部少輔元春、三男小早川左衛門尉隆景、宍戸安藝守、熊谷伊豆守、福原等をはしめとして三千餘騎、備後士には赤川左京亮、同源左衛門、同十郎左衛門、長谷部大藏左衛門、楢崎三河守粟屋彌四郎、和智豐後守、同又十郎、木梨左衛門尉、兒玉四郎兵衛、志道源三、桂善右衛門、有地石見守、三吉修理亮、古志清左衛門、渡邊信濃守等は道に待受け、東方の士は保木近邊に陣を寄せ、同しき八日未明より惣軍一同に攻め上る。中に吉川勢の中より森脇市郎右衛門、小早川の手より粟屋彌四郎　一說井上又左衛門　兩人一同に先駈して諸勢一同に切岸の下近く攻め詰たり。城中より は敵を塀下に寄せ付けじと、弓鉄炮を稠しく射出しけるにぞ、手負死人の多ふかりけるをいとはす、天神山の隣の新丸を目かけ小早川勢粟屋眞先駈、はや乘取んとすゝむ處に、吉川勢森脇先駈にて、兩勢等しく乘入ければ、羽仁、小幡眞先かけて防しかど、兩勢に破られて詰の丸へぞ引入りけり。時に粟屋、森脇一番首級の功をなしけり。城の大將野間隆實是を見て大におどろき、新丸の敵を追拂はんと、手勢三百餘騎を三手にわけ、一手は野村藤三隆定、末田源七郎忠興、一手は豐嶋伊豆守勝正、野村彌五郎利行、一手は大將野間隆實、田中河內守をしたがへて打て出つ。野村彌五郎、豐嶋伊豆守は左の谷より打出、吉川勢を追ひ崩す。吉川方小坂藤四郎一番に取てかへし彌五郎に打てかゝりしが、彌五郎、小坂が打て駈る太刀の下をくゞり、小坂を取て中に差上け、巖石に投付たれば、みぢんになりて失にけり。右の谷よりは野村藤三、末田源七郎、小早川の手に向へば藝州の士横道藤兵

衛眞先にすゝんで懸りけるを、末田源七郎弓取て横道を射落しけり。是に辟易して兩勢引色にみへたるを、備後勢をはしめ藝石の諸勢一同にとつと懸りければ、隆實暫く支へて勢をまとめ城中に入り、固く守て防きける。斯ては此城急に攻落しがたしと備を固め取囲まる。扨しも城將野間隆實は、熊谷伊豆守が聟にして、元就の次男元春と相婿なりければ、熊谷見捨がたく思ひ、元就の手前をはかり扱ひければ、隆實大に悦ひ降參して元就の陣に至る。よつて羽仁、小幡をば防州へ送り下すべしとありければ、兩人も元就若たばかりやしぬらんと人質を乞ふ。味方には兼ての用意なれば、送りの使者水落甲斐守、か樣の御望みあらんには某相勤むべしとの事に侍らへば、某人質に相立可ン申との事ゆへ、兩人も用心稠數、甲斐守を兩人して左右の手を取り、後より鎗をかけ、二里はかり行けるが、道餘程經ければ兩人少し用心怠り、左右の手計り取て鎌鑓をば窕(くつろ)げゝる。兼て相圖の事なれば三原の此方に吉川勢二宮木工之助、佐伯源左衛門、水落掃部介、末田縫殿介、細迫左京亮以下の伏兵先へ廻りて侍かけたる中に、末田勘解由飛脚の躰にて刀の柄に狀箱結ひつけ、菅笠を腰につけ行向ひ、羽仁樣、小幡樣と見受け候とて、文箱を差出せば、水落が右の手を取りし羽仁、彼文箱を取とて手を放して文箱を開く處を、水落拔打に小幡を袈裟に切伏せければ、右の手の羽仁をば勘解由切伏けり。是を見て毛利の伏勢一同におこり切てか(か)れは、防州へ送らるゝとありし四百余騎、散々に逃行を、追かけ〳〵討ほどに、殘り少なに逃得たる者ども、書夜をわかたず命から〳〵防州さして逃行しが、四百餘人の其勢わつかに四五十人ぞ國にかへりける。扨、隆實は毛利の陣に囚はれ、其家士のお も立たる野村彌五郎、同藤三、豐嶋伊豆守、末長源七郎、田中河内守等、彼是究竟の兵をば城下敎眞寺と云ふ寺へ呼集め、色々饗應したばかり、醉はせてたはひなき處を四方より押寄せて打てかゝりければ、此者共も死物狂に働き、寄手三十人計を切り捨て、殘勢を追ひまくり、本堂に入て自害するもあり、中にも野郎藤三は多勢の中を切りぬけて海邊に走り出て、商人船に乘り、和泉の堺へ上りしとぞ。末長源七郎、田中河内守兩人も、やう〳〵切ぬけ落去りしと云。

德永村

租高、三百二十九石四斗七升
四百三十四石五斗三升二合（廣島縣史、三百四十四石五斗三升二合）

大原村

租高、三百六十六石三斗三升一合
三百四十四石五斗六升三合（廣島縣史、三百四十石五斗六升六合）

綾目村

租高、四百十六石四斗五升
六百七十一石五升

孝婦、さん女

官剝孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、御調郡綾目村、百姓、忠兵衛娘、さん、歲二十五歲、延享四年褒美。

高尾村

租高、百十石三斗三合

公文村

租高、百八十五石七升九合
二百五十四石四斗九升六合（廣島縣史、二百五十四石四斗九升一合）

貝箇原村

租高、五百三十三石三斗七升八合（廣島縣史、五百三十三石二斗七升八合）
三百四十四石四斗七升七合（廣島縣史、三百四十四石四斗七升四合）

宇津戸村

租高、七百九十六石九斗三升三合（廣島縣史、七百九十六石九斗六升三合）
五百十五石四斗二升八合（廣島縣史、千百十五石四斗二升八合）

者度（イット）

和名類聚抄に載らる、七鄉の一處。

延喜式。兵部省、諸國驛傳馬之條（備後國驛馬の部）云。

安那、品治、者度、各二十（廿）疋。

宇津戸城

毛利秀金

右、一本古城記のまゝ。又、上原秀金共あり。

毛利秀包

右も、一本古城記の儘。

按に。久留米藤四郎秀包なるべし。秀包の傳は毛利の譜に合せ記したれば此に略す。

内海山城守

同　左京亮

子孫當邨にあり。享保年中、保長半兵衛と云者あり、是内海氏の子孫なり。其娘ひめ女、世良郎甲山町濱田屋儀（甲山の所には義）八郎に嫁し、儀八郎早世して異夫にまみへず、舅姑を孝養す、上是を聞召、恩賜あつて彼が孝貞を顯はし、餘恩を子孫に及ほさるゝ條、孝義錄甲山の譜に委し。

諸毛村

租高、五百三十九石七斗三升二合

荻原藏人丞

元、葦田郡久佐村城主。慶長乱後、當邨に蟄して子孫あり。

大山田村

租高（記入缺ぐ）。（廣島縣史、二百八十三石七斗五升）

小國村

租高、十四石七斗八升（廣島縣史、十四石七斗八升六合）

小國鄉

和名類聚抄に載らる、七鄉の一處。

租高、三十二石七斗五升六合

釜窪村

租高、二百石五斗八升

大町村

牛の皮山城

森光新四郎景進　一作二景近一

はしめ大內簇下たりしが、雲州尼子本州に手入れし時、暫く尼子に從ひ、天文十三年尼子晴久、三吉攻の催促に從ひ攻手にありしが、尼子敗走によつて毛利家に志深く三吉に一味し、晴久の敗軍を追ひ討し、首級の功ありとぞ。

租高、八十九石四斗二升二合

河面村

租高、二百三十石三斗四升五合

三郎丸村

租高、百九十石三斗四升
三百九十八石六斗三升四合

（校訂者曰。此の三百九十八石六斗三升四合は、加南村即ち丸河南村の租額である）

河南村

租高、百九十九石二斗六升六合

本村

租高、九十一石三斗九升

千堂村

租高、百四石七斗六升八合（廣島縣史、百十四石七斗六升八合）

僧殿村

篠根村

租高、三百六十石一斗二升三合

浦邊（村）

租高、千五百八十一石七升六合（廣島縣史、千五百八十一石四斗七升二合）

右は古稅なり、今は數村に分る。

浦邊城

河田八助久貞

同　太郎左衛門尉久勝

初名八助、毛利家の臣、慶長亂後浪人し、後池田侯に仕へ子孫因州にあり。

傳に云。河田八助、祖父は細川家の士にて、永正年中河田藏人と云大力量の勇士なり。其比郡にありしが、洛陽東山に手負の古猪あつて、京都町近邊へ駈出、老若男女をかけ殺しける事、幾千と云ふ事をしらず。將軍義植（稙）公是を聞召て、細川へ下知し給ひければ、細川、河田に命す、河田一義にも及はず只一人馳行て見廻す中に、件の古猪駈出て向ひ來る、河田飛違ひ猪の頭を抓んで押伏せ、用意の細引取出し引縛り、夫力十人を以て御所へ舁き入る。將軍をはしめ諸臣見給ふに、眷苦むして小松三本生ひて、矢二十五筋立並んて葦の如し。將軍深く感賞し給ひ軍功の賞にまさりて賜り物あり。其子太郎左衛門、其子八助俱に小早川家に仕へ、八助又狩場にて是も猪を生捕にしたり。時に十八才。慶長五年關が原の合戰に高名し、小早川家斷絶して池田侯に仕へ、元和のみだれ大坂にて鐵の楯の高名ありとぞ。

備中府志、矢部村河屋城の條に云。城主河田八助久貞は、太閤秀吉公駿河國沼津宿御陣場にて大差物を立て通るの刻、姓名を御尋あつて御褒美ありしは相州小田原陣の時なり。久貞男河田太郎左衛門久勝代、備後國浦邊に所替也。然るまゝ河田八助を備後國の人とするものは是に誤る者なり。大坂陣に松平宮内太輔忠雄朝臣、今福の仕寄にて鉄の楯三枚用ひられたり、大野主馬が手の者石火箭を以て是に對す、件の鉄の楯の陰の勇士等堪兼て三枚共に捨置て引入りける、忠雄朝臣大に怒り、誰かある、あの楯持て參れと仰ければ、河田八助走り寄り、件の楯を三枚共に輕く取て小脇にはさみ、城中を白眼みて、しづ〳〵とみかたの陣へ引て入る。此楯八人持の楯なれば、八助か力二十四人に對す。當村矢部に楯衝とて吉備津明神の御陣場あり、楯衝の明神と號す。領主八助、鉄の楯に名譽を顯はす事、奇妙仰くべし信すべしと云ふ。

一本古城記に。浦崎（沼隈郡。）に此人居城とす、見合すへし。

河田八助久貞、小田原陣の時、太閤秀吉公御尋の一條は、小野十兵衛景忠と一緒に通行せし時、御賞感ありしは景忠の傳に合せしるしたれは、彼處に合せみるへし。

畑　村

租高、三百四十五石四斗五升七合

中野村

租高、四百四十八石九斗六升二合（廣島縣史、三百七十七石二斗九升八合。千四百四十八石九斗六升二合は牛之川村即ち花尻村の旧租額であるから、是れと混じての誤りであらう）

四百七十石六斗七升一合

仁野村

租高、百三石五斗三升一合（廣島縣史、百五十五石九斗九升八合。百三十三石五斗三升一合は木原村の新租額であるから、是れと混しての誤ではあるまいか）

百五十五石九斗九升八合

大塔村

租高、三百二十一石一斗五升六合（廣島縣史、三百二十一石一斗五升八合）
三百八十八石七斗六升七合（廣島縣史、百八十五石七斗六升四合。恐らくは縣史の方あやまれるか）

大藏村

租高、百三十四石四斗
孝子、五郎兵衛
官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、御調郡浦部村之内大藏村、長百姓、五郎兵衛、歳四十六才、寛延元年褒美。

白太村

租高、二百六十一石二斗
伯多
和名類聚抄に載らる、七鄕の一處。

西備名區卷之七十四　畢

西備名區卷之七十五

御調郡　二

小原　菅村　同山方　同平村
同岩根　同花尻　同中原　同江田
同平木　市原　神村　太田
國守　丸河南　今田　上野
津蟹　坂井原　篝村　垣内
野串　深村　宮内　福井
屋中　美生　本庄　市村
木門田　本鄕　久山田

小原村

租高、五百八十六石三斗八升六合
七百十石三斗五升七合

菅村

租高、百二十一石三斗三升八合
元、本村一郷、今數郷に分る。

同山方村

租高、百五十五石四合

同平村

租高、二百十石七斗九升五合

同花尻村

租高、五十六石一斗四升二合

同岩根村

租高、三十九石三斗九升八合

同中原村

租高、百九十八石八斗一升六合

同江田村

租高、百七十二石八升六合（廣島縣史、百七十二石八斗八升六合）

同平木村

租高、七十二石七斗四升一合

市原村

租高、五百三十九石七斗三升二合（廣島縣史、三百九十七石三斗二升。五百三十九石七斗三升二合は諸毛村の租額である）
五百八石二斗二升八合

神村

租高、二百九十石六斗一升一合（廣島縣史、二百九十六石一斗一合）

太田村

租高、四百三十一石九斗二升五合
四百四十七石三斗九升七合

太田城

土倉對馬守夏平
一稱二上倉一　嘉吉年中居住。

按に。夏平は小早川の分家、其先土倉村に住して稱とし、後、此處に移れるよしなれば、上は土の誤りなるべし。

同　對馬守
天文年中居住。夏平より以後、數世尋て對馬守と稱す。

國守村

租高、九十一石三斗九升三合
百六石九斗(廣島縣史、百十六石九升。)

丸河南村

租高、五百四十石八斗四升六合

丸河南城

上月源左衛門

今田村

租高、三百三石二斗一升八合
三百八十九石七斗

産社、天滿天神社

傳云。建保七年己卯、千葉豐後入道建立すと。

今田山城

今田上總介經高

初名、孫四郎。吉川治部少輔興經一族。經高此處に住して今田を以稱とす。今田氏は吉河の庶流。吉河、其先は大職(織)冠鎌足公の裔孫なり。鎌足の子不比等、其子武智麻呂、其子乙麻呂、其子是公　右大臣、是公生二雄友一　正三位、雄友生二弟河一　越前守從五位下。弟河生二高扶一　陸奥守從五位下。高扶生二清友一　左少辨從四位下。清友生二維幾一　讃岐守、維幾生二爲憲一　工藤遠江守。爲憲生二時望一　三河守、時望生二時信一　入江駿河守。時信生二維清一　入江右馬允。維清生二清定一　山城守、清定生二景兼一　右馬允、景兼生二景茂一　馬三郎、景茂生二經義一　吉河次郎三郎、駿河國吉河庄に住す、因而以て稱とす。經義生二友兼一　小次郎左衛門尉、友兼、梶原三郎兵衛景茂を討取、梶原が舊領播州福井の庄を賜はる。友兼生二經兼一　東鑑作二吉香一。左衛門尉、經兼生二經光一　彌次郎左衛門尉。經光生二經高一　次郎、是より藝州新庄に居住せり。經高生二經盛一　次郎、駿州吉河、播州福井庄の地頭職に補せらる。經盛生二經秀一　五郎次郎、經秀生二經光一　五郎次郎、經盛生二經秋一　駿河守。經秋生二經光一　駿河守。經光生二經信一　左兵衛尉、駿河守。生二之經一　左衛門太夫、伊豫守。之經生二基經一　次郎三郎、治部少輔、駿河守。此を鬼吉川と稱す。基經生二國經一　治部少輔、國經生二經世一　伊豫守。經世生二經高一　吉川上總介、後今田上野介。經高此處に分家せられて有しに本家治部太輔興經、元就朝臣の次男元春を養子とす。是より元春に從ひ軍功を盡せり。天文九年、雲州尼子吉田城を取圍みし時、十一月廿六日吉田宮崎の戰に、吉河元春の手にあり。經高十七才にて初陣に三度鑓合せり。此時家人三吉越前、山形新兵衛、足立對馬等分捕の功あり。永祿四年、雲州陣中にて十一月五日、本庄越中守經光を討果さるの時、常(經)光が三男、兵部太輔、同四男四郎次郎を吉川經家と兩人にて討取る。此外所々の戰ひ軍功あらさる事なし。

天正年中、備中三村退治に軍功あり。平均の後、備中井村杜の城を賜はりて移る。

同　中務太輔忠久

吉川家一族。從士經高、備中へ移るの跡に移り住む。忠久は藝州今田の城主經高同時の人なり、俱に天文より天正に至り所々の

戰陣に從がはさる事なし。就ゝ中伯州末石城の戰ひに大箭の名譽あり、強弓の精兵世に其名を得たりとそ。

今田大藏介

吉川の臣。今田大藏介、朝枝藤兵衛尉、森脇市郎右衛門は、西條鎚山攻の時、城兵打出相戰ふ、此三人眞先に進みて鎗を合す故大勢を追ひ崩す。是を鎚山の三本鎚と稱す。

青龍山、圓光寺

承元三年丁卯（丁卯は元年）、千葉豐後入道直翁建立とそ。

上野村　一作二植野一　三原附

租高、四百五十六石七斗六升八合

五百二十五石五斗五升三合（廣島縣史、五百二十五石五斗五升七合）

津蟹村　三原附

租高、五百二十二石八斗六升八合

福丸山城

山中彈正

堺原村　一作二坂井原一　三原附

租高、五百六十四石七斗二升四合

箐村　三原附

租高、九十七石八斗三升三合

垣內村　三原附

租高、二百六十石二斗三合

野串村　三原附

租高、三百七石三斗二升四合

孝婦、まん女

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、家來淺野甲斐給知、御調郡野串村、百姓、平右衛門妻、まん、歳四十七才、寛保三年褒美。

深　村

租高、四百三十四石九斗二升四合

醫王山城

石原小次郎景直

同　彌次郎

永錄(祿)年中、木門田村より移るとぞ。

山中村

租高、五百二石一斗三升四合

五百十八石一斗二合(廣島縣史、五百十八石八斗一升二合)

產社、賀羅加波神社

神號を地名に名つけて、からかうと云ふ。是、式內の社、備後十七社の一處なり。

延喜式神名帳に。御調郡、賀羅加波(カラカヂ)神社。

平家八幡宮

後山と云ふ處にあり。木原村鉢が峰の後にて深山なり。壽永の比、平家の落人隱れ住みし處と言ひ傳へて、五輪の石塔の年ふりて銘もみへぬが數多あり、是を平家の墓と云ふ。その處にある故、平家八幡と云ふ。彼落人の此處に死せしを、そのゆかりの人、後に社を建て神と祭るとも云ふ。

租高、六十六石九斗二升五合

產社、八幡八幡宮　御鎭座、御許山

一國一處八幡の八幡宮是なり。祭神、三所。所謂　應神天皇　比咲(咩)神　大帶姬。

畧傳云。　應神天皇は人皇十六代の帝、譽田天皇、又胎中天皇共申奉る。御父は　足仲彥天皇(仲哀天皇)　第四の皇子、御母は氣長足姬命(神功皇后)にて御坐す。大和國輕の豐明の宮に都し給ふ。　天皇は神功皇后の新羅を討給ふ歲、庚辰の冬十二月を以て筑紫の蚊田の宮において生れ給ひ、幼して聰達、玄監深遠、動容進止、聖表有レ異焉。　皇大(太)后攝政の三年、立て太子となり給ふ。三才、或四才。初　天皇在レ孕而天神地祇授二三韓一、既產之、窓(宋)生二腕上一、其形如レ鞆(ホンタ)、名二謂一譽田天皇一、(日本書記、卷第十、應神天皇紀參照)　御歲七十一にして御即位あり、仲姬を立て皇后とし、御在位四十一年にして崩御、時に御歲百十一歲。始二十二年三月、幸二難波一居二大隅宮一、四十一年二月、明の宮に崩し給ふとも云ふ。御陵は河內國譽田の側、長野山に在りとぞ。

卜部兼邦の說に云。御神號を八幡と申す事は　應神天皇の御廟は河內國譽田にありしを、宇佐に勸請ありて後、和氣淸麻呂に託し給ひて、我は譽田の八幡丸と名乘り給ひしによりてなり。

大帶姬は則神功皇后にてましまします。皇后は稚日本根子比古大日々天皇(開化天皇)の曾孫、多々宿禰(氣長宿禰)の女なり。御母は高額姬。是、仲彥天皇の二年、立て皇后とし、幼而聰明叡智、容貌壯麗、傷下天皇不レ從二神敎一而早崩上、征二新羅一、新羅王自服、高麗百濟知レ不レ可レ勝、永稱二西藩一不レ絕二朝貢一、所レ謂三韓也、皇后從二新羅一還之、生二譽田天皇於筑紫一、立二譽田別皇子一爲二太子一、在位六十九年、夏四月崩二於若(稚)櫻宮一、時歲一百歲、冬十月戊午朔壬申、葬二狹城(サキタテノ)盾列陵一。(日本書紀、卷第九、神功皇后紀參照)

比咲(咩)神は則玉依姬なり。海神の女、豐玉姬の妹、神武天皇の母神なり。

神社啓蒙云。　欽明天皇三十一年冬、肥後國菱形地邊民家兒、甫三歲、神託云、我是人皇十六代譽田八幡麻呂也、諸州垂二跡神明一、今又顯レ于レ此、其後差動使レ移、而鎭二坐豐前國宇佐宮一云々。

二十二社註式云。三所者、八幡、比咲(咩)神、大帶姬也、豐前國宇佐郡菱形山、廣幡八幡大神(宮)、坐二郡家東馬城峰頂一、人皇四十五代　聖武御宇(天皇)神龜四年就二此山一奉レ造二神宮一云々。

宇佐緣記(起)云。筑前筥崎有二八幡宮一、昔白幡四、赤幡四、降レ于レ此、此故名二八幡一、植レ松而爲レ標、至レ今猶在云々。

放生會之事神社啓蒙云。社記云、扶桑記云、養老四年九月有二征夷事一、大隅日向兩國亂、逆二公家一、祈二請於宇佐宮一、其禰宜辛嶋勝波豆米、相二卒(率)神軍一、征二彼國一討二其敵一、大神託曰、合戰之間、多致二殺生一、宜レ修二放生會一者、諸國之放生會始レ自二此時一矣云々。或云。人皇三十五代　欽明天皇十一年、諸大宮大寺造矣、當社造二營此時一乎。又云。天平元年御鎭坐、一國一社八幡八幡是也。

當宮の下馬籍札者、土肥次郎實平の筆也とそ。是を今藝州佛通寺の下馬籍となる。其事、藝備風土記に云。

豐田郡別迫村御許山佛通寺は、小早川美濃守春平　實平九世の孫。貞平男。の建立、肯心(カウ)院、永德(ヨウ)院、長松院、正法院、兩足院を五院と稱す。肯心院は小早川美濃守則平　春平子。建立。永德院は小早川備後守淵平建立。長松院は小早川美濃守敬平建立。正法院は小早川掃部頭扶平建立。兩足院は開基しれす云々。

藝備國郡志云。佛通寺門外下馬之籍、土肥次郎實平之筆也、時代之前後竒異也。(一說)此山上舊在(有)二八幡社一矣、御許山者八幡之號也、後不レ改レ之、直以二八幡一爲二鎭地之神一、以二御許山一爲二佛通寺山號一。若然則爲二八幡之神祠一、實平設二下馬籍一乎云々。

瀧翁云。備後御調郡宮內八幡社に緣起あり。　應神帝の御事をくわしく書て、豐前國宇佐郡本山に初て降臨し給ふと書たり、されば八幡宮の寂初の地なれば敬して御の字をつけて御本山と云ならん、其因みを以て中古宮內に八幡社を勸請し奉る時、近鄕の地に御許山と云ふ名を移したるものなるべし、其後年月を經て地頭小早川春平、禪宗(に)歸依し、愚中和尙を請し、此地に一寺を建立し佛通寺と號し、御許山を直に山號に用ひたるものなるへし。

或說に云。御調郡八幡八幡宮は和氣清麻呂の姊、法均尼と云へるが、清麻呂の流されし時、備後に流されて此にあり、後清麻呂召かへされ、都に上り仕へまつり、法均尼より先に身まかられしかは、法均大きになけき、清麻呂も此國に久しくありつればと て、其御靈を此に祭り八幡と稱せられし。其後、法均も死せられしかは、後に此尼前をも合せまつり、やはたの八幡とは稱するなり。其由來に云、人皇四十九代　高野天皇の御時、弓削道鏡と云ふ人、　帝に寵遇せられ、大政大臣に昇進せられし。帝は女主にてましく、つれ〴〵の御時には玉坐に召され、御心とらけ給ひし事ありしとかや。若レ斯なる故に威勢　帝の下にあらす既其志　帝位を望むに至り、和氣清麻呂を召て八幡大神夢の告あり、我　帝位につけとの託也、然れ共かゝる大義は人うたがふ事あれば、汝を宇佐に行かしめ明らかに神託を聞かしむ、急き行向つて八幡の託を聞かへれ、惡しくはからば汝を罪に處すべし我　帝位につかば汝を大臣として政を任すべしとなり。清麻呂、道鏡が命を受けて宇佐に詣て神明を拜しければ、其神託に宣く、吾國の天嗣は開闢より以來、君臣定る、臣を以て君とする事いまた是あらす、天日嗣は皇統を斷たす、然るに況や無道の臣をや、早く拂ひ除くへしとなり。清麻呂歸　朝して奏する事神託の如し。此において道鏡大にいかり、清麻呂が本官を解し、因幡員外介とし、死罪に行ふへしとありしを、　天皇死罪迄はいかゝと宥め給ふ故、清麻呂が名を穢丸と改め、左右の脚の筋を斷て、大隅の國へ流す。道鏡いかり猶やまず、道にて殺すへしと謀りしかと、　勅使來りて清麻呂をかはふ故、道鏡道にて殺さしめんと人を出せしかど、折ふし雷雨甚しく、其人追ひ至る事なく、清麻呂が送りの船はるかに行延ひければ、道鏡いかりをおさへて止りけり。清麻呂の姊に法均尼と言へるをば還俗なさしめ、名を廣蟲賣と改めて備後國に配しけり。時に藤原百川、本州に國司としてましくければ、是を受取いたはりて、此の里にぞ人付ていたはられけり。清麻呂の送りの船、神の引とゝめ給ひしにや、はからず豐前の濱につきしかは、悅んて送りの人をたのみ、宇佐八幡へ參籠しければ、其夜有がたき告を蒙り、切られし手足の筋、忽に平愈し、步行元の如くなり、送りの人は大隅迄と思ひしに、是も神の告ありて此よりかへりける。備後國に在る百川の元へ此事聞へて、百川、清麻呂が忠義を感し、早速に招き寄せ、其私領有ければ是をわかつて領家に命し、かくまひけり。清麻呂たつきなき住居と言へども、よろづとぼしき事はなかりける。都には道鏡權威に募り　帝を蔑にし奉りしかは、寵愛し給ふ事はしめの如くなかりしにぞ、道鏡いよ〳〵惡心生し、寶龜元年庚辰二月　天皇河原の宮へ行幸の折ふし、道鏡常ならぬあやしき食をすゝめ奉る。是より玉體惱み給ひて、其年八月、御歲五十三にて崩し給ふ。いまだ繼體の太子も定らす、左大臣藤原永手、右大臣吉備眞備、諸卿を集め皇子の內いづれか即位ありて然るべきやと尋けるに、群臣評議まち〳〵なる處に、備後の國司藤原百川、藤原良繼と謀を合せ、白壁の皇子を以て皇太子たるべきとすゝむ。左大臣永手、右大臣眞備、俱に諾して立て御位に即け奉る。　光仁天皇是なり。此君、道鏡が好惡をよくしろし召て、先朝の御寵遇厚かりしを以、死罪を宥め下野の國へ流し、其弟弓削の淨人を土佐の國へ流すべしと、官符下つて、藤原楓麻呂是を配所へ送りける。然して清麻呂が忠義を感し憐み給ひ、いそぎ備後の國へ歸洛の官符を下されければ、時の國司奉つて清麻呂を送り上せける。清麻呂都に歸り上りければ、早速參　內を免され本官に復されける。清麻呂歸洛の時、法均も俱に歸洛すべき旨宣命ありしかど、尼の身なれば都の花やかに時めくを好まず、此に閑居して生を終らん事を願ひしかは、望に任せよかしと御免しを得て此に止りしかは、國司に命して法均が身のうへ乏しからす取賄はさせ給ひけり。後年經て清麻呂薨せられしかは、法均大になげき、かの靈を勸請し八幡の八幡宮の內に合せ祭られける。其後法均も死せられしかは、彼地の領家、かの清麻呂の靈驅に法均の靈をも合せ祭りて、八幡宮とそ稱しけるとそ。

宇佐緣記(起)に。八流の幡下るとあるを評して云。幡は人巧を以てなる物也、雹雨霜雪の如く天よりふれる物にあらす、是は八

幡本紀に　應神天皇御誕生の時、御産宮を守護の爲、武内大臣のはかり給ひて、八流の幡を立て、軍士をして非常をいましめられし事あり、此故により御諱を八幡麻呂と申とあるぞ誠なるべき。

又、八幡太神に　桓武天皇より菩薩號を送らせ給ふと言ひ傳ふれども、正史には曾てみへざる事なりと、國學の人は言へりき。

又、行教和尚此神を信仰し御眞影を拜せんことを願ひしかは、行教の衣の袖に三尊の彌陀のすかた移(映)れり、是によりて八幡宮の御本地は彌陀如來なりとて、男山八幡宮の神璽に三尊の彌陀を立られたり。

又、一俗説に。　應神天皇御位を太子に讓り給ひし後、筑紫に下り佛道に歸依し給ひ、崩御の後託宣に、僧とならん事を願ひ給ふ。

桓武天皇の御宇、勝尾寺の開成法師に託宣あるに因て、菩薩號を送らせらる、是本地阿彌陀如來なる故なり。

又、前々太平記(卷之七、八幡大神稱ニ大菩薩一事の條)に。延曆二年夏五月、豐前國宇佐宮の神主、京師に至つて奏聞しけるは、頃日大神の御託宣(神託)に、我無量劫より以來、三有に化生し善巧方便を修し、諸の衆生を濟度す、我名を大自在王菩薩と云ふへしとなり、若し斯の示現なれば、願くは大神を以大菩薩となし奉らんとの趣を一紙の奏狀に記して捧けゝる。帝叡感(聞)まし〳〵(て)、則　勅許ありしかは、是より八幡大神を改めて、八幡大菩薩とは申すなり。

按に。此　帝の御宇には佛道なとは曾て聞も傳へ給はぬ時なり、儒教たに此御世にはしめて渡れり、殊に　帝、御位を讓り給ひし事なく、況や筑紫へ行幸をや、崩御ありて三年君定まらず、是にて御讓位の事なき事明らけし。佛道は是よりはるかの世を隔り、　欽明天皇の御宇、百濟より渡れり、然るを此　帝佛道歸依とは、うきたる説なり、信するにたらず。菩薩號の事は心得がたき説なれども、今兩部習合の祭典なれは、是もなからん事ともおほへす。左れども正史にはみへさる事なりとそ。宇佐神主の奏問も又兩部の傳に云。抑、此御神と申奉るは、忝も仁皇十六代の帝　應神天皇の御事なり。仲哀天皇第四の皇子にて渡らせ給ふ。御母は氣長足姫尊と申奉る。則神功皇后の御事なり。皇后、　應神帝を御身に孕なから男子の粧をなし、新羅國を征伐ありて御歸朝のとし、庚辰の冬十二月、筑紫の蚊田にて御誕生なされけり。其あれます初めより腕のうへに完(宍)生ひて其形鞆(ホンダ)の如し、是皇后軍中雄の裝りをなして常に鞆(ホンダ)をおい給ふにあやかり給ふ故とかや、是によりて譽田天皇と申せしなり。古の俗に鞆(ホンダ)を褒武(ユキ)御多(ユキ)と言へりし。

治天四十一年、御壽百十一歳にて、庚午の二月十五日、大和國輕嶋豐明の宮にて崩し給ひ、河内國舊市郡長野山に葬り奉る。皇統三十代　欽明天皇三十一年の冬、肥後國菱形池の邊りなる民家の三歳になる兒童により神託ありて、我は是人皇十六代譽田八幡麻呂なり、諸州の神明に垂跡し、今又此に顯はるとあり。此事　叡聞に達しければ、即　勅使を立られ、豐前國宇佐宮に鎭坐なし給ふ。偖、山城國男山、巖清水に勸請の事は、人皇五十六代　清和天皇の御宇、南都大安寺の沙門に行教と言へるあり、俗姓は紀氏にて武内宿禰の後裔なりしが、常々深く此神を崇敬し奉り、貞觀元年、宇佐の神社に參籠し、一夏九旬、晝は大乘經を讀誦し、夜は密咒を唱誦して勤行更に怠らす一ゝ夜の夢に、太神告て曰。久しく法施を受ぬれば我師に離れん事を欲せす、師王城に歸らば我も又隨ひ行て帝都の側に居て、當に皇祚を護るべしとありければ、行教敬んて神勅を奉りぬと見て夢覺めぬ。頓て榊の枝に御影をうつし、清淨の袈裟に包み、頭にかけ、急き都に上りける。漸く山城國山崎に至りけるに、其夜又夢中に、師我居處を見よと、新に神の告給へば、驚きさめて四方を望むに、東の方雄德山鳩嶺の上に當つて、光輝燦然として四邊を照しけり、行教大に感嘆して則曉を拂つて光をはなてる處に至りみるに、實にも世に勝れたる靈區也。行教餘りの難ゝ有さに、其儘兩度の神告を懇に錄し、表を上(サゲ)て奏しけるに、　帝叡感ましゝ〳〵て、速に李寮權允橘良基に　勅して、宇佐宮の宮式に准して、鳩嶺に新に宮殿を造らしめ、神魂を遷し奉り、　本朝第二の宗廟となし、源姓の氏神と崇らる。今の世迄も武夫武威を祈るに感應あらすと云ふ事なし。斯て行教法師は雄山の北に一寺を建立し、洞宗裝山の派となりて、今に法燈傳へけると云。

又、世にもてはやす三社の託宣云。

八幡大菩薩

雖レ食二鐵丸一不レ受二心汚人之物一。　雖レ坐二銅焰一不レ至二心穢人之處一。

按に。此託宣、俗間に傳るのみにて實錄を考へす。無住法師の著述せる沙石集に、聖德太子の御祠に

謀計雖レ爲二眼前之利潤一終當二佛神之罰一、正直雖レ非二一旦之依怙一必蒙二日月之哀一。

とあるを前後して、好事の者　天照太神の託宣とするものと見へたり。其語に云。

正直雖レ非二一旦之依怙一終蒙二日月之憐一、謀計雖レ爲二眼前之利潤一必蒙二神明之罰一。

又、春日大明神の託宣と言へるに云。

雖レ曳二千日之注連一不レ至二邪見之家一、雖二重服深厚一可レ趣二慈悲之室一。

若レ斯なれば、いつれも神の託し給ふ語にあらす、神は物を食し給はす、まつしからす、いやしからず、正直にして依怙なく、利潤をはかり給はす、重服は大喪(喪)也、神明佛法のいきをたにのぞかれんとあるに、何の汚穢の處に至り給はんや。聖德太子の語もて神明の託語とするしる言、神德を覆ふのみかは、聖德太子の賢詞をくらます恐るべし。

當社に書寫の一切經あり。　稱德天皇、神護慶雲二年奉納とそ。
又、千葉豐後入道直翁の奉納せる武具幷千葉家の系圖あり。
當社再營は、天正元年藤原鏡明と云。

八幡庄

野串、福井、簗、本庄、屋中、美生、津蟹、垣內、坂井原、宮內。
已上十村。古昔は八幡の神領なりし故、八幡庄と言ふとそ。

八幡八景

近曾本村の田中氏茂助滿元と云人、京師　公家に乞ひて其景色地圖を刻し、御詠艸を並へて世に弘む。その御詠の寫。
正親町入道前大納言竟空

鷹羽山晴嵐

こかね色の、たか羽の山の、夕日影、かゝやくことく（藝藩通志、廣島縣史、空）に、嵐ふくなり。
西大路正三位　隆明卿

彭祖瀑布避暑

仙人の、名を得したきの、すゝしさに、夏なき心、千世やへぬらむ。
園前大納言　基理卿

龍王峰紅霞

めくる日の、ひかりをこめて、紅に、かすみ色こく、むかふ山の端。
堀川從三位　親實卿

鉾峰秋月

吹かせに、みかゝれいてゝ、ほこの峯に、ひかりことなる、秋の夜の月。
外山前宰相　光實卿

鈴谷黃鳥

木々はみな、花になるてふ、すゝ谷の、はるのうくひす、ふりはへてなく。
芝山前中納（言）　持豐卿

障子嶽暮雪

あふきみる、高根さやかに、ふきはれて、ゆふへをへたつ、雪のいろかな。
北小路右京太夫　祥光卿

御調坂夜雨

雲うつむ、みとさかくらき、夜の雨に、ぬれてこへゆく、みちやくるしき。
大炊御門權大納言經久卿

虛空藏峰眺望

この峰の、なかめは實も、佛ます、國までへたて、あらしとそ思ふ。

鷹羽山晴嵐（校訂者曰。以下は公家の詠艸ではない）

雲拂ふ、嵐の音の、鷹羽山、きのふの雨の、跡も殘らす。
（校訂者曰。以下重帶又はしけ世、しけよとあるは著者馬屋原翁の詠である）

妹かりに、色つけそめし、木の葉船、たかはの山の、嵐にそよる。

彭祖瀑布避暑

仙人の、手に結ひてし、八百歲の、夏を經してふ、瀧のしら糸。

龍王峰紅霞

紅の、錦を空に、龍の峰、曙かすむ、春のひかりに。

霞たつ、龍の都の、夕日かけ、輝きまつる、雲の浪間に。

鉾峰秋月

暮るより、嵐のみかく、鉾の峰、月さし登る、空そ隈なき。

鉾の峰に、眞清の鏡、かゝれりと、みやれは秋の、最中なりけり。

鈴谷黃鳥

いにしへに、通ふ驛の、鈴か谷、今もふりせぬ、鶯のこへ。

鶯の、馴れし梢の、しけゝれは、おのつからなる、花の鈴谷。

障子嶽暮雪

夕暮の、雪にもさまて、寒からす、風を障ふる、嶽の麓は。

大虛空を、わかぬ御嶽の、白妙を、月やいつると、みやる小簾の外。　重帶

御調坂夜雨

風冱て、木の葉ちりしく、みとさかの、夜はの時雨に、ゆくはたか子そ。　小寺清先

御調物、はこふ御坂は、ま(す)らをの、袖たゆたけき、よひの雨かな。　しけよ

虛空藏峰眺望

御佛の、名におふ空の、霧晴て、見渡しひろき、峰の秋風。　(小寺清先)

雲霞、かゝるなかめは、二はしら、あもりのもりの、[illegible]。　しけよ

櫻山城

櫻山四郎入道慈俊　同　左衛門

右、一本古城記。

櫻山は元宮氏にて、品治郡宮内の城主なり。三原又此に主とするは、宮内に兵を擧けて邦内を從へし時、此處彼處に跡せるにや、又此處も宮内と云へは、品治郡の宮内の誤にはあらずや、いまた詳ならす。

勝幡山城

澁川左衛門佐隆景

一本に。美生小童山より移り、天正六年下城と云。

美生には小早川と稱し、此處には澁川と稱す。隆景、澁川の家を繼がれしにや、又別人なるや未レ詳。

衣掛栗

里諺に。弘法大師の衣かけと云ふ、低くはひこりたる大樹なり、年經てかれ失せにし事あれとも、又株より芽を生し元の如くなると云。

福井村　三原附

租高、百五十三石八斗五升七合

矢中村　一作二屋中一　三原附

租高、百二十七石四斗三合

美生村　三原附

租高、百八十石五斗四升

小童山城

澁川左衛門佐滿賴

澁川、其先は足利宮内少輔泰氏の次男義顯澁川次郎始而澁川と稱す、義顯生二義春一次郎三郎、義春生二眞賴一彦三郎、丹波守眞賴生二義季一刑部太輔、女子足利左兵衛督直義北方、義季、建武二年武州において相模次郎時行と戰ひ討死す、義季生二直賴一太郎中務少輔引付人。直賴生二義行一中務太輔、母は高師直女。義行生二滿賴一左近將監、從五位下、九州探題。滿賴、九州探題并中國探題を兼て備後美生に在城す、應永年中、武田伊豆守信成、同大膳太夫信賢軍功の賞として嚴嶋神領、安藝國佐西郡を宛行はれしかは、是を領せんと櫻尾の城を攻む、神主安藝守親景、櫻尾城に楯籠りて武田と對戰し、大内左京太夫敎弘に援を乞ふ、敎弘是を扶けて分國の兵十二万餘騎を以て武田と對陣す、中國探題澁川左衛門佐滿賴、大内に加はつて神主を扶く、敎弘、滿賴と謀て僞て和睦し、信成を討取る、武田方大に敗して金山城に引入る、其後信賢京都より下つて居城金山に入て合戰止む時なし。然に戸坂氏、温科氏等、武田を背て大内と和交しければ、武田勢ひ盡て終に和義なりて互に陣を治めけり。

澁川左近將監義俊

滿賴男。左近太夫(太夫二字衍か)將監、從五位下たり、九州探題たり。多は九州に在城と云。

同　伊豫守俊詮

義俊嫡男。九州へ移る。

澁川次郎義鏡　義俊次男。

同　中務少輔義種

義鏡嫡男。九州へ引越し、子孫九州にありとそ。

同　左兵衛佐義堯

一作ニ左衛門佐一、又名作ニ義隆一。

義鏡次男、小童山在城。天文年中、毛利家に屬し小早川家に從ふ。

古蹟志に。九品山蓮臺寺建立す、後天文七年卒去、蓮臺寺に位牌ありと。

或云。天文十七年卒去す。

又云。澁川氏は小早川一族にて小童山の城に住し八幡庄を領す。

按に。藤氏入江權守清定男、右馬允景兼子、權守遠兼、澁川を稱す。小早川家に澁川の稱はいまた未詳。

小早川左衛門佐隆景

一本古城記に。八幡城(ゐ)移る。

八幡の条に考るに、澁川の誤りなるへし。

澁川左衛門佐義光

一本古城記。小早川隆景舍弟。

按に。隆景は毛利元就朝臣の三男にて、小早川又太郎正平雲州にて討死せられ、子息鶴丸繁平眼病にて家督し難しとて、家の子家士の乞によつて小早川の家を繼き、沼田高山の城に入る。義光は繁平の幼弟にや、元就の男に義光と云は未詳。もしくは堯の誤りにはあらすや、考ふへし。

本庄村

租高、六百十三石八斗九升二合

本庄山城

杉原左京亮

康正二年、造内裡段錢國役引付に

五貫文　六月廿三日、杉原左京亮殿、備後國杉原本庄段錢。廿日定。

市村

租高、四百三十二石五斗八升二合

五百二十八石五斗四升三合

本照寺山城

池上因幡守

永正年中、城築て住す。

同　佐渡守

天文十一年、大内義隆卿雲州發向に供奉す。

同　久三郎

一名、久太郎。天文十三年、雲州尼子、三吉入道を攻めし時、三吉に加勢せし勇剛の士なり。

久本山、照源寺

永正年中、池上因幡守建立。

城本山、本照寺

同しき年中、同人建立。

木門田村

租高、六百五十五石三斗六升三合
　七百七十九石二斗五升三合

家正城
石原小次郎景直　石原彌次郎
二士は、杉原盛重從士のよし、永祿年中深村へ移れり。彌次郎は毛利侯、九州立花陣に從ひ討死せり。

本鄕村

租高、六百二十八石五升九合
　八百七石五斗五升八合

大平山城
木頭石見守經兼
應永年中、吉和鳴瀧山城主宮地兵部太輔と不快の事ありて鬪諍に及ひ、互に寄せつ寄せられつ數戰の後、暫ひかへて出合さる處宮地少し油斷の折を伺ひ、味方の勢を盡して夜討に押寄せ追落し、城を奪ふと云。

高垣氏
傳に云。高垣氏は櫻山四郎入道慈俊の末葉也。慈俊は元弘の亂れ宮内ニ而妻子をさし殺し、一族二十餘人自殺しけり。櫻山家人に垣田八郎左衛門某と云ふ者あり、慈俊に三歳の男子あり、垣田其兒を常に寵愛せしか、入道自殺せんと欲る時、乳母高尾と云ふ女、垣田とはかりて此幼子を連れ遁れ出て此に隱る、此子成人して櫻山の苗氏を憚り、乳母高尾の高に、垣田の垣を取て高垣と名乘る。紋三ツ柏葉なり。
按に。南朝正平の比、櫻山左近將監と云ふ者あり、吉備津宮造營す、其形于ㇾ今殘れり、高垣は此人にはあらすや如何、考ふへし。

久山田村

租高、四百四十五石四斗九升八合
　四百四十五石八斗

西備名區卷之七十五　畢

西備名區卷之七十六

御調郡　三

梶山田　木梨
三成　栗原
木原

梶山田村

租高、八百六十石四斗一升七合
　八百六十四石九斗五升一合（廣島縣史、八百六十四石四斗一升七合）

摩訶衍寺

本尊觀世音菩薩の厨司の内、古板に書あり。云。

岑峰善松大居士　杉原左京進
　天正八年庚辰四月廿六日
本室利光大姉　杉原氏内室
　天正八年庚辰四月廿六日

木梨村

租高、八百二十六石九升八合（廣島縣史、八百二十六石三斗九升八合）
　六百六十石六斗　本村
　二百四十七石四斗　山方

木梨輕太子

御行在所しれず。太子は　允恭天皇の皇子。　天皇御即位あつて、立て太子とし給ふ。太子は穴穗皇子と、名形大郎女と三人、皇太后忍坂本仲姫の御子にて、御同母の兄弟の御事なるに、皇太子元より暴戻にまし〳〵ける故戀慕の情心堪忍ふ事を得給はず、密に交通し給ふ。此事顯はれて大郎女は伊豆國に配流せられける。輕皇子は吉備に流され給ひ木梨御行在故、木梨輕皇子と申す。然れども輕王子儲君にてましますに故、　天皇の四十二年、罪免されて都にかへりまし〳〵ける處に、群臣從かはず。穴穗皇子、群臣と謀つて輕太子を殺し、其年癸巳、穴穗皇子御即位あり。甲午を元年とし安康天皇と申す。此君も又暴戻不忍にして、御伯父大草香王子を殺し、其妃仲市姫を奪ふて后とし給ふ。大草香皇子の子、眉輪王、いまた御幼年故、堪忍ひて怒りの色を顯はさず、三年を經て終に　安康天皇を殺し、御父君の讐を復し給ふ。然るに　安康天皇の御弟　雄略天皇御位に即給ひし後、眉輪王も終に殺され給へりとぞ。

鷲尾山城　一名ニ鷲城一

木梨左衛門尉信平

本姓平氏。杉原初名又太郎。木梨に住して稱とす。其先は鎭守府將軍貞盛の裔孫、大政大臣清盛入道淨海の嫡男、小松三位内大臣重盛公の息男、左少將維盛の末葉なり。維盛西國の戰場を遁れ、熊野浦にて入水の躰にもてなし、世を忍ひて生を保ちける。其後孫いつれの時にや、出て鎌倉に仕ふ。貞盛より十三世にあたり、杉原胤平と云ふ、其胤平の嫡男なり。或云。大系圖に維盛より季衡、恒平、光平、胤平とみへたり。然るに維盛入水の事は軍記物語等に顯然たるに、熊野に蟄居して子孫相續して鎌倉に仕、維盛は鎌倉に敵々たり。三代の後何れか出て北條に仕へしや、何れにも貞盛の末葉たる事は明らけし。又云。維盛、熊野浦にて入水せし躰にあやなし、熊野の奥杉原と云ふ處に蟄居して時を待れける事は、維盛八嶋の陣を忍ひ出て、高野山に詣て粉川に參り、法然上人に謁し出家し、熊野に詣て那智の沖にて入水せしと、盛衰記にいとあはれに書たり。然に子孫鎌倉に仕ふと云ふ事、何れの緣いつれの時にや。又、維盛都を出しより入水のきはに至る迄、都に殘せし幼き者の事思ひ忘れぬ事切にみへたり。又彼文中或說に、那智の僧徒維盛を哀れみ、瀧の奥の山中に庵室を造り置たり、其處は今廣き畑となりて、

猪子迫　白江
同入作　吉和

かの人の子孫しけりでおはす。毎年香を一荷、那智へ備ふる外は別の公事なし。故に此處を香畑と云ふと。入海は僞り事とみへたりと云々。是によれば維盛此處に蟄居せし事疑ひなし。後子孫出來て其子孫の中何れぞ出て鎌倉に仕へしもあるべし。何れにも維盛の子孫なる事は明らけし。又維盛の都に殘し置れしは六代とて、平家滅後小倉山の麓に母と倶に忍ひて居給ひしが、北條時政に召捕れ關東に下り給ひしを、文學(覺)上人乞請て弟子とせしが、後文學事ありて隱州に謫流の砌、其弟子とて六代は殺されけり。されば都に殘されし人の子孫はなし。或說の如く那智の奥に蟄居して子孫出來しぞ治定の說なるべし。入水の事は文中のあやをなせしならん。

鎌倉將軍三代にて系統たへ、親族多く失はれて世は北條の有となれり。此時、維盛の孫熊野を出て鎌倉に至り、維盛の舍弟新三位中將資盛、父の不興を蒙り伊勢に追ひ下され、一人の男子を設けられしを盛國と云ふ。盛國の子二人、後北條家に仕へありしは、盛國源氏の世になりし時、北條時政に預けられ、夫より三代將軍の後家の子の如くありて、其二子義時、泰時に仕へけり。兄は關左近將監實忠とて、伊勢國鈴鹿郡關谷の地頭職を賜はり、鈴鹿郡を領しけり。弟は長崎左衛門尉盛綱とて、北條家の執事をそ勤めける。恒平是を聞きて此兄弟を賴みければ、實忠、盛綱が從弟にて倶に小松殿の孫なりとて、召使はれて隼人佐恒平とぞ召れける。其子光平　杉原伯耆守、其子隼人佐胤平、弟下總守と云。兄弟鎌倉に仕へ有りしが、胤平、相模入道の女に通して、罪を得て兄弟倶に討果さるべしとありしを聞て、遁れて西國に下り、備後國山野村に隱れ住む。其後、元弘の亂れ櫻山に組みし櫻山滅後　後醍醐天皇、船上山に御遷坐に國士と倶に馳參り、還幸に從ひ、京都に在て新田義貞、足利尊氏兩雄の威權、楠、赤松等の行を考へ、兄弟閑談して新田戰鬪起らんは必定なれども、何れ棟梁とならんは見極めかたし、しかし家を失はさらん謀こそ肝要ならん、兄弟左右にわかれて、高運による者家名を立ん、微運は大將に從ふて陷るとも、一方立ば先祖の祭りを斷べからずと、兄弟示し合せ、闕取て下總守新田に從ひ、隼人佐は尊氏の手にそ屬しける。扨其後案の如く新田、足利鬪諍起り合戰暫も止む時なく、尊氏京都の戰ひ破れ西國に沉落の時、胤平は國に止り、其子信平、爲平をして從がはしめり。下總守は官軍にありて義貞の十六騎黨にかそへられ、しば〳〵軍功を盡しけれども、主の微運につれてともに北越に尸をさらし、勇名を千歲に殘しけり。信平、爲平、兄弟は尊氏に從ひ九州に至り、多々良濱にて合戰の時、杉原兄弟軍功あり。此時將軍御自身筆取給ひ、兄弟の淺黃の母衣に、西國一番之働無二比類一者也と書付給ひしとなん。其母衣家寶として傳はれりとぞ。因レ茲靜治の後、備後國御調郡木梨の庄、芦田郡の內をも數箇所給はり、木梨に住し、是より木梨を以て稱とせり。此節尊氏將軍より直筆の感書を賜はり、且高武藏守師直が證文をを給ひてけり。時に建武四年三月、此處に城を築き入城の日、鷲飛來りて樹上に止る、よつて鷲の尾の城と號す。又鷲城共言へり。夫より世世此地に住し、子孫繁茂し、木梨を以て氏とし、又杉原とも稱しにけり。

杉原の流二派に傳ふ故、兩流共に並へ書す。其略に云。

平貞盛（鎭守府將軍、從四位下、陸奧守。）生二維衡一（四男帶刀、上野常陸介、伊勢陸奧出羽伊豆下野佐渡等之大守。）維衡生二正盛一（右馬權頭、兵庫介、備前伊勢、正盛生二忠盛一左衛門大尉、內藏、因幡讚岐大守、從四位上。）忠盛生二清盛一（出羽守、正四位羽越前大守、從四位下。）清盛生二重盛一（小松內大臣。）重盛生二維盛一（左中將。）維盛生二季衡一、季衡生二恒平一、恒平生二宗平（大和守、光平一（杉原伯耆守。）光平生二邦平（左衛門、宗光（四郎兵衛左衛門尉、貞平、忠綱四郎、恒清（玄番允、眞觀一（按察公、眞觀生二胤平一（隼人佐、胤平生二信平一、爲平二云々。

又說。貞盛、維衡、正度より直に光平に至る、其間に正度の子系に六子あり、所レ謂維平、貞季、季衡、貞平、光平、正衡也。正衡より正盛、忠盛、清盛、重盛、維盛、季平、恒平、光平に至る。此光平の系員平、其末男眞觀、其男胤平、其男信平、爲平也。正度より前の光平迄、數世脫ありとみゆ。脫ならすんば維平より光平迄、系引の誤り歟。八尾杉原の系是に似たり。一姓二流何れか是なるをしらす、並べ書す。

按に。杉原二流の中、一流は鎌倉より以前の家ありとみゆ。杉原の末葉、沼隈郡高須村より深津郡下岩成村に移り住す。其家に書類五十五紙を藏す。建久二年北條時政の來紙あり。平家滅亡より七年後なれは、維盛いまた存生の比なり。承元三年又時政の書あり。同四年右大臣實朝の書あり。然は維盛、熊野にて生せられし子の賴朝の世に出て仕ふきへ光景にあらす。又、維盛の舍弟資盛の孫實忠、盛綱を便りに出て仕へし時にあらす。此外、承久二年、嘉祿二年、延應元年、北條家義時、泰時、經時、時氏等の書あり。因レ茲思へは高須杉原（は）八尾の初祖、伯耆守光平の流、木梨杉原は維盛の子孫、同字別人の光平なるへし。若レ斯にして二流とみる。猶可レ考。

杉原又四郎

信平の初名なり共、又信平の嫡男の初名とも云へり。いつれ詳かならす。貞和五年、尊氏將軍の嫡男、左兵衛佐直冬、西國探題として鞆津にましませり。然るに武藏守師直、將軍の御舍弟直義朝臣と隙あり。直冬は直義の方人なりとて將軍の命をかり、直冬を討奉れと、師直近國の御家人へふれ示しけるにぞ、杉原誠と思ひ、貞和五年九月、二百餘騎にて押寄せければ、直冬折ふし防の兵なく、川尻肥後守が船に乘りて九州へとぞ落られける。杉原の領地、木梨の庄と云は、木梨、市原、小原、梶山田、三成、白江、猪子迫、栗原、木原、久山田、吉和、尾道町、同後地等也。

木梨太郎左衛門尉光信　信平の嫡男。
同　右兵衛尉胤信　光信舍弟。
同　太郎左衛門尉光盛　光信の男。
同　次郎元盛　光盛の男。
同　兵衛尉胤信　光盛の舍弟。
同　宇原藏人滿胤　胤信の男。
同　治部太輔
同　杉原（杉原二字衍）彦四郎　康正二年、造內裡段錢幷引付ニ十二貫三百七十五文　六月廿三日、杉原彦四郎殿　備後國木梨庄段錢
同　千代松丸　同書に八貫二百八十五文　六月廿三日、杉原千代松丸殿　備後三原浦幷高洲分段錢。
同　河內守政光　文安二年、神村　伊勢宮再興。一說。高洲村城主共云。
同　越前守隆盛　世系しらす。尾路善勝寺に墓あり。
木梨治部太輔通經　永正五年、足利將軍義植（植）公御歸洛に大內に從ひ供奉す。
同　又左衛門尉元清　信平七世の孫と云。
杉原九郎左衛門

大永四年、大內義興、藝州銀山、櫻尾を攻めらる時、尼子に屬し出陣し、毛利元就の夜討に加はり討死す。
木梨民部少輔元經　元清の男。初名小次郎、又稱二治部太輔一。天文十一年、大內義隆、雲州發向に供シ、天正十二年當城を釋迦峰と改め、同年尾路權現山へ城を移す、千光寺山是なり。
杉原太郎左衛門　木梨元經一族。木梨を立去り吉川の手に屬し、永祿年中福屋隆兼沒落して隆兼が人質として大朝の養生寺にありける、神主內藏助、稻光內藏太夫を誅すべしとて、熊谷討手に向ひけるに屬し打入しが、兩人甲斐々々敷働きける故、數人射倒さるゝ中に進んて駈入ける時、稻光が射る矢、杉原か眞中に當り、矢場に伏て死にけり。斯落去せさるを吉川おしみ給ひ、粟屋源藏を被レ遣、兩人は助けられて吉川の手に從ひけり。
杉原備後守　天正年中、讃州香川を援の兵として浦、井上發向しけるに屬して功あり。
木梨宮內少輔廣盛　元經の男。天正十九年、太閤秀吉公より諸國山城御停止によつて、釋迦峰の麓に平城を構へ歸り住む。
同　平左衛門尉　廣盛の男。父子俱に毛利輝元卿の命にたがひ、木梨庄を沒收せられ、防州へ移され、詰留の庄を領す。子孫今に長州に勤仕せりとそ。
古蹟志に。廣盛の舍弟に經吉、吉景と云ふあり。吉景の子、新兵衛盛經は世良郡掘越村小寺十郎左衛門直秀の從弟たる故、彼地に至り客居し、後慶長元年京丸村に蟄居せり。其子に新兵衛俊正、茂右衛門景信と云あり。
木梨家城　杉原民部丞爲平　信平舍弟。初名又次郎。建武以來の軍功行狀、信平の傳にひとし。木梨に別に小城を構へ家城と云。
同　備中守光胤　爲平嫡男。任二從五位下一。
同　山田次郎左衛門尉光春　同次男。

同　木原民部丞實光　同三男。木原村に住す。
同　白江右京亮賴胤　同四男。白江村に住す。
同　修理亮光恒　備中守光胤男。
杉原右衛門尉盛胤　光胤次男。
同　修理亮光貞
修理亮光恒男。九州にて討死と云。
右、系傳一說。
同　播磨守康平
一本古城記爲平男。初名又次郎。
同　豐後守永盛
同康平男。初名又次郎。沼隈郡山手村に移ると云。
同　木梨中務少輔
世系分明ならず。天文より天正中の人、如何なる故にや此地を立退き、杉原播磨守盛重に遇(寓)居す。盛重、伯州に移つて尾高の城に居す。盛重滅後其男景盛、兄元盛を害す。吉川元長是を聞召、香川兵部太輔をして此を討しむ。中務、景盛に從つて尾高城中にありしかは、香川より杉原組下の諸士出城せば本領安堵たるべき旨を傳ふ。因レ茲諸士出城して香川の陣に加はる。此時木梨中務少輔、尾高城にあり。香川春繼、吉田肥前守、牛尾大藏左衛門を伴ひ尾高城を取卷、木梨中務少輔へ使を以て言ひ送りけるは、景盛、兄の元盛を討し隱謀顯れ、爲二退治一元長より某等を馳上せ候、御邊の事は杉原譜代の家の子にもあらず、去子細ありて本國備後を立去り、杉原が許に寓居せられたるにて候へば、今降參の冑を脫れ候共、全年來の武名瑕瑾にも候まし、不義の景盛に組みし命を失はれ候半は永年の名折なり、唯早く城を渡され、有道の將に仕へて忠を抽てられ候へと云ひければ、木梨此理に服し城を出て降人にこそなりにけれ。

古刀銘盡

○正信　三原正家子　正慶比木梨　正淸　正家弟子　木梨住　正貞　三原正廣子、後、正宗と云、貞治の比木梨住　正近　貞治比木梨住　正賀　正近子、康應比木梨住

猪子迫村

租高、六十三石三斗九升三合(廣島縣史、六十三石三斗九升七合)
七十三石八斗四升三合

白江村

租高、二百十一石一斗八升
二百三十四石五斗九升(廣島縣史、二百三十四石五斗五升)

白江城
白江右京亮賴胤　杉原爲平末男。

三成村

租高、五百二十六石五斗八升七合(廣島縣史、五百三十六石五斗八升七合)
七百四十六石八斗二升二合

浦嶋子祠
傳へ云。むかし、いつの比にやありけん、此里に嶋子と言へる浦人あり、家まづしけれとも心なおくして、二親によくつかへ、常に花小松をとりて玉の浦にひさぎて、そのあたひを得て父母をやしなひけり、かの玉の浦に出るごとに、いつも濱表に出て龍神へ手向申すとて、花小松を一本宛海に投け入れ拜して去りぬ、斯して年月を送りけるに、或時濱に出て、いつものごとく花松をなけて拜しける、時に大鰐出來り人と化して我脊にのれ〳〵と、せちに言ひけるにぞ、迯去らん事もあたはず、恐しながら、うつゝのごとく心そらに、かの脊によりかゝり、是や此世の限りにやと、目をふさぎて何心なく、しはらくありて目をひらきみ

れば、繪にかけるがごとき玉殿樓閣、巍々として、いまたみぬさかひにてぞありける、かの鰐人に、事とはんとおもへば、いつちへか去りけん見へず、ひとり玉のいさごの庭のうへに立て、あたりを見廻はしけるに、玉殿の内に人の聲して、けふ聟君の御入りなるぞと、どよめきけるうち、人出て此方へ入らせ給へと誘ひて、宮殿の内に伴ふ、暫くありて主とみへしが、けたかく衣冠正しく粧ひ出て、其元の志にめでゝ鰐をしてむかへしめしに、幸にして來臨をゆるさる、此上はいなみ給ふ事もあるまじ、我姫に配偶して爰に止り、ひたふるに世をたのしみ給へと言ひて、身をよそおはしめ、奥に入りければ、婇女とみへて、かの姫を美々しくよそほひ出ければ、嶋子は心何ともわかちがたけれども、否まばいかなる事のうき目かあらん、もしくは我幸ひにてもあらんかと、人々の心に隨ひ、婚曾して年月を送りけるが、年經て我父母の事思ひ出て、古鄉なつかしく、かの姫に向ひ、一度古鄉にかへり、我此幸ひを父母にも見せ悦はしめ、またとみにかへり來らんと言ひければ、かの姫いと名殘おしみ、國にましますかそいろはの御事は御心にかけさせ給ふ事なし、我父のはからひにて事なふくらし給へり、もし國にかへり給はゞ又逢ひみん事も叶ふまし、是ぞわかれならんと、なげきしかど、又やがてかへり來らんと、しひて乞ひければ、さらば力なし、是を片見に參らする、何事ありともひらき給ふ事なかれ、ひらき給はゞ夫を限りのわかれぞと、堅くいましめ、父母と倶に死を送るが如く泣きかなしみ、送り出るとおもへば、元の玉の浦にてぞありける、されど先に我がかしこに至りし時のすかたとは事かはり、いつも間ひみし人を訊ぬれども、ひとりとして知れる人なし、ひめもそたつね廻りて、あまりのあやしさに、ある老人に問ていはく、我は此浦の奥なる三成の嶋子と云ふものなりしが、去しとし此濱に出たるに、大鰐出て人と化して我を誘ひて殊なるさかひに連行て、其家の聟とはなせり、久しく相馴て榮耀の暮しせしが、此比古鄉なつかしく暫くかへらん事を乞ひて、今此に歸り來れり、然るに此處のけしき近比みし姿とは大きに替れり、其上しれる人とては一人もなし、いとゞふかしき事なりとかたる、其老人つく〳〵と嶋子を見て、扨は此人龍宮に入りしとおもひ、むかし此奥の水成と云へる處の浦の嶋子と云ふ人、鰐にとられしとて、其比は濱邊へ出る事を大きにおそれあへりしと語り傳へたり、其事は我等かやしは祖父の幼き時、そのやしは祖父のむかし語りにせられしとて語り傳へたり、今其事をしれる人なし、さらば最早人の代にかぞへ見は、十代も跡の事なるべし、されば其あとの事などは、いかゞなりしやしらず、いと誠しからぬ事を聞けるものかな、さらばそなた、かの浦の嶋子と言へる人なるやと言へば、嶋子しかりと答ふ、扨も珍しき人にあひぬる事よ、その殊なる處に至りしとは龍宮城なるべし、龍宮城にては此界の一年は一日の如しと聞けり、數百年を經ぬるも、わずかの年月と聞き傳ふれば、其事なきとも云ふべからず、あら珍らしき人に逢ひぬるもの哉、其古鄉の事とても又數百年を經しあとなれば、そこに至らるとも今は何のよしみもあるへからず、今宵は此

に止り給へ、終宵かの處の事など語り聞せられよかしとて乞ひ、留めて其夜をかたりあかして、翌る日何にもせよ古鄉見んとていとまを告けて、むかし我が住みし處に至りみれば、ありし姿は引きかはり、濱浦にて見聞しにたがはず、したしき人一人もなく、語り傳へ聞傳へしと云ふ人もなく、其邊りの人は龍宮に止りしよしはしらねば、狐狸の人に化けて人をたぶらかすにやと、したしむ人なければ、せんかたなくあまりの堪かたさに、まへに我住みし屋鋪とおもふ處に至りみれば、邊りに大石あり、此のみぞ古へのすがたなれと、しきりになつかしく此石によりかゝり、かの姫よりあたへし箱を懷より取出し、かの姫のかた見とつくづく見て、ひらくなと禁めしを、いとゞふかしみ、また前の處にかへりしとて斯そありなんと述懷して其箱を開きければ、一片の白氣立上るとみへしが、身躰腐木の倒るゝかごとく、やがてはかなくなりにけり、かの玉の浦の老人は、いと珍らしき事なればとて、翌日水成に至り、したしき人にかう〳〵と語り、いさなひて、かしこに徃きみれば形の如し、故にその枯體を其處に埋み、小祠を建て浦嶋の社と言ひ傳へにけり。

或說に云。雄略天皇の御宇、丹後國餘謝郡人、水江の浦嶋子、船に乘り大龜を釣り得しに、此龜化して美女となれり、嶋子此女と倶に蓬萊に至る。淳和天皇の御宇、天長年中、日本にかへると云。

按に。雄略天皇の元年より　淳和天皇の末年迄、三百八十年なり。日本書紀、又万葉集に見へたり。日本書紀は神代より　持統天皇迄の史なり。萬葉集は　聖武天皇の朝に撰はれたる書なり。是又　淳和天皇の朝より前なれば、丹後の嶋子は天長よりはるかまへに、かへりしものなり。水成の浦の嶋子は、いつの比龍宮に入り、いつの比日本にかへりしと云ふ事しれざるは、遠鄙の事ゆへ史にもれてしれずなりしなるべし。或說の如き天長は丹後人の歸りしより後なれば、天長に歸りし浦の嶋子こそ、備後水成の人なる事明らけし。故、丹後の浦嶋子が傳記、詠歌を此に因みに並へ書す。

日本書紀（卷第十四）雄略天皇紀曰。二十二年云々。（秋七月、）丹後（日本書紀には丹波とあるも丹後である）國餘社郡管川人、水江浦嶋子、乘レ船而釣ス、逕得二大龜一、便化爲レ女、於是浦嶋子感（感）以爲レ婦、相逐入レ海、到二蓬萊山一、歷二觀仙衆一、語在二別卷一。

以レ是視レ之ば、日本書紀なるより以前に傳記ありしとみへたり、其書視る事なし。

一、浦嶋子傳云。雄略天皇二十二年、水江ノ浦嶋子、獨乘レ船、曳二得龜一浮二於波上一眠二於舟中一之間、靈龜變化忽作二美女一、玉顏之艶南威（按南威之美、見二戰國策第七魏惠王策一。）障破而失レ魂、素質之閑、西施掩レ面而無レ色、眉如二初月一出二峨眉山一、曆似二落星流一於天漢水一、纖軀

雲聳當ニ散暫留ㇾ、輕體鶴立シ、將ㇾ飛來翔ㇾ、浦嶋子一本無ニ問曰一、神女有ニ何因緣一而化來哉、何處爲ㇾ居、誰人ヲ爲ㇾ祖、神女云、妾是蓬萊山之女也、不死之金庭、長生之玉殿、妾カ居處ナリ、父母兄弟在ニ彼金闕一、妄在昔世、結ニ夫婦之義一、而我成ニ天仙一生ニ蓬萊宮之中一、子作ニ地仙一遊ニ於澄江之波上一、今感ニ宿昔之因一、隨ニ俗境之緣一也、宜シク向ニ蓬萊宮一、將ㇾ遂ニ曩時之志一、願合ㇾ眼ヲ一本作ニ嶋子一合ㇾ曖一。唯諾、隨ニ神女語一、須臾之間、向ク蓬萊山一、於是神女與ニ嶋子一携到ニ蓬萊宮一、而令ニ嶋子立ニ於門ノ外一、神女先入ヲ告ニ於父母一、而後共入ニ仙宮一、神女衣香ㇾ馥々トシ似ニ春風之遊ニ百和香一、飄タル聲錯々トシ如ニ秋調之韻ニ万籟響一、嶋子ノ已爲ニ漁父一、唯爲ニ釣翁一、而志氣一本作ㇾ成。發ㇾ榮、玄泉之涯之頭ホトリ、蘭菊含ㇾ唉不ㇾ凋、嶋子與ニ神女一共入ニ玉房一、薰風吹ニ寶帳一、而羅綺綺一本作ㇾ帳。添ㇾ香、翡翠簾寒シ而翠嵐巻ㇾ蓬、芙蓉ノ帷開而素日射ㇾ幌ヲ、朝服ニ金丹石髓一、暮飲ニ玉酒瓊漿一、作ニ瓊漿一本。九先ノ芝草ハ驅ニ老之方也一、百節喜清延ニ齡之術一ナリ、神女一本作ㇾ神女ニ妾非ㇾ漸見ニ嶋子之容顏累ㇾ年枯槁遂(逐)ㇾ日骨立シ、定知下外ニハ雖ㇾ成ニ仙宮之遊宴一而内生ニ舊鄉之戀慕一上、宜シク還ニ故鄉一尋ニ訪舊里一、嶋子答曰、久侍ニ仙洞之莚(筵)、常嘗ニ靈藥之味一、何非ㇾ樂哉、亦非ニ幸哉一、抑神女爲ニ天仙一余爲ニ地仙一、隨ㇾ命進退、豈得ㇾ違ㇾ旨、神女與ニ嶋子一乘ㇾ舟眠目歸去、忽以到ニ故鄉澄ノ江浦一。

或云。右は一說に、延喜之比ノ女人の作也。兼顯卿の筆作共云ふ。此事、扶桑略記にもあり。しかし異同あり。又、範兼朝臣の故事談云。　淳和天皇御宇、天長二年乙巳、丹後國余佐郡人、水江浦嶋子、此年乘ニ於船一到ニ古鄉一、爰閭邑浪浚、物皆不ニ昔日一、山川相遷、人居爲ㇾ淵、于ㇾ時浦嶋子、走ニ四方一訪ニ三族一、無ニ敢知者一、但有ニ一老嫗一、浦嶋子向(問)云、汝何鄉ノ人乎、亦知ニ我根元一哉、老嫗答云、吾生ニ此鄉一而百有七歲、不ㇾ知ニ君事一、但吾祖父口傳云、昔水江ノ浦嶋子、好ㇾ釣遊ニ海永不ㇾ還、其後不ㇾ知ニ幾百歲一云々、浦嶋子聞ニ此語一、即雖ㇾ欲ㇾ還ニ神女處一、敢無ㇾ然、于ㇾ時慕ニ神女一開ニ彼所ㇾ與之玉匣一、紫雲出ㇾ從ㇾ匣起上、指ㇾ西飛去、唯浦嶋子、自天長二年、到同三年。丹後國水江浦人也、昔鉤(釣)得ニ大龜一、變成ニ婦人一、閨色無ㇾ双、即爲ニ夫婦一、被ニ婦引一終到ニ蓬萊一、通得ニ長生一、銀臺金闕、錦帳繡屏、仙樂隨ㇾ風、綺饌彌ㇾ日、居之三年、春日初煖、群鳥和鳴、煙霞漾湯ナリ、花樹競開、問ニ歸鄉之計一、婦云、列仙之隊、一去難ニ再來一、縱歸ニ故鄉一定非ニ往日一、浦嶋子爲ㇾ訪ニ親舊一、强催ニ歸駕一、婦與ニ一ノ筥一曰、莫ㇾ開ㇾ此、若不ㇾ開者、自再相逢、浦嶋子到ニ本鄉一、林園零落、親舊悉亡、逢ㇾ人問之曰、昔聞ニ浦嶋子仙化而去一、而漸過ニ百年一、爰帳(悵)然如ㇾ告ニ歩於郡鄂一、心中大惟、開ニ匣見ㇾ之、於ㇾ是浦嶋子、忽變ニ衰老皓白之人一、不ㇾ去死。○方伎列傳引ニ續浦嶋子傳一曰、備ニ極仙嵓之樂一、不ㇾ知ニ歲月ノ推遷一、久々之ノ生ニ桑樟(梓)之念一、女知ニ其情一、敎ニ浦嶋子一還ニ于人間一、臨ㇾ別封ニ玉匣一、贈ㇾ之而誡曰、若欲ニ再相見一、愼莫ニ啓視一也、浦嶋子上ㇾ船俄頃ノ到ニ澄江浦一、訪ニ其舊里一、則移ニ邑易ㇾ聞、一無ニ相識者一、浦嶋子彷徨ノ會ニ見洗衣老嫗一、問ニ己ノ親故一、嫗曰不知也、吾歲一百七歲、嘗聞古老傳稱云、徃昔此地有ニ浦嶋子一、釣ニ澄江浦一、一旦乘ㇾ船去終不ニ歸來一云、浦嶋子惘然自失、乃開ニ玉匣一、有ニ紫雲一起ニ於匣中一、俄而顏容衰萎、變爲ニ老翁一、浦嶋子恍惚彌ㇾ日、鍊ㇾ船(躬か)頗ㇾ神、接ニ息巖阿一、不ㇾ知ㇾ所ㇾ終。傳曰。按ニ釋日本紀一、引ニ丹後風土記一曰、伊豫部馬養、與謝郡司、作ㇾ文記ニ嶋子事一傳ニ于世一云々、而無ㇾ所ㇾ見云々。方伎傳第三。

萬葉集、卷第九

詠ニ水(江)浦嶋子一二首并短歌　作者不詳

春日之、霞ル時爾、墨吉之、岸爾出居而、釣船之、得本良布見者、古之、事曾所念、水江之、浦嶋ヵ兒之、堅魚釣、鯛釣矜、及七莚也　及七莚也　ト云ヒ、ナヌカ

日、家爾毛不來而、海界乎、過而榜行爾、海若之、神之女爾、(邂爾)、伊許婆趁而、相ㇾ語良比、言成之賀婆、加吉結、常代爾至ニ海若一神之宮乃、内隔之、細有殿爾、携、二人入居而、愚人之、吾妹兒爾、告而語久、須臾者、家歸而、父母爾、事毛告良比、如明日、吾者來南登、言家禮婆、妹之答久、常世邊爾、復反來而如今、將相跡奈良婆、此篋、開勿勤常、曾己良久爾、堅目師事乎、墨吉爾、還來而、家見跡、家毛見金手、里見跡、里毛見金手、怪常、所許爾念久、從家出而、三歲之間爾、墻毛無、家滅目八跡、此筥乎、開而見手歯、如本來、家者將有登、玉篋、小披爾、白雲之、自箱出而、常世邊、棚引去者、立走、叫袖振、反側、足受利四管、頓、消情失奴、若有之、皮毛皺奴、黑有之髮毛白斑奴、由奈由奈波、氣左倍絶而、後遂、壽死祁流、水江之、浦嶋子之、家地見。

反歌

常世邊、可住物乎、劔刀、己之心柄、於曾也是君。

萬葉集卷第十一　問答歌　作者未詳

級子八師、不吹風故、玉匣、開而左宿之、吾其悔寸。

千載集　賀部

百千敷(たひ)、浦嶋か子は、かへる共、貌姑射(アコヤ)の山は、ときはなるへし。

夫木集、當坐百首中、浦嶋か子

常世には、又も歸らぬ(かへしぬ)、浦嶋や、扨水江(スミノエ)(傍訓スミノヘでなく、みづのえであらう)の、浪にくらへん。

此等の詠あり。又、万葉集は奈良の帝の朝に撰あれは、天長以前なる證なり。

太閤秀吉公、御茶塲

秀吉公、朝鮮征伐の時、九州へ御下向の折から御止宿ありし御茶屋の跡なり。往昔の官道は其頃迄、沼隈郡西村より此鄉へ通行ありしなり。今の往還、高洲村より尾路へ越るは後年改まりしなり。

栗原村

租高、千二百五十九石一斗一合

二千三十一石九斗六升一合(廣島縣史、二千三十一石九斗六升八合)

内

千六百四十三石五斗二升　本村

三百八十八石四斗四升一合　入作

栗原城

千葉豐後入道直翁

傳云。建仁年中、梶原平三景時と一味せるよし聞へて知行を削られ、本領千葉を收公せられ、備後國御調郡を賜はり此に下向し城築て住す。本州千葉は此子孫なり。後、在名を稱して栗原を以て氏とす。

承元三年、今田村圓光寺建立す。

建保七年、同村天神社建(立を脫するか)す。

千葉、其先は平氏、高望王の三男、鎭守府將軍上總介良兼四世の孫、左衛門尉致經三男、千葉前上總介忠常、千葉に居城して千葉介と稱す。忠常次男小次郎常將、其男四郎太夫常長次男太夫常兼、其男介常重、其男介常胤、其男太郎介胤正、其男介成胤、是、建仁、承元の比の人なり。成胤、建保六年に卒す。此千葉に變なし。直翁は千葉一族の人か、此後も千葉介世々連綿たり。いまた何れか是なるをしらす、傳のまゝ此に書す。

栗原豐後守

同　左衛門尉元政

天文年中、毛利家に從ひ、芦田郡常村へ移るとそ。

建仁より天文に至るまて三百四五十年、此間十餘世、其名字闕。

或云。千葉豐後入道、後、芦田郡有地村支村相方村に住す。此子孫繁茂し、今凡五十餘家、皆後藤と稱す。天正の比、後藤修理進と云人あり、有地元盛に客居たりしと云。

按に。千葉は平姓、後藤は藤氏なり、二姓混同の說子細あるべし。

大田垣新六郎

千葉氏の後主と云。

土屋三郎

壽永の比、木曾義仲に從ひ、しば〳〵戰功ありて後、木曾粟津合戰破れ討死の後、太夫坊覺明と二人、木曾殿の孤を養育し此邊に沉落す、其孤成長して覺明は暫向嶋にあり、土屋は栗原村に住す。彼孤後木曾三郎義重と云、其事の由并覺明の事は向嶋に傳ふ。土屋は世々本村に土着たり。

土屋與惣左衛門

三郎數世の孫、大永の比、木梨氏に屬せりとそ。

土屋數家あり、一は平姓、三浦黨岡崎四郎義實男、眞田與市義忠舍弟、大學介義清稱二土屋一、和田合戰に討死せり。其子兵衛尉義則、次郎義數、三郎義成、父と一緒に和田に一味し、父討死の後戰場を遁れ跡をくらます。或云、父と俱に討死とも云。

又、同姓土肥次郎實平舍弟、三郎宗遠男宗光、稱二土屋三郎左衛門尉一、其子新三郎光時、其子兵衛尉常秀と云ふあり。

又、信州に土屋あり、木曾に屬す、其先いまた審に考へす。此は後武田家譜代とみゆ、此家は絶して中古一色家より名跡を建

たり、是は今の侯家なり。木曾義仲に從ひし土屋は、いまた審に考へず、恐くは此事和田黨の此に下り止まりしにはあらずや。和田、岡崎、横山など西國に落來り子孫あり。猶可ニ考索一。

黄葉夕陽村舍詩　（菅晋帥）

三月晦日同ニ諸兄友一遊ニ栗原村一記レ所レ遇

四山草木長。嫩綠滴ニ衣巾一。筧聲清ニ酒渴一。鳥哢非ニ世喧一。踟躕危嵓腹。憩息枯松根。閑行晩來倦。遷レ(迂)路向ニ烟村一。山緇看ニ我伴一。招手入ニ香閨一。庭中富ニ花卉一。名種世所レ珍。隨レ乞無ニ慳色一。手拗滿籬芬。同遊八九輩。多非ニ舊識人一。相遇固偶爾。相待一何敦。時是三月盡。客各苦吟身。悲心或忖レ之。分與幾枝春。何以酬ニ芳意一。詩篇聊且陳。

吉和村

租高、六百四十石五斗八升二合

六百七十九石六升六合（廣島縣史、六百十九石六升六合）

産社、熊野權現

鳴瀧山中に鎭祭す。應永九年、肥後國の修驗者覺峰と云ふ者、鳴瀧山の城主宮地兵部太輔弘躬と謀つて勸請艸創すと云。

鳴瀧山城　又名探題山

宮地兵部太郎廣義

鎌倉北條家より備後探題職に補せられ當國に下向し、此山に城築て住す。故、後世此山を探題山と云。

同　兵部次郎廣俊

廣義に繼て備後探題に補せらる。

同　兵部太輔弘躬

同　兵部太郎恒躬

弘躬の男。應永年中、本鄕村大平山の城主木頭石見守經兼の爲に沒落す。其事を聞に、此木梨庄は其先鎌倉殿より宮地氏に給はりし内にて、世々領知せし處に、杉原兄弟、建武の功に賞せられしかは、時の勢ひに詮方なく、宮地氏も杉原に屬して僅かに此邑をたもてり。然るに本鄕の城主木頭氏も杉原に隨ひて忠あり功ありて、宮地の上に立てり。宮地元探題たりし威を失ひ殘念の餘り杉原に仕ふる事疎かなりしかは、木頭元より宮地と不快にて、度々私の戰ひあり、木梨より是を宥めらるゝと云へ共、宮地木頭にあなどられしを憤り、領地にかへて木頭と勝負を決せん事を願ふ、木頭は望む處と言へども、わざとはかつて木梨に向ひて、佗を乞ふ故、宮地油斷して有ける處に、木頭は兼ての謀なれば、杉原より佗を入れしを便りに、其謝のしるしと時候の見廻に准し、酒肴珍菓を送れり、其使者奴僕まて家士の勇剛ある者を撰ひ、多勢を遣はしける、宮地是を木頭眞實の和熟と悅ひ、使者の上下を厚くもてなしけるにぞ、使の者共熟醉の躰にて謠ひどよめきけるを相圖に、大勢城近く忍ひより、どつと押寄せければ、宮地大きに驚き、防がんと手勢を集るうち、かの使の者走り出て門戸をひらきければ、木頭が勢前後の門より打入て、當るを幸ひ切伏せける、宮地父子迚も叶はしと一方打破り妻子を出し、濱邊に出て船に取乘り、因の嶋へ落行き、村上家をたのみ身を寄せけり。四方の出城を守りし宮地が家士の長たる者、本城の騷動を救はんと各かけ付しかども、はや落城の跡なれば、せん方なく木頭へ降參せしもあり、又宮地父子の跡をしとふて因の嶋へと落行もあり、落着の後、爰に止りて或は漁獵を業とし、又は農家となるも多かりける。

小串山城

宮地關内　一作ニ宮内一

鳴瀧の出城同時落去。

七曲城　一名王の城

是も宮地の跡なり。

或説に云。此城を王の城と言ふ事は、宮地當國に下向せざるまへに大城あり、其主の名はしれずなりぬ。其比は承久の比にて、後鳥羽院、隱州へ遷らせ給ふ時、長井の浦に御泊りありしは此城なり。夫よりして王の城とは申すなり。其後、宮地下向ありて暫く當城にありしが、しば〳〵さはる事ありて鳴瀧山へ城築て移られし。今に天守、矢倉の跡あり。天守臺は平かなれども畑となす時は崇(祟)りあり。是假りにも　帝の御止りありし故あるなるべし。其四邊は皆畑にして、臺の跡のみ荒地なり。

太夫殿城

是も宮地氏の出城なりしよし。宮地太夫と云宮地の一老の守られし處とて、今城地の字とす。

龍王山城

鳴瀧の南の山續きにて、出城の有し處なりとそ。

鳴瀧

探題山と龍王山との間に池あり、此水流れて谷に入て水簾となる、是を鳴瀧と云ふ、此側に人家あり、俱に鳴瀧山城主の末葉とて、此谷都て他に婚を求めず、又他に嫁せず、若他より嫁聟を入るれば災害ありとぞ。去りし年、此家族の惣領家なる者、鳴瀧城山の石をうかちて他にひさぐ、其家七八家皆亂心せり。よつて求めし人も恐れて是をかへす。先靈今に此山に止つて、おしめるかと云。

不動石　鸚鵡石

鳴瀧山と龍王山より流れ出て水簾となる、其水簾の脇兩邊に大石あり、北なるを不動石と云、不動明王の像自然とあらはれたり。南の方を鸚鵡石と云ふ、此石に對して言を發すれば、言に應して石面に答ふ、故に鸚(鸚)鵡石と云。

（菅　晋　帥）

黄葉夕陽村舍詩

鸚鵡岩爲二韓老人一作

誰家鸚鵡入二東瀛一。變作二奇巖一窮谷横。應二是多レ辭終見レ棄。猶勝供二客不レ能レ鳴。翠衫空見莓苔色。玉籠還餘月露明。但爲二應言レ人存二慧性一。世間傳喚舊時名。

吉和か磯

本村の汐濱なり。

源貞世の道行ぶりに。いぬいにそひて磯路はるかに行に、吉和と云ふ處あり、程なく夕べになりぬ。

日もくれぬ、夕塩遠く、流れあしの、よしわか磯に、宿やからまし。

袖中秘記に。よしわと云ふ處をたどりける折から、日もくれて宿りをもとむるに、みないなみてかゝさりければ、道のほとりに彳み、そなたへやゆきなん、こなたへやゆかんとしける處に、むそしあまりの老ひたるか、よしありけにみへて、我にむかひて云ふみれは、世をすて人とこそしれ、なにとて斯はおはすそといふ、われ宿かす人もなしと答へけれは いとはすは、此夜を明かせ、旅衣、よしわか宿は、しほたるゝともも。

斯、口すさみけるにそれしくて、其人にひかれていたりみれは、しほやにてそありける。

しほたるゝ、身をしいとはぬ、君なれは、うき人になと、つれなかるらん。

と言ひしかは、あるしまた

世をいとふ、道ししらねと、わひ人に、かりのやとりを、いかにおしまん。

終宵かたり明かして、明れは玉の浦のかたへと志しけり。

弓懸獵

此浦に漁獵を業とする家多し、その獵船他濱の獵人と異る由緣は、昔鳴瀧城主の家人遊獵を好みて船を作り、常に船軍の操練かたゝ〳〵船に掉(棹)し、或は網みし、或は競船し、又は漁して慰みとす、其船みよしの方を黑ぬりにし中央に柱を立、弓をかけたり。後、鳴瀧沒落し、家人沉落して兼て覺し漁獵を以て世わたるたつきとせり。今にその古例を失はす、船の頭を黑ぬりにし、中に木を建つ、是を弓掛柱と云ふ、他に類ひなきよしなり。

黄葉夕陽村舍詩

吉和道中有レ懷二杏仙彦五一

舊看山色舊遊園。感レ老懷レ人獨愴レ魂。古道秋風無二客過一。栖鴉流水正黄昏。

（菅　晋　帥）

吉　和

風外鳴榔響。清江七曲濱。征帆銜二嶋尾一。去馬蔽二松身一。嵯戸潮爲レ圃。漁松鷺作レ隣。憶曾過二此路一。結レ伴遠尋レ春。

鳴瀧山、觀音寺廢跡

宮地氏の菩提所なりしが、鳴瀧城廢して後、寺を木原に移すとそ。

鳴瀧山、成瀧寺

古へは大寺にて、佛通寺一老たりし、今は小庵となり、人尺の佛像數躰あり、是は鳴瀧城主世々の像なりとそ。

妙音寺　法花宗

長日山、西願寺　同宗

長日山、阿彌陀寺　同宗

木原村

租高、百三十石四斗八升五合
　百三十石五斗三升一合(廣島縣史、百三十三石五斗三升一合)

産社、八幡宮

同　龜石神社

龜石神社は、古へは大社たりしよし、今はかすかに殘れり。古へ大社にて有し比は、祭日の節宵には龍燈上りしとなり。今は形の如くにして其事なし。中古戰國の砌り回錄(祿)し、社名もしる人なかりしに、近曾吉田殿八幡宮の社司へ、龜石の神社は如何とかありしやと御尋ありしかは、今は社廢して其跡のみ殘りぬと答ふ、吉田殿其神主はいかにおろかなる人哉と宣ひしとぞ、夫より八幡の側に小祠を建て祭りをなすとぞ。此事執し申せしは浮田大隅と云人なりとそ。

木原城

木原民部丞實光

杉原民部丞爲平の男とそ。

木原源三兵衛

家系しらす、宍戸家の屬士。天文十年、石州銀山にて討死と云。

重見因幡守通種

殘太平記に。亨(享)祿三年三月、河野對馬守通政、同息彈正少弼通義父子中絕し互に遺恨止む時なし。其憤り如何と尋聞けば、父對馬守通政は河野の家督を通義に讓り、其身は新庄の城に隱居し、父子の契儀嚴重にみへし處に、所領を引分けたる故に、土民阡陌を爭ひ、一揆蜂起して相戰ふ每度に及んで、本領の民共隱居の所領に押來りて、植田を屠り麥作を薙拂ひ、狼藉非分の働きせしかは、通義が代官郡吏數百人、百姓に一味して再ひ押來る。于ㇾ茲河野十八家の一族、重見因幡守通種と云ふ者あり。父通政の領分に土民押來つて狼藉せしをば、理非の決斷に及ばす、義をしり道を分つ事なく、通義も堅く制止を加へす、結句郡吏に相交りて押來るこそ憎しと旬つて、宗徒の兵三百餘騎幷に一揆の土民引卒(率)し、終日合戰に及んで郡吏百姓悉く討果し、皆獄門にぞかけたりける。彈正少弼通義是を聞て、阡陌を爭ひ理非決斷のうへにて民の蜂起をは鎭むべき處に、謂れざる重見因幡守が行跡哉、剩、通義が代官郡吏の首を切て獄門に掛る事、是こそ法外非分の狼藉ものよと怒つて、二千餘騎にて打出たり。對馬守通政大に驚き、通義我に弓を引事、人倫の法にあらす、先急難を防き留よと、一家一族呼ひ揃へしかは、平岡、正岡、來嶋、能嶋、因嶋の海賊三千餘騎にて馳加はり、其外土民一揆二千餘人、都合其勢七千餘人一味せり。通義方にも河原淵八兵衛、多田攝津守、北川左衛門太夫、熊崎、山田、大森一揆の土民馳加はつて一万餘人、河野の一族二列になつて、數度の合戰止む時なし其比、京都は兩細川合戰半にして、遠國の兵乱制止叶はし、早く大内兵部卿義隆退治すべきよし掟(諚)意下りける。河野代々大内緣結の家にて、一家分類多くなつて、累年簇下に下り親和を結べば、義隆驚き、陶五郎入道道麒に二万餘騎を屬けて、伊豫國へぞ向けられける。五郎入道、父子の合戰、異國はしらす、本朝にはいまだ聞かす、たとひ父通政無道の行跡有と云ふ共、通義何ぞ父に向つて弓を挽き給ふぞ、かゝる不義を討つ事は、石を以て卵を打にたとへたり、一軍せんと進めは、通義佗て曰、吾全く父に弓を挽くにはあらす、重見因幡守が傍若無人の謀によつて、度々合戰に及ひし由を佗ひければ、此上は父子の中絕子細なければ、當國の軍勢早く引去るべし、重見因幡守をは當家を退け大内幕下となすべしと諫言し、終に軍を止めてけり。重見因幡守をば陶入道同道し、安藝國西條木原の庄を宛行ひ大内幕下とす。陶が謀尤義に當れりとて、世の人譽めぬ者はなかりけり。是より河野父子一和せり。就ㇾ中通政は國民撫育國主と天下に譽き、一卷の書を編みて義晴公へ獻上すとなり。

此抄に、安藝國西條木原の庄とあり、されと此處にも重見居住の跡と云ひ傳ふまゝ附ㇾ之畢ぬ。

重見は天文のすへ幼子二人を木原に殘し置て、大内家に勤仕して防州にあり、義隆滅亡せられ陶に屬し、宮嶋合戰破れて陶入道の安否を搜り、山中に控へ居られしが、入道自殺を聞き山中を出て、毛利の陣へ使を以檢使を乞ひ、自殺せんとす。毛利元就朝臣、兒玉內藏太夫元助、兼重左衛門尉元宣を遣はして自殺を止められしかの御芳志に此者共を扶助し給へと、止る色みへざりければ、是非なく二子の事は心安かれとて、入江與三兵衛を檢使とせられ、重見自殺す。後、二子を扶助せられ、重見の跡を繼かしめらるとそ。

木原兵部太輔元通

同　次郎兵衛尉

同　彦右衛門尉家次

天正年中、備中三村退治の時、鬼の身の城にて石蟹右衛門尉を討取。

鉢が峰

此峰の堂宇に福一滿虛空藏菩薩を安置す。麓に觀音堂あり。里諺に云、此山寺の開基は法道上人と申す、又鐵鉢あり、一鉢の助

けなき時は住僧此鉄鉢を捧けて咒する時は、此鉢空をしのきて尾路海面に至り群船を廻り鉢米を乞ふ、船人鉢へ八木を入れ、滿れば元にかへる、此故に鉢が峰と云ふ。或時船人邪心の者ありて、鉢へ鰯を入れたりければ、其鉢海面に浮み、一遍して海底に沉む、時に其船も俱に浪のそこにしづむと云。

法道上人は、元、天竺の人、はしめ靈鷲山にすみて後日本に渡る、此に住居の事はみへねども、鉢の事によれば此を開基して後、他に移られしものなるへし。播州書寫山を開基して住みける、是を法道空鉢上人と云、法道常に千手空鉢の法を得給ひ、天龍鬼神常に仕へ奉る、鉢を飛はして供を受る、よつて人是を空鉢上人と云ふ。此里諺さもと思ひ合さる。

鯨嶋　大鯨、小鯨とて二嶋あり。

源貞世の九州道行ふり、吉和の次に。其海中に木深き小嶋二つならひたり、是なん鯨嶋と云ふなり。としし毎の師走に、くしらと云ふ魚多ふくより來つゝ、またとしのむつきにかへり侍るとなん。これはこゝにいます神のちかひにて斯侍ると、海人ともは申すと云々。

田坂信濃守賴賀墓

田坂氏は小早川家の家士なり。墓は官道古松樹の下にあり。

鳴瀧山、觀音寺

元、鳴瀧城主の菩提所。鳴瀧沒落して後此にうつす。

西備名區卷之七十六　畢

西備名區卷之七十七

御調郡　四

尾道浦　同後地

租高、三百四十八石六斗七升五合
三百二十七石四斗九升九合

尾道浦

租高、七百三十三石六斗六升（廣島縣史、七百三十三石六斗）
八百三石一斗三合（廣島縣史、八百三石三升一合）

産社、龜山八幡宮

祭神、八幡三所。御鎭坐は天平年中と云へり。神主長井氏、禁官にして世々從五位上たり。産子、古へは當浦一圓なりしが、今は千戸にたらす、是上古のすかたなり。

或說に。長井の浦は三原にあり。長井の泊りは尾路にあり。

按に。此浦を尾道浦と云ひ、又尾路と書するを思ふに、西のはしの浦なれば、備後を吉備のみちのしりとあるにより、尾はしりべなれば、おのみちとは言ひしにて、道路訓おなしければ斯は書傳へしなるべし。泊りは尾道にありとの說は、また思ふに

浦泊處へたてゝあるべくともおもはれねば、此神主達の姓より出て、斯は傳へしものなるへし。

産社、艮神社

社傳に云。文明七年再建。願主、平盛祐と云。

按に。盛祐は杉原氏なるべし。

祭神は世多く伊弉諾尊を祭るとす。

神書抄云。日之少宮者、近海國犬上郡多賀大明神是也、近江在艮之方、日之所二初出一也、故曰二日之少宮一。

神社啓蒙云。以二近江國一爲二艮方一、自二今山城王宮一視レ之則然、往日伊弉諾尊、都二山城國一乎不レ若、未レ都二于此一則以二近江國一爲二艮方一則似レ未レ可レ信、闢レ國之初、自有二王幾之兆在一山城洲一、其數遷二都乎四方一者、時使レ然也。

或云。伊弉諾尊を艮大明神と祭る事は、淡路の國に葬りしを祭り、後艮の方近江に祭りて多賀の社とす。その眞中に都定りしは王城を此神の彌守護し給ふしるしなり。淡路より都艮に當り、王城より多賀艮にあたる、これ此神をして艮大明神と稱する由緣なり。

又云。當社はいつの比にやありけん、龜山八幡の社司長井氏に一人の遇(寓)客ありき、其人此家の事心をせめて務め、後主に向ひて神に仕へん事を願ふ、長井氏其篤實にめでゝ許さる、因レ茲一祠をいとなみ、西國寺の毘沙門天一躰をかり受、是を祭りて艮神と稱す。尾路元龜山八幡宮を土生神と崇めしが、此艮神の新しきを好み、一万餘戸漸々此神に歸信して產子となり、八幡の產子は千戸にたらずなりぬ。されど舊例とて八幡の社司は禁官にて上席たり、艮の社司は吉田官にて次席に列す、俱に長井氏にて從五位たりとぞ。

嚴嶋神社

龜山八幡の神主長井氏兼司す。近世、京都德大寺殿より御筆の額を頂戴し、其上筋塀を免さるとぞ。

祇園社

當浦一圓祭祀を務む。六月祭會、神輿渡御、產子、里正、保長、家格を正して供奉す。神器美々敷近鄰に勝れ賑はしき壯觀なり

神輿渡御還御とも兩神主供奉し、奉幣祭祀を勤む。近曾前次の爭ひありて神主隔日出仕すとぞ。

天滿天神社

靈祠泰山寺にあり。御影常には金屋某の家に藏す。神祭の前日御祠に崇め祭る。

神社考云。北野天神者、右大臣菅原朝臣之靈也、其先出レ自二天穗日命一、十四世孫云二野見宿禰一、居出雲國一、纔向珠城宮（垂仁天皇）御宇宿禰奉レ詔到二大和一、與二當麻蹶速一角レ力而贏、當二此時一死者多殉葬、帝甚哀レ之、宿禰卒(率)三百人一、採二埴造一レ像以代レ殉、帝大喜レ之賜二土師姓一、逮二天宗高詔（光仁天皇）御宇天應元年一、宿禰之後、遠江介土師宿禰古人、散位土師宿禰道長、奏請依二其居所地名一改二土師一爲二菅原姓一、詔許レ之、桓武帝延曆三年、少內記正八位上土師宿禰古人侍讀之勞一、賜二古人男四人衣糧一令レ勤二學業一、九年冬十二月、勅二菅原眞仲、土師菅麻呂一、改二其姓一爲二大枝朝臣一、作レ江是月詔二菅原宿禰道長、秋篠宿禰安人一、賜二姓朝臣一、又土師宿禰諸士賜二大枝朝臣一、古人之子云二公清一、博學多聞、弘仁天長之間、與二承相淸原眞人及諸博士一、斟二酌律令一而作二義解一、公淸之子云是善一、能繼二家業一侍二讀清和帝一、以講二孝經論語經史及群書治要等一、帝甚善遇、時與二大枝氏一齊レ名、世稱云二菅江一、先レ是大學寮每年春秋釋二奠先聖先儒一、此寮有二東西曹司一、菅氏江氏爲二其曹一、主レ教二授諸生一、是善仕至二參議正四位下勘解由長官兼式部太(大)夫播磨權守一、是善之子者、乃右大臣也、名道實、字三、幼而穎悟、才過二父祖一、及レ壯文業日進、屬二文章一作二詩賦一、初貞觀四年五月、補二文章生一、九年爲二得業生一、十二年三月二十三日對策及第、十八年進爲二侍從一、元慶六年、渤海國使者來、諸儒往二鴻臚(臚)舘一見レ之、使者一日見二右大臣所レ作詩藁一、稱言二風情似二白樂天一、大臣聞レ之悅レ之、仁和年中任二南海道讃岐守一、寬平五年二月進爲二參議一、六年九月門徒於二吉祥院一修二五十賀一、九年六月經二中納言一升二大納言一兼二大將一、昌泰二年二月累進至二右大臣一、右大將如レ故、是時與二左大臣一受二上皇勅一、補二佐 天子一攝二行万機一、初 帝年十四而即レ位（寬平九年）、至此聰明、一日行二幸朱雀院一、上皇詔レ帝云、右大臣年高才賢、擧國之所レ望也、專宜二任用一、乃召二右大臣一宣二其旨一、右大臣固辭而止、而左大臣聞レ之大恨、於是左大臣妹爲二皇后一、帝與二左大臣一年相富、而內外讒行、昌泰四年正月一此時、菅君筑紫御左遷の御船、播州曾根に御船泊、其山に上り憩ひ給ふ、神社啓蒙云、菅家左遷之日、於二此地一折二松枝一、而埋二土中一矣、曰若生也、依而作二神祠一云二天神一云々、夫より備後に御入り、深津に御船を寄せられ、濱邊に松のありける處に御憩ひ、かの松によりかゝり、嶋山を詠め給ひ御歌をあそはしける。その御歌に

露時雨、涙に袖は、ひちにけり、都の事を、思ひ出れは。

とあそばし、其時の御影を寫させられ、此御歌を書そへ給ひ、其處なる人にあたへ給ひし其御影、醫王寺に傳はれりとぞ。

扨、夫より名方の海を經て尾の道へ御船を寄せられ、浦に上らせ給ひ、ある家に御憩ひありけり、其家の主奉るやうのものに

はあらねども、都人と見奉れば田舍の賤の生理を珍らかに見給ひねかしと、小麥餅と醴酒とを進め奉りければ、實に珍しき物をと御悅ひありて、御狩衣の袖をとき、御自筆に御姿をうつさせられ下し給はりぬ、是を小袖の御影と云ふ、後に神とあらはれ給ひ、都をはしめ處々に崇め祭りしから、かの家の主催ふして此處に御祠を立、崇め祭けり。御船こゝを出させ給ひ、防府にて御船かゝらせ給ひ、濱に上らせ給ひしが、御敷物なくて纜を以て輪の如く敷きて居させ奉る、後其處に社をいとなみ、綱敷の天神と齋きまつりぬ。又筑紫はた(か)多に憩ひ給ひし時も、纜を敷きけり。此時一夜のうちに白髮とならせ給ふとそ、此所にも後社をいとなみ、綱敷の天神と祀ひ申しけるとなん。

延喜三年二月二十五日、右大臣薨于配所、葬安樂寺、年五十九（此年夏雷、清涼殿。）延喜八年藤原朝臣菅根卒、九年時平薨、十四年京災延長元年太子保明親王薨、人僉云菅靈爲災、京都大懼、因焚捨菅丞相左遷之宣旨、復本官、贈正二位、又改年號延長、八月霹靂于清涼殿、藤清貫平希世震死、天子不豫、承平五年延暦寺災、天慶三年七月菅靈託右京七條坊婢文子者、欲棲右近馬場、天暦元年移立祠于北野、九年三月託近江國比良社禰宜云、大内北野一夜生松千本、其處建社以可崇天滿天神、於是朝日寺僧最珍、與右京文子戮力爲造靈社、天德三年右大臣藤原師輔改造大厦甚敬神威、四年九月二十三日庚申夜内裡回錄(祿)及圓融院時改營數度、工匠運斤新斲、一夜之間、虫食天井裏板爲文字云、都句留登茂、末多毛耶氣南武、須鵝波羅耶、牟禰能伊太摩乃、阿波牟加幾里波、依茲畏神怒猶在、而營北野宮、其後神崇(祟)遂止、至于一條院正暦四年五月、遣勅使於宰府安樂寺、詔贈大政大臣正一位、時神託詩云。

昔爲北闕被悲士。今作西都雪耻屍。生恨死歡其奈我。從今望足護皇基。

是より以前　圓融院の御宇、永觀二年六月二十九日、菅神の御託宣に云。

我隨身伴黨十六万八千百餘人也、總含恨背世貴賤靈皆悉集來、但無理含恨之輩不相供矣。

又　一條天皇正暦四年五月廿日に、菅原の神に贈位賜はんと筑紫に　勅使を下し給へる時、其御位記に小野道風の手跡にて、忽驚朝使排荊棘云々の詩は、此神の書しめ給ふ事ども史にみへたりとぞ。

倭論語に。天滿神の御神託。

諸人の我まへに來りて、ねがひをとげんとならば、その心僞りなく、内外清くして鏡に向ふがごとくして、いのるべし、我罪ならぬ罪をうけんもの、吾をたのまんに、一七日のうちに、そのねかひ心のごとくならずは、吾神といはれじ。

元亨釋書(卷十)曰。延長八年六月、民部卿(戸部尚書)藤原(藤)清貫、右中辨(尚書右中丞)平希世二人、於清涼殿逢雷震死、皇帝惶怖、玉體不豫、及(乃)移常寧殿、召尊意(意)宿禁中持念、初意在叡山、一日菅丞相化來語云(曰)、我已得梵釋許與、欲償夙懟、願師道力勿拒我也、意云(曰)然り、然ル卒(率)土者皆王民也、我若蒙(承)皇詔、何(所)辟乎、菅作色適薦柘榴、曹(菅)吐哺而起、化作焰、坊戸騰煙(煙騰)、意結瀉水印擬之、其火即滅、燒痕尚在焉、已而雷雨浹旬、鴨川又(又字衍)大漲、人馬不通、於是乎詔意赴官(宮)、意車到河濱、激浪止流水不濕輪（下畧）。

此條の如きは菅神怨怒あるなり、怨怒ある神を何ぞ聖廟と唱ふべき、若斯にはあるへからず。菅君配所の詩に云。

去年今夜侍清涼。秋思詩篇獨斷腸。恩賜御衣今在此。捧持毎日拜餘香。

とみへたり。此詩によつてみれば、曾怨怒なし。然るに孝子の怨み忠臣の怨と云ふ事あり。此等の事は我々如きのしる事にあらざれ共、小弁の詩は孝子の怨みなり、是孝子の心ならてはしらるべからず。菅君の怨みと思ふは忠臣の怨みなるべし、是又忠臣ならては知らるべからず。思ふに雷となり崇(祟)りをなし給ひたると云ふ事は、菅君の靈にはあるべからず。天道忠臣の誠意を感し給ひて咎め給ひしものなるべし。聖人も雷は天の忿りと宣ひしにあらずや。周公の忠をあらはすに大風吹きしことくなるべし。叡山にて師を賴み宣ひしかど、尊意聞入なき時、柘榴をかみて妻戸に吹かけ給ひしかは、燃上りたりなとあるは心得がたき說なり。雷雨甚しく、鴨川漲て人馬通せざるに及んで、尊意に詔ありし使はいかゝして渡られしにや。虎關俗諺の浮說を信用せられしにや。是は空海師と守敏との法爭の如きならん。正法に奇特なしとは大師も宣へりしにあらずや。然は妻戸の燃へ上りたるも是を水なくして消したるも、加茂川を渡したるも、又守敏の天下の龍神を一瓶に封し籠めたるも、二師の調伏に神佛の空中に矢を射違ひ給ひしなと言へるは、皆我慢邪心の行にて幻術に似たり。佛神に我慢邪心はなし、我慢邪心の者に、など佛神の組みして合戰し給ふ事あらんや。是は空海師を譽るとて、譽め過して怨怒我慢の人とし、尊意、守敏を譽るとて、幻術者のことくし、又菅公を譽るとて、いろ〳〵の不思議をあらはし、怨怒を言ひつゞくるは、菅公の聖意誠忠に疵付るしひ言なり。配所の詩にて思べし。

一說に云。渡唐天神の御事は佛家の說より出つ、藤の長親卿の兩坐記にも記るされて、俗說にも久しく傳へ來りしとみへたり。或僧入唐して經山にありし時、天神あらはれ給ひ、法服を受け給ひしと言へり。是は彼僧の天滿宮を信仰して夢に見たるにぞあらん。されば妙選藁（薩天錫詩集。）に、天滿宮と題して

無常說法現神通。千里飛來一夜松。万事夢醒雲吐月。觀音寺裡一聲鐘。

若斯異國にも天滿宮の靈德を稱歎せり。思ふに此詩より起りし說なるへし。此神にいろ〳〵の號をなせし事多ふし、云。

渡唐天神
說、前の如し。
手習天神
御幼稚の時、手習の御姿。
牛天神
牛に乘り給ふ御姿。
柘榴天神
山門にあらはれ給ふ御姿。
綱敷天神
船より上りて憩ひ給ふ御姿。
雷天神
內裡にて雷雨の時の御姿。
御袖御影天神
尾路本(泰)山寺の御姿。
植木天神
曾根にて松をさし給ふ御姿。
濱松天神
松によりかゝり沖を眺給ふ御姿。
思ふに。是は深津にて御詠歌ありし御姿なるへし。
白髮天神
博多にて一夜の內に白髮となり給ふ御姿。
此外いろ〳〵の御すかたをうつし傳ふ、多くは渡唐天神の說にひとしきものか。
加茂神社

西國寺境內に鎭坐。天平以前の艸創と云。再營は犬橋三郎豐家とそ。
熊野權現社
千光寺に鎭坐。因レ茲千光寺山を權現山と云ふ。
尾道六郎
前太平記に。天慶の亂、伊豫掾純友叛して賊徒をかり集めし中にみへたり。其居跡はしれず。
山名右(兵)衛佐俊豐
居城の地分明ならず。
常山紀談(卷之五、備前國福岡城合戰、福井小次郎歌を遺して討死の事の條)に云。備前は元赤松氏世々領せしに、嘉吉元年、赤松滿祐滅亡の後、備前をば山名(赤松)相模守敎之に賜りし(し字衍)、敎之が代官小鴨大和守備前にあり、應仁亂後、津高郡金川村玉松の城主松田左近將監元成を細川勝元相語らひしかは元成兵を集め小鴨を攻めんとするにより、赤松が家人散々になりし者共元成に組みし、小鴨を攻め落しぬ、赤松兵部少輔政則、元成を賞して伊豫(福)の鄕に置きぬ、山名宗全、細川勝元俱に病死の後、京都は少し靜かなれども諸國は(彌)大に亂れ、松田が一族ども備前西郡の內數多押領す、政則を(は)將軍(家より功を)賞せられ播磨、備前、美作を返し賜はりぬ、山名右衛門尉(督)政豐是を怒り、文明十一年九月京都を出て但馬の國に馳下る、かゝれば政則も播磨に馳付て、此次手に備前の松田が恣に攻取たる處を治め糺さんとせり、元成此由を聞き兵粮用意の爲にしたる處は返すべけれども、伊福の鄕においては、軍功により(て)賜はりたる處なればかへすべからず、是は事に託して我を(打)亡ほさんとの謀ならんとて金川の(に)城を構ふ、此城は麓には大河流れ嶺高く、四方險にて要害よき地なり、されども後卷の手便を計り、備後の國の山名俊豐に告て備前を切取參らすべしと告(言ひ)ければ、俊豐是を悅べり、政則は備前に趣き、松田がおして己が地としたる處々を取かへしければ、文明十九(五)年九月、山名俊豐も備後の尾道を出て同國國分寺に着き、三千餘騎を駈催ふし、十一月七日備前に打入しかは、松田が一族相集り、邑久郡福岡の城の西北の山に陣を取ぬ、福岡の城は東西に大河流れ、中に嶋山ありしを城に據りて政則の守護代浦上喜三郎則國を初として二千餘人楯籠れり、川上の瀨は長船右京亮等に野武士をそへて陣取たり、十一月二十一日押寄せて合戰あり、浦上が家人楢村與惣(三)兵衛、同又四郎とて兄弟あり、是より先に元成に奉公して因みありしかは密にかたらひて十一月二十二(三)日の夜半風烈しき夜(便)に陣屋に火をかけたり、寄手內通に力を得て頓て一度に攻め寄せたりしに、城中嚴敷支へ戰ふて追かへす、其後事顯はれて楢村兄弟を搦捕て(り)是を誅しぬ、寄手其後又相謀り十二月

十三日(に)又岡の段(富岡)と云ふ小山に兵を出す、城よりも打て出て散々に(相)戰ふ、寄手も城兵も討るゝ者多しと云々。

權現山城

杉原民部太輔元經

元、木梨の城主。天正十一年甲申、此山に城を築き移る。天正年中卒去して西國寺に葬る。寶塔の側に墓あり。

同　宮內太輔廣盛

元經の男。天正十九年、太閤より山城御停止によつて、本城木梨鷲城の麓に城をかまへ、かへり移る。

丹過城

持倉修理太夫

同　備後守

古城記に。千光寺山城主にて、千光寺鎭守、持倉明神は備後守の靈を祭るとぞ。

尾路人の云。持倉の城跡は丹過と云處にあり。持倉明神の事は此地に云傳へす。丹過に持倉地藏と云ふはあるなりと。

持倉地藏、丹過にあれば是其墓なるべし。千光寺鎭守は熊野權現なれば、持倉明神とは古城記に誤るなるべし。

三谷屋鋪

三谷豐前守

一本古城記にみへたり。古跡志には三谷氏住居の事は此地に言ひ傳へすとあり。されど豐前守、淨土寺觀音に冥應蒙りし事、寺記にありと云へば、居住はしらず若くは過(寓)居なとありしなるべし。

荒木屋鋪

今の水の庵居住の跡と云ふ。又、葦田郡府中にも居住の跡ありとぞ。

荒木攝津守村重

村重は攝州人、其先は田原藤太秀鄕の後胤、宇治次郎義定の孫なり。曾祖安藝守は桂川にて大永七年の戰ひに討死せり。其子大藏太輔丹州に居し、後攝州豐嶋郡坂根に移り住む。其子信濃守義村は攝州六人衆の隨一なりし。義村中年に及んて嗣子なし、中山寺の觀音に祈りて男子を生す、村重是なり。十二歲の時、父を葬盤に載せて小角を取て坐鋪の柱をかぞへ廻りしとぞ。壯年に及んて軍功諸士に勝れ、足利將軍家に奉仕し、後織田家に從ひて攝州の守護となる。天正年中、信長に背きて毛利家に通し、花隅、伊丹、尼が崎に籠る。織田家の勢に破られ討死の躰にもなし城を遁れ出て中國に退き、毛利家に便りて此に住み生を終る。其妻子は城を遁れ去る事あたはす、秀吉の爲に虜となりて誅せらるとぞ。

荒木志摩守村正

天正八年、荒木攝津守村重、信長に背きて攝州伊丹、尼が崎兩城に楯籠る。信長、池田信輝をして攻之。同七月二日終に落城し、大將荒木志摩守村正(村重男)は備後に落行き、小早川家の扶助を受くと云。

太閤秀吉公御本陣

秀吉公西征の御時、此浦に御陣を居へ、暫く御留陣ありて中國の沙汰聞召れし、是今の小川氏のしれる御本陣なり。彼時より傳はりて今に諸侯の御宿陣となる。

小川壹岐守

小川、其先は多田滿仲公の舍弟、鎭守府將軍滿政の曾孫、八嶋冠者重實の男、浦野信濃守重遠の男、三郎重房の後胤なり。天正のはしめ藝州西山縣に住し毛利家に從ひ、後此に移りて郡代となる。

小川七郎左衛門

天正のすへ、嶋津又八郎殿、大坂登城の時、此浦に御宿陣の節、本陣とせらる。其時又八郎殿より一字を賜り又三郎と稱す。其後、又左衛門と改む。是又當郡の郡代たり。はしめ文祿元年、太閤秀吉公朝鮮征伐の時、九州名護屋へ御下向あり、御歸陣の節小川氏を御宿陣となさる、其御坐の間今にあり。此時又左衛門、神邊まで御供致されければ、かの從者共へ太閤御手自、銀錢を賜はり、又左衛門の乘馬を御所望ありて差上られしと云。子孫今に傳へて御本陣に主として家號を笠岡屋と云。

澁谷次郎高重

澁谷、其先は鎭守府將軍上總介良兼曾孫、左衛門尉致經三男、三郎將恒嫡男、秩父別當武基の男、十郎武綱、其男六郎基家初めて澁谷と稱す、基家後孫庄司重國、其男高重、建曆に和田義盛に組し、義盛討死して鎌倉を逐電し、和田、橫山、岡崎と俱に西國に遁れ下り本州に隱れ住む、其數十世の孫與右衛門と云ふ者、毛利家に仕へ、慶長乳後浪人して此浦に住す。今其家を西紺屋と云。重國以來の武器を藏し、毛利家の感書幷書類傳ふ。又、一說。

澁谷對馬

澁谷對馬は庄司重國の末葉、相州より來り毛利家に仕へられし、其子を與右衛と言ひしが、老年に及ひ知行差上け、尾道に隱れ

住む。其子孫を今西紺屋と云ふ。其家に金王丸十六歳の時持しと云長刀一振あり。又、簪の露と稱する刀并三條宗近が打し九寸五歩、卯花威の具足甲、鎗鞍鐙等あり。又、毛利家の感狀あり。毛利家に仕へし時のものなり。又、金王丸の子孫と云ふ說あり。是は彼長刀によるもの歟。

金王丸は、平治に都の軍破れ、左馬頭義朝、永暦元年尾張國野間の内海に落給ひ、長田莊司爰應し奉りけるにより、安堵して御坐す處に、平家長田が元へ、源義朝東國へ落下る間、討て參らせたらん者は勸賞望みたるべしと下知ありて御敕書下りければ、忠致子息景致と相謀り浴室を構へ、組手を定め、永暦元年正月三日、長田莊司、義朝の前に出て御湯召れ侍らへと申せしかは、頓て湯殿に入給へば、三人の組手は伺ふと言へ共、金王丸御劒を持て太刀を帶て御垢すりに參りければ、討つべき樣そなかりけるに、程經て御帷子參らせよと言へ共人なければ、金王丸腹を立、走り出けるる其隙に、三人の者ども走り違ふて、つと入りて、橘七五郎、義朝に無手と組む、義朝心得たりと引寄せ押伏せ給ふ處を、彌七兵、濱田七郎、左右より寄て脇の下を二刀つゝ刺ければ、心はたけしと言へ共、鎌田はなきか金王丸とて終に空しくなり給ふ。金王丸走り歸て是を見て、憎ひ奴原、一人もあますまじとて、三人ながら湯殿の口にて斬伏せたり。鎌田は忠致と酒飲て居しが、是を聞て立上る處を、酌取の男、刀を拔て飛懸るを、景致妻戸の陰に待受けて諸膝切て打臥せたり。政家、鎌田も御供に參り候と言ひて失せにけり。平賀四郎と玄光法師は聞ゝ之、長田を討んと切て懸りけるを、有合ふ者立向ひければ、七八人を切倒し、馬二疋を奪ふて打乘て落行ける。鎌田が妻は忠致が娘なりけるが、宵より押し込められて有しが、鎌田が死を聞て、鎌田が刀にて自害して失せにける。長田父子、義朝、政家が首取て平家へ參りけれ共、忠宗が不義を憎んで賞祿に與らす結句誅せらるべしと聞へければ、すご〳〵逃けかへりけるとぞ。金王丸は有合ふ者悉く切臥せて扱け出て、正月五日都へ上り、常盤の許に來り、此趣を告く。常盤大きに驚きなけきけるにぞ、今若、乙若、金王丸に取付て泣き給へば、金王丸も涙を流し申けるは、陸奥六郎義隆も討れ給ふ、鎌倉の御曹子も散々になり給ふ幼き人々は猶たのみなし、然らば御菩提をば誰か吊(弔)ひ參らせんと、年來の御馴染に某なりとも出家し、御後吊(弔)ひ奉らん甲斐なき命存へて二度御目にかゝる事面目なく候とて、頓て走り出けるが、或寺に入て出家し、諸國七道修行して、義朝の後世を吊(弔)ひけるとみへたり。然れば金王丸のすへとは如何あらんん。されど何れにも重國の後なれは、蛇足ながら並へ書す。

大木戸太郎

西國寺藥師堂建立すと云。いつの比にやありけん、夫より後破壞に及べる時は、其家より造營すと云。其家は大木戸、小木戸と

て二家あり。元は奥州の士、大木戸太郎と云ふ人西國に下り此浦に住む。小木戸は、そのわかれなりとそ。

按に。西國寺は　勅願所にて度々　天子より御造營あり、其後は將軍家よりも御造營あり。大木戸は其御造營の事に與りし人にや、又後年破壞して　上の御造營なかりし時修覆せしにや。猶考ふべし。

勝嶋氏は、平家類族豪強の士、上總五郎兵衛尉のすへなり。源平の戰ひ、一の谷、八嶋、壇浦、其外處々にて源氏の軍を破り大功を盡せしが、微運にして平家亡ひ、其仇を報せんとして、南都又鎌倉にて身をやつし艱難を忍ひ、豫讓が忠をもこへなんとせしか共、終に本意をとけす、西國に下り此浦に住む、其子孫なり。其家を今鰯屋と云ふ。世々學を好み、近世恭惟(惟恭)敬輔と云學を古義勉めて世に鳴りし。

松本氏は、和泉屋と稱す豪富家なりし。世々學を好み、又山水を好み、中世向ひ嶋、賀嶋に別業を造り美景を盡せり。其賀嶋記一卷あり。

塙　團右衛門尉直之

大坂の役に名高かりし塙團右衛門直之は、はしめ平八郎と稱して織田信長公の馬の口取にてありしが、信長、將軍義昭公の供奉し上洛の時、江州箕作の城を攻められしに、坂井右近將監が嫡子久藏が幼年の武功を信長疑ひ給ふを解きて其功を顯しける義氣を信長感せられ侍となして坂井右近が組子とし、塙平八郎と召さる。其後改めて團右衛門と稱しける。されど生質大酒の放蕩なる故、信長の心に忤ひしかは罪蒙り浪人せしが、又免されて仕へ、信長薨去の後、太閤に仕へしに、例の放蕩長して又浪人し、尾道に來り名を隱して丹過と云ふ處に、仮の住居求めて料理屋をして渡世とし、又髮結などして暮しけるが、隅屋九郎兵衛と云人、別して親しくなせり。其後いつとなく行衛しれざりしが、かの九郎兵衛、酒をひさぎて大坂へ上りけるが、途中にて騎馬の武者に行逢ひたり、みればかの男なり、互に顔見合せけるに、馬上より聲かけて、足下は尾道の九郎兵衛にあらずや、我は先年世話に預りし者なり、其時の恩今に忘れがたし、命あらば重て恩を謝すべしと言ひ捨て、馬を馳せて過去れりとぞ。其時は誰と云ふ事をしらざりしが、後に思へばかの料理屋せし男にて、大坂戰の後に塙團右衛門なりと聞へけり。團右衛門は大坂再亂に泉州樫井にて紀州勢と戰ひ討死せられしとそ。

又或草紙に。塙團右衛門浪人たりし時、藝州の士福嶋伊豫守が屋鋪へ夜語りをなす、其夜半に團右衛門厠に行く、此厠は坐鋪より二十四五間も遠くして植込の内なり、此に妖怪有よし噂ありしかは、主心得て小姓に手燭を持せ遣はす、團右衛門何心なく厠に入るに、其うへに覆ひたる楣十二三間も高き松の木鳴り騷き、物のつたひ下る音して厠の内をさし覗く、其顔色朱をぬりたる

がごとく、眼の光り鏡のごとし、牙を噛み出せるを、團右衛門少も騒がず、はたと白眼みかへせば、件の妖物面を引き、其儘厠の下より毛のはへたる手にて、團右衛門が尻をなでる、團右衛門心得たりと、やがて其うでをとらへ引あけ、厠の戸を打破りて引寄せ、得たりやおふと引組み、上を下へとかへし合たり。小姓是を聞て、椽(緣)より飛ひおり、やかて妖物の足をとらふ。此物音にみな〳〵近付、火を照しみるに、團右衛門は血にそまり、妖物の只中をさし通したるをみるに、大きなる猿なり。扨こそ年來の妖物は此猿ならんと、人々團右衛門が勇猛をそかんせり。

團右衛門、尾道に侘ひ住してありしは、此妖物を取りしよりまへなるべし。

山田氏は醫家なり。近世道立と稱す。赤穗義士間喜兵衛親族なり。喜兵衛自筆の天滿宮神號を藏す。其由緒を聞に、喜兵衛父は某元濃州の士、人を討て西國へ走り三原西野村に隱れ住み二子を生す、長子某は西野の某に養子となる、弟喜兵衛淺野侯に仕ふ、其子新六郎、十次郎なり。西野某の女山田氏に嫁す、其女男子を生す、七才にして書を學ひ、清書を喜兵衛に見す、喜兵衛大に悅ひ、神號を書してあとふと云。

古刀銘盡

貞國　尾道　應永比
　貞　廣　貞國子　尾道
　重　貞　尾道辰房と云處に住す
　實平(重)　辰房住　正長比

尾路人云。尾道に辰房と云地名なし、恐くは稱号なるへし。

重利　天平比、或仁平比、又壽永比、尾道住、又三原住共。

增守　正慶比、尾道住。又、木梨住共。

重光　應永比　尾道住

重吉　貞治比　辰房

重行　文明比　尾道辰房

重俊　永正比　尾道住

秀重　亨(享)祿比　辰房

光重　延德比　尾道辰房

實重　明應比　尾道辰房

重家　尾道辰房

宗至　明應比、尾道住　五阿彌

盛行　尾道住　五阿彌

貞行　天文比、尾道　其阿彌

忠行　弘治比、尾道　其阿彌

重正　文龜比　辰房

眞信　明應比、尾道住　五阿彌。

貞信　尾道　五阿彌

長行　尾道　五阿彌

宦行　天文比、尾道　其阿彌

長吉　弘治比、尾道　其阿彌

孝子、その女

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、御調郡尾道町、浮過町人、立神尾(屋)與市娘、その、歳三十六才、寬政元年褒美。

孝子、喜三

同書云。孝行者、同領、同郡同町、津國屋喜三、歳五十六才、同時褒美。

孝子、甚右衛門

同書云。孝行者、同領、同郡同町、町人、金屋甚右衛門、歳四十三才、同時褒美。

此家は此浦のいまたわつかに人住める時より傳へて、昔菅丞相左遷の時、御宿申せし人のすへなり。

孝婦、みよ女

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、御調郡尾道町、浮過町人、借屋住、長七娘、みよ、歳二十四才、寬政元年褒美。

孝子、彌右衛門

同書云。孝行者、同領、同郡同町、浮過町人、借屋住、彌右衛門、歳二十九才、同時褒美。

畫師、五岳

福原氏、名元素、字子絢、稱二大助一、大坂住居、美レ畫、大雅堂を師とす。大雅堂者京師人、池野氏、名無名、字貸成、號九霞山樵、稱二秋平一、書畫共に一家をなせし人なり。

玉浦

尾道の古稱なりとそ。又、尾路とも書けり。西備二湊、玉鞆と稱する處なり。同名紀州、丹州、又備中にあり。貴賤輻湊の地にして繁花なれば、遊君多き事は室、鞆、尾道と諸書にのせたる處なり。

海東諸國記云。自二竈戸一至二尾路關一三十五里、自二尾路一至二兵庫關一七十里并水路。

圖書編云。和奴密知。

藝備國郡志(上、安藝州、古蹟門秀吉馳道の項)云。豐臣秀吉公、欲レ征二三韓一趣(赴)九州名古(護)屋城一、(其)行程經二西海道(之)陸路一、其道兩畔植レ松爲レ界、自二攝州大坂一至(到)肥前名古(護)屋一、若レ斯(此)(矣)、今(太守)自二備後尾道一到二防州堺一(周防界)、其松間之舊路、(今)所レ存(者)、纔什之一、嗚呼秀吉公之(遺)愛乎。

閑田廬の耕筆に。名所舊跡の處たがひ、またきたかならぬ事をのへたる次に

右の類ひにて、玉の浦と云ふは万葉集にみゆる處二所あり、紀伊は後世の名所集にのせたるを、備後なるはよく考へす。紀伊にまきらはしたり。此集第十五卷に短歌長歌にみへて、前後國の次手地名の次第左の如し。

短謌は遣新羅使の歌の中に、乘船入海路上八首の第二、武庫浦 攝津、第三、いなみつま 播磨、第五、多麻の浦、第六神嶋 備中、但八雲御抄并宗祇抄の伊(紀)伊と云ふは非とそ。

按に。此に備中とあるは後と書べきを筆の誤りならんか。備中神嶋はかうの嶋と訓す、備後にさかひたり。備後の神嶋は一轉してかしまと訓す、既に万葉集に備後國神嶋濱とあり。玉の浦より四里計りひかしにあり。

第七、第八は室の木をよめる、是は其比名たゝる備後の鞆の景物なり。

又按に。多麻の浦より後にあればいかゞあらん、古へ西行の舟は備中より備後へ通するに、追手よき時は鞆の沖を過きて直に藝海に通す、西行の風心よからぬ時は備中より神嶋の沖、穴の灣口を經て名方の海を西し、玉の浦に玉の海を經て入り、玉の湊に至る。玉の海よりは鞆の室の木は東南はるかにみへわたれりとみゆ。

神嶋、鞆と次てたる歌は、新羅遣使上路の歌なり。路上は使人歸朝上帆の歌なりと云ふ說もあり。猶後に云ふへし。

又屬物發思并短歌に、みつの濱みぬめ 以上攝津、淡路の嶋、明石浦、家嶋 已上二所播磨、次に玉の浦に船をとゝめてとあり。返歌にも玉の浦、沖津白玉、ひりへれと、またぞおきつる、みる人をなみ、とあり。斯きたかなるもとを糺さゝるは、中世以後の弊なり。

按に。是そ順のたかひなく家嶋は雲井にみへぬ、あかもへる心なくやと、早くきてみんとおもひて、大船をこき我行は、沖津浪たかくたちきて、よそにのみ見つゝ過行き、玉の浦に船をとゝめてとあれば、家嶋より此方の嶋々入江〳〵は、よそにみて

一さんに此玉の浦に走りつきしなるべし。

近來かの浦人うらみて此記を予にもむ。こは尾道の舊名なりと云ふ。又、丹後にも橋立の西、成相の邊、保昌朝臣の舘の跡と云ふわたりを、しか云ふとなん。そこより實に玉の如き小石を得たり。紀伊の國熊野ちかき錦の浦より得たるものと類ひす。扨此保昌の舘の邊、昔より此玉石を出るか、榮花物語玉のかさりの卷に、枇杷殿失せ給ひて後御佛作らせ給ふ御かさりの御料に、保昌朝臣のがり色々の玉をめしに遣はしたれば、參らすとて 式部なり、時に保昌の妻なり。添たり。

數ならぬ、涙の露を、そへてたに、玉のかさりを、まさんとそ思ふ。

こは、ある人考へ出せるをあけて、是より後に玉の浦の名をおふせたる歟、元よりしか言ひて玉石を出せれば召給ひけるか、しるべからす。此地名はます〳〵人しらざる事なり。凡、同名ある故なり。彼記に云。

とは、立わかれ稻葉山の歌は在原行平卿、因幡司なりしかは、美濃の稻葉山にあらさる事明らけし。曾禰好忠、丹後掾なりし程に、紀伊の由良にあらぬとしるかことし云々。

此記によりて、玉の浦は、いよ尾道の舊名なる事明らけし。又備中に玉嶋を言ひて玉の浦と言ふ事は近比の事なりとみゆ。其事備中への名所を改めし中にあり。其理明らけし。同名ある故なり。彼記に云。

玉の浦は淺口郡玉嶋なり。万葉集の歌云々。 ぬは玉の歌、遣新羅使乘船入海路上作歌を引たり。 此歌十三の卷にみへたり、彼卷には新羅使の船路の歌にて、海路の武庫、印南、神嶋、鞆の浦、長井の浦なと西の處々をしるされたり。扨此歌播磨の印南の次にありて神嶋の歌のまへなれば、印南より西、神嶋よりは東なれば、備前備中の內なる事しるべし、備前には似寄たる名も聞へねば、玉嶋を古へは玉の浦と言ひたるなるべし。川上郡の玉村を玉の渡りと云へるにひとし。

按に。是は同名あるをあけて万葉の歌の順次を以て引出せしものなるべし。此順次を一篇にみればしかなるべし。前に云ひし如く舟、播磨路を出て家嶋をよそに見て、備前の沖、備中神嶋の沖、備後の神嶋に臨むに穴の灣口を西し、神嶋より名方の海を過き、玉の海に臨めは鞆の沖なる嶋々見へ渡れり、されば玉の海より南を臨みて、海路の武庫、印南、神嶋、鞆の浦、長井の浦なと西の處々をしるされたり。扨此歌播磨の印南の次にありて神嶋の歌のまへなれば、印南より西、神嶋よりは東なれば、備前備中の內なる事しるべし、備前には似寄たる名も聞へねば、玉嶋を古へは玉の浦と言ひたるなるべし。川上郡の玉村を玉の渡りと云へるにひとし。

按に。是は同名あるをあけて万葉の歌の順次を以て引出せしものなるべし。此順次を一篇にみればしかなるべし。前に云ひし如く舟、播磨路を出て家嶋をよそに見て、備前の沖、備中神嶋の沖、備後の神嶋に臨むに穴の灣口を西し、神嶋より名方の海を過き、玉の海に臨めは鞆の沖なる嶋々見へ渡れり、されば玉の海より南を臨みて室の木を讀りしを、玉の浦にて書とゝめられしならん、故に歌の序次たかひてあるなるへし。玉嶋を玉の浦とは、袖中秘記、備中の部に玉の浦ありと覺ゆれは、同名あるが中に万葉の歌の順序もしかみゆればなり。備後の玉の浦は西行の歌もあり云。

大寶山や、玉の浦はの、たくひなみ、よる〳〵月の、影おしそおもふ。

又、長井の浦は此浦に遠からぬ續きにして、玉石ある事は是また萬葉の歌にみへたり。また紀州とするものは古へ玉石を出せ

し處と名所集にあけれたとも、万葉已後の事にて同名なるのみなり。丹後玉の浦は玉石を出せし事まへのごとくなれとも、万葉の歌にかゝはらす。名所備後に同名多ふき事大概左のごとし。

玉の浦　紀州、丹後、備中、備後。
密語の橋　奥州、紀州、備後。
音無川　奥州、紀州、備後。
長井の浦　攝州、備後。
神嶋　紀州、備中、備後。
磯間浦　紀州、備中、備後。
白石嶼　備中、備後。
吹上の里　紀州、備後。
引嶋　對馬、長門、備後。
神南備山　山城、大和、備中、備後。
龍田山　大和、備後。
竹田山城、備後。
風速浦　伊豫、安藝、備後。
日下の里　攝州、備後。
蓑嶋　豐前、備後。

此外多しといへ共略し畢ぬ。彼是おもひみれは、尾路の舊名、世間の同名なる事明らけし。

万葉集、卷第十三

天平八年丙子夏六月、遣使新羅國之時、使人等乘船入海路上作歌八首。其第五首メに

ぬは玉の、夜は明けぬらし、玉の浦に、あさりする田鶴、啼わたるなり。

同集、屬物發思歌并短歌

朝されは、いもか手にまく、かゝみなす、三つの濱ひに、大船に、眞楫ししぬき、からくにゝ、わたり行かんと、たゝむかふ敏馬をさして、しほまちて、水尾引行けは、沖邊には、白浪たかみ、浦間より、こきてわたれば、わきも子か、淡路のしまは夕されは、雲井かくりぬ、さよふけて、行衛をしらに、あか心、明石の浦に、舟とめて、うきねをしつゝ、わたつみの、沖へをみれは、あさりする、あまの乙女は、小船乘、つらゝにうけり、あかときの、汐みちくれは、あしへには、田鶴啼わたり、朝なきに、船出をせんと、船人の、かこもこへよふ、鳴島の、なつさひ行けは、家しまは、雲井にみへぬ、あかもへる、心なくやと、はやくきて、こんとおもひて、大ふねを、漕我行は、沖津浪、たかくたちきて、よそにのみ、みつゝ過行き、玉の浦に、船をとゝめて、はまひより、浦磯を見つゝ、泣子なす、ねのみしなかゆ、わたつみの、手くりの玉を、家土產に、妹にやらんと、ひらひとり、袖にはいれて、かへしやる、使ひなけれは、もたれとも、しるしをなみと、またおきつるかも。

同返歌

玉の浦の、沖津白玉、ひかへれと、またそおきつる、みる人をなみ。

秋さらは、我舟はてん、わすれ貝、よせきておけれ、澳津しら波。

同集

あら磯に、まして思ふや、玉の浦の、はなれ小島の、夢にしみゆると。

衣笠內大臣

夫木集

玉の浦、はなれ小嶋の、しほの間に、夕あさりする、田鶴そ啼なる。

神中秘記に。玉の浦と言へるは、尾道浦のふるき名となん。和名類聚抄に、備後を吉備のみちのしりと言へり、おのみちは西の界にちかきわたりにて、吉備の路のしりと云ふ吉備の字を尾にかへて、おのみちとは言へりしとそ。古へはこゝの海も山も、玉の如きいし長井の浦あたりまても、みち〳〵たりし故、玉の浦と言ひしを、後におのみちとは、吉備路後によりて言ひしとなん。

沖津浪、高くよせ來て、あらいそに、碎けてちるや、千々の白玉。

玉の海に、玉藻集めて、和田津海の、よもきかしまや、（此の以下の句は原本に無い）。

源真世の道行ふりに。足曳の山わけくたりて、おのみちの浦にいたりつきぬ、此處のかたちは、北にならひて、あさ地ふかく、いはほこりしける山あり、麓にそひて家々所せくならひつゝ、あみほすほとの庭たにすくなし、西よりひんかしに入海とほくみへて、朝夕汐のみち干も、いとはやりかなり、風のきほひにしたかひ、ゆきくる船の帆かけも、いとおもしろく、はるかなるみ

ちのく、つくし路の船もおふくたゆたひ居たるに、一夜のうきねする君ともの、行きては來ぬるかこのうかひありくも、けにちひさき鳥にもまかふめる云々。

朱白集

置露や、萩はかりても、玉の浦。

黃葉夕陽村舍詩

尾路水中一夜忽放二燈火數千一(云)修二死者冥福一、蓋舊俗也、即賦二此詩一

千燈誰放大江隅。聯レ影分レ光夜欲レ無。直至二中流一棋點過。忽當二極浦一鴈行趨。一時水殿群二丹烏一。万里銀河爛二白檢一。且向二人間一供二樂事一。肯論波(彼)岸照二迷途一。

舟抵二尾道一

夢中掉(棹)過幾汀洲。三老傳呼已埠頭。起揭二蓬(篷)窓一星欲レ曉。旌(旗)亭歌板未二全收一。

勝嶋敬仲艤舟來二笠岡一迎二西山道光二子及余一遊春、余適病不レ能レ舟、與行踐レ朠(約)既抵二尾路一而舟尚阻レ風、引レ領累日悵然成レ詠

津樓幾日掛二奚囊一。梅已摧殘桃欲レ芳。無レ事春眠偏自美。遲レ人畫(晝)漏轉添レ長。窮通敢謂隨レ時樂。放達纔知與レ物忘。如使二鶯花未二全老一。何妨風雨滯二歸航一。

同集附錄、耻廟詩草

菅晋寶信卿　晋帥弟

港頭買二小舫一。鼓レ棹逐二歸鴉一。日夕洲雨歇。蓬(篷)上(面)漫無レ際。左右皆金波。遙認一星火。孤島知レ有レ家。

轉法輪山、大乘院、莊嚴淨土寺　四宗兼學

本尊、十一面觀世音薩埵、聖德太子の御作なり。開基者　桓武天皇二十四年丙子、聖德太子開創造營にて、御自作の觀音を安置し給ふ精舍なり。其後　後白川院勅願所として納經塔御造營あり。是より　天子將軍御崇敬、世々の　天子御崩御ありて、御葬式には當院主必上洛ありて、副勤燒香例あり。天台、眞言、淨土、時宗の四宗兼學の蘭若なり。御再營は足利尊氏將軍、建武三年丙子、京都の合戰破れ九州へ御下向あるの時、同二月十五日當浦に着給ひ、觀世音の靈驗を聞召、通宵御祈念ましく〳〵けるに、翌日備後武士杉原又太郎信平、同弟又次郎爲平、宮下野守兼信、渡邊四郎兵衛尉持、江田源八兵衛泰氏、廣澤三郎之綱、三吉備後入道海雲、山内三郎通資、馬屋原平左衛門尉春宗等馳加はつて三万餘騎となりければ、是より引返して京都へ攻め上り給へかしと申す者も有りしかど、觀音の御靈告あればとて九州へ御下向あり、多々良へ御着ありしかは、菊地(池)以下の官軍ども出向ひて戰ひしかど、散々になりて引退きし。此勢ひを見聞して九國の勢靡き從ふて、御勢既に十万餘騎になりにけり。同四月此勢を率(率)ひて上り給へば、國々の勢馳着きて五月四日此浦に着給ひ、通夜御祈念ありて普門品の頌を題して、御舍弟直義朝臣、近臣并に住侶と倶に三十三首の和歌を詠し、觀世音へ手向給ひ、翌日御出陣、船中觀音の奇瑞あり。此事、鞆津の條にあり。既に御勢五十万騎に及ひ、鞆の浦より海陸二手にわかれ、將軍は船路、直義朝臣は陸路を討て上り、攝(州)兵庫湊川の合戰に勝利を得、終に天下を掌握し給ひ、治天に及ひ、當寺諸塔堂を御再興あり。其後御嫡孫義滿將軍、九國の敵徒退治として、應安七年甲寅三月十五日、十万餘騎にて都を御立あり、既に備後に御着あり、建武の吉例として當寺に御陣を召れ、彼和歌を拜し給ふて、同四月五日當寺を御立あり、菊地(池)を退治し給ひ、御凱陣にもまた當寺へ御宿陣ありしとそ聞へけり。

足利將軍尊氏卿墓　同　左兵衛督直義朝臣墓

右二墓は堺内にあり。此に葬りしにはあらず、後年御遺物を收めて、その御靈を祭る、并御兄弟の畫像あり。當寺のまへ近邊に淨土寺の七奇石とて當寺の景色とす。其石、向嶋にもあり、又東方は沼隈郡山波村にもかゝれ(り)。所レ謂

雄龍石　雌龍石

二石は淨土寺山内にあり。其形、蛇龍の雌雄向ひならへるがごとし。

鼓岩

向嶋にあり。うつ時は鼓の音を出す、形も鼓の如し。

長者の盥石

山波村に屬す。大浴盤のごとし。

犬伏岩

駿犬伏したる形の如し。

身投岩

山波に屬す。此巖上に上る時は、水中に奇異の壯觀ありて、おのつから水に入と云ふ。

墓石

山波に屬す。形其物のごとし。

女夫石

山波に屬す。陰陽和交の形あり。

纜石

向嶋に屬す。形、大綱たくりたるが如し。

右を淨土寺前の七奇石と云。

峰の藥師堂

當寺の山嶺境内とす。此處より尾路を眼下に見下し、四國西海も眼の前にみゆる絶景なり。

當寺觀世音は備後准西國第五番に列す。遍(扁)額の歌に

たへなりし、法の車の、わかたのむ(故中戸千葉之進氏手帳には我願ひ)、むろのみやこに、めくり來にけり。

又、尊氏卿御通宵の御詠歌三十三首を以て當浦寺院三十三所に配當し、當寺を第一番とし、同子安觀音堂を二番として准西國とす。委しく後に列ぬ。

鎌倉時代より足利家に至るまで、吉備津宮祭典の菜魚を當浦より獻りしに、當寺より此沖の漁獵を止めしとて、吉備津宮神輿を此寺に振り奉りし事あり。其時、足利家の沙汰として御下文あり。其事、品治郡宮内村にしるしぬ。

當寺境内をはなれ西に地藏堂あり、前に井あり。古へ此地藏、獵人の網にかゝり上り給ふとて靈驗あり。襲者祈りて其井にのそみ、かけをみる、其襲愈る者は影をうつし、いへざる者は影をうつさずと云ふ。

黄葉夕陽村舍詩

淨土寺分得二明字一

（菅　晋　帥）

吟倦沙汀歩二月明一。南洲北渚夜三更。松陰不レ動春潮寂。時過行船笑語聲。

淨土寺　尊氏兄弟作レ歌今尚奉二其稿一

將軍敗走在二何年一。古寺籠紗護二遺篇一。伯仲姦雄青史跡。（雲）仍覇業白鷗煙。

狼狽際。猶揮二吟筆一此開レ筵。

摩尼山、惣持院、西國寺　眞言宗

開基、行基菩薩。　聖武天皇、天平年中御艸創、勅願所たり。本尊藥師如來は則行基の作なり。行基は高志氏、泉州大鳥郡人、百濟國王の胤なり。十五歳にて出家、王畿の内精舍を建る事四十九所、諸州徃々有レ之。天平十七年大僧正、此任行基に始る。同二十一年二月二日、菅原寺東南院において寂す。歳八十二。其後、人皇七十代　後冷泉院、治暦二年回錄(祿)、後年を經て七十二代　白川院御建立ありて、永保二年壬戌の歳成就す。此時讃州善通寺の七佛藥師の内一躰を乞ふて安置す。是則弘法大師の御作なり。是より猶御世々　勅願所として、此後九十四代　花園院御宇、正和年中、尾道浦相違なく可二知行一　御綸旨あり。其後回錄(祿)せしを、足利將軍義敎卿御再營ありしとそ。

同觀音堂

備後准西國六番に列す。遍(扁)額の歌に

西(校訂者曰。故中戸千葉之進氏の手帖には、西の下にをがある)おもふ、心の外の、御ほとけの、國をたつねて、いつち行らん。

寶塔

村上天皇の御宇、天暦年中、新庄太郎實秀建立とそ。

三重塔婆

永享(享)元年、足利將軍義敎卿御造營とそ。

御影堂

弘法大師の御影を安置す。犬橋近江守滿泰と云人建立とそ。

鐘樓

山名總州淵高建立とそ。

淵高は山名中務太輔淵貴にや。

當寺、古への山號は雷現山と云ひしは、山内に加茂大明神御鎭坐の故なりとそ。

加茂大明神を雷神とする誤り、安那郡加茂の條に見合すべし。

又寺號も護國寺と言ひしとそ。古へは大寺とみへし。大門の跡と言ひ傳へて傍菊一息坂に其形殘れりと云。

大寶山、櫨現院、千光寺　眞言宗、西國寺末寺

本尊千手觀音は聖德太子の御作にて、多田滿仲公の守本尊なりしとそ。開基は、いつの比と云ふ事を傳へす、大同元年多田滿仲公の御再建と云ふ。脇士は不動明王、毘沙門天、俱に運慶の作なりと傳ふ。

按に。大同は　平城天皇の年號也、多田滿仲公は　一條院の御宇、長德三年に薨去あり、大同は是より百九十年計りまへなれば、思ふに大同の開基にて、再興滿仲公、九州賊徒征伐の時御下向の比なるべし、然れば天慶の比ならん。

當寺は備後淮西國、第七番に列す。遍(扁)額の歌に

みな人の、衣の玉の、浦はそも、(校訂者曰。故中戸千葉千葉之進氏の手帖には、心の内の玉はそもとある)。

(校訂者曰。此處に下の句記入なく、貼紙にて『一本下句、國を尋ていつち行らんとあり、西國寺の歌と同しけれ(ば)誤りとみへたり、追而考へ可二改附一』と書いてある。故中戸千葉千葉之進氏の手帖には、下の句を『佛ともなるたから成らむ』とある)。

又、觀音堂に西行法師の歌を遍(扁)額にしるして懸けたりと云、又

大寶山や、玉の浦はの、たくひ浪、よる〳〵月の、かけおしそ思ふ。

當寺を櫻現院と申すは、熊野權現御鎭坐の故なりとぞ。又寺内に大石あり、高さ八間、廻り二十七尋、是をとう〳〵巖と云、又烏帽子岩と云ふ、ゑほし岩とは其形よく烏帽子に似たるを以てなり、又寶珠巖共云へり、寶珠巖と云ふ事は、むかし此石上に寶珠あり、夜々靈光海面にうつり照らす、然るを異國人來りて彼寶珠を穿ち去と云ふ、此寶珠によりて尾路を玉の浦と云ふとの說もあれども、是は附會の說なり。万葉集の歌に、此浦に玉のある事をよくしりて、よめると見へたり。今も此海中には玉の如きいしあり、唐人のうかち去りしも此海中に有し玉ならん、昔より此浦の海中には玉ありしゆへ玉の浦と云ふと云へり。古蹟志。

毘沙門堂

本尊毘沙門天は、鞍部鳥佛師の作にて、當山の城主杉原民部少輔元經の守本尊なりしと云。

永源寂室和尙語錄

夜宿二千光寺一

十有年前問二故人一。相看把レ手語如レ夢。(夢字の右に朱で丸を施し、鼇頭に朱で、韵不叶幻乎と書入てある。廣島縣史第三編には如春となつて居る)。爭知此夜眠二陳跡一。月射二閑窻一風撼レ筠。

首書千光寺、在二備後尾道一。

黃葉夕陽村舍詩

次下韻孟愼中秋會二千光寺一見レ懷作上

（菅晉帥）

鴈斷二天末一碧雲清。露竹風荷秋滿レ城。對レ月追二惟平昔賞一。逢レ晴未レ有二此宵(宵)明一。心酲二泉石一孤蹤秘。人隔二關山一一嘆橫。

聞レ說東林修二玩事一。遙憐丁卯舊吟情。

始登二婆々石一呈二同遊諸友一(石在二千光寺南一)

山背秋水水背山。山重水複秋天寬。一杯一帶磨二明鏡一。點綴犖巖丹(間)。千光寺南攀二崖曲一。閑看風帆斷還續。一帆忽出二遠松林一。直掠二山頭一沒二暮風(嵐)一。一帆徐入二亂島中一。時見嵓嶝出二桅尖一。東南濶處幾千頃。水天一色蕩清迴。衆帆翩如下白鷺群。相逐遙向二遠山一翻上。前灣泊レ船船衝レ尾。危檣如レ林擁二津市一。中有二彩舸發一笙歌一。知是載レ妓去隨レ波。又有二柁樓人圍繞一。知是攤錢會二三老一。鳴榔漸遠夕陽沉。水波始恬山影深。山皆珍松雜二奇石一。人撫二龍鱗(鱗)蹄虎額一。此石嵯々踏有レ聲。嵣芒(芒)亦可レ着二數客一。勝槩從來我所レ求。他時何斉レ導二此遊一。主人不レ答客亦默。松風稷々吹二吟愁一。六橋三竗懸二鯨海一。祇有二清幽傳二繪事一。吾生吾類(顯)了幾時。此日此時(情)聊可レ慰。沙禽相喚度二鹽田一。萬家樓影欲レ夜天。手撰二歸杖一猶不レ(未)起。貪二看幽事一顧且指。冥際火見宿二獨漁(獨漁)一。遠水明滅山糢糊。

米瑠山、天神坊、泰山寺　　眞言宗、西國寺末寺

開基分明ならず。當寺の境内に天滿天神の祠あり、御袖の御影の納れる處なり。社前に梅あり、安樂寺の梅の實をうへし。其はしめは三房なりしが、今は五房にみのれりとぞ。御袖の御影は常は金屋某に藏す、六月祭會に祠に納め、菅君の詳(祥)忌五十年毎に開扉あり。

龍燈山、海德寺　　時宗

遊行一遍上人、建治年中廻國の砌り、此浦に止宿ありて此寺を開基あり。庭に松あり、上人止宿の時、龍燈此松に上りしとて此寺の號とし、此松に名付くとぞ。

尾陽山、常稱寺　　時宗

遊行二世上人、正應年中開基。其後回錄(祿)せしを、足利尊氏將軍御再營とぞ。

遊行世々の上人廻國の時は、當寺に一月の止宿あり。

日輪山、五劫院、持光寺　　時宗

寺内に大石あり、其上に五輪の石塔あり、往時五輪傾き落なんと見へけれは、住侶是を直さんと棚をくみ、操上けみるに、深くくり込み石蓋あり、是を取上けみるに、一人の石工、ものこそあれと玄翁をさし込みければ、中の瓶にあたり碎けぬ、かの石工即時に病を受けて惱乱す。佛事をなし此塔に祈つて愈たりと云。

鰐江備前守墓

當寺の境内にあり。鰐江者、神邊城主杉原播磨守盛重の家士なり。盛重、永祿十二年、九州立花在陣の留守居として(所)原肥後守と城を守り居し處に、藤井能登守入道、備中より起り、三千餘騎にて神邊城を圍む、兩人防き戰ふと云へ共、折節無勢なりしかは援兵を藝州に乞はんとするに、大事の防場なれば行く人なし。備前守强く働き痛手數多負ひければ物の用に立がたし、命あらん限り馳行きて救ひを乞ふべしと達て望み、(所)原に何卒我歸る迄此城持こたへ候らへと固く言ひ置き、藝州さして下る處に尾道に至り疵口大きにいたみ死す。此事城中に聞へて城兵力をおとし、所詮持こたへがたしと諸士打出、一方打破つて落失ける故、落城に及ける。後、杉原、九州よりかへりて鰐江が忠死をかんし、墓を此寺に作りて其跡を弔(弔)ふとそ。

遍照山、光明院、福善寺　眞宗

寺内に持倉修理太夫父子の墓あり。

淨專寺　直(眞)宗

潮音山、善勝寺　眞言宗

寺内に木梨城主杉原越前守隆盛の墓あり。

百尋地藏

大石あり、廻り百尋と云。此上に地藏あり。傳へ言、太閤秀吉公御幼年の時此浦に至り石巧の業をなし、自身此像を造り置給ふを、後此石上に遷し置と云。當浦石巧の世にこへ其業としける人多きは此由緣なりとぞ。

海雲山、天寧寺　禪宗、洞家、天龍寺末寺

嘉慶三年己巳、足利將軍義滿公御建立とそ。

五重塔婆

細川武藏守賴之建立。後破壞に及ひしを、元祿年中、三重にして再營と云。

仲猷祖闡和尚

一本に。天寧寺住、能書。

源貞世の義滿公嚴嶋詣の記に

いまた朝ほとに備後尾道につかせ給ひ、御坐は大寧寺とて天龍寺末寺なり。海中まて浮はしかけて御道とせり、何となく珍しかりき。

いにしへに、こりかたまりし、跡なれや、もしほくむてふ、あまのうきはし。

かのほこのしたゝりのこと思ひよられて、よめるなるべし。大寧寺とは天寧寺のあやまりなるべしと、古跡志にみへたり。

西明庵

須彌堂とも云へり、尼寺なり。古へ寂明寺入道殿仮寢せられし遺跡なりとそ。西明庵の額あり、今に存す。則入道殿の筆なりと言ひ傳ふれども、裏に永和第二夷則晦日、釋最瑛とあり、寂明寺入道とのは　龜山院の御宇の人、弘長三年癸亥に卒す。永和は後圓融院の御宇の年號なり、百餘年の後なり、入道とのにはあらしと。是また古跡志にみへたり。

水野庵

尼寺にて天寧寺に屬せりとそ。開創いつの比にやしれす。天正年中、荒木攝津守村重居住せられしよし。或は荒木志摩守とも云ふ。

古跡志に。藝州豐田郡佛通寺二代目、一笑禪師の語錄に。

題二備後尾道水庵一

包含法界小庵内。塵刹無邊一目收。海嶋雨晴靑朶々。暮光雲靄碧悠々。入レ窻夜色千家月。近枕二江聲一万里秋。多歲神仙方外夢。今朝眞箇作二斯遊一。

又、千畝禪師の也足集に。

題二水月庵一

天開二圖畫一置二此地一。無數靑山碧海邊。曙色罩レ露三嶋隔。暮光接レ水四州連。峨々梵刹出二民屋一。殷々淸鐘落二客船一。愧我不レ堪レ寫二佳景一。夜深立盡月樓前。

千畝禪師は佛通寺五院の内、長松院の開山なり。又、一笑禪師、因嶋宮地大炊亮明光に贈らるゝ偈ありと、宮地語らると云々。

准西國、尾路三十三所

建武三年丙子五月五日、足利將軍尊氏卿、淨土寺に御宿陣ありて觀世音へ手向け給ひし普門品頌偈三十三首の和歌、今尾路三十三所の寺院に配附し、准西國とし巡拜す。其配當古跡志に、近年冨嶋範曹、福田平兵衛と云ふ人思ひ附にていたしたる事にて、昔よりしかるにあらすと云々。又、御調郡大町村神谷如仙と云ふ者、此配當を寫せし一帋の跋に、元祿六年とあり、此節配當せ

しにや。寺院の順次、淨土寺奉納の順次と違ひあり。其配附の次第左の如し。

淨土寺奉納の卷初に

於二備後國尾道淨土寺一興行。

續二觀世音經偈一三十三首和歌。

第一番、淨土寺

觀音妙智力

そのきはの、あらしとそおもふ、大悲者の、人をはこくむ、ふかき心は。

第二番、淨土寺子安堂

能爲作依怙

何事も、叶ふちかひを、たのむより、身にはうれへも、わつらひもなし。

第三番、海德寺

弘誓深如海

和田津海の、海き誓の、普きに、たのみをかくる、法の舟かな。

第四番、滿福寺

如日虛空住

なか空に、行ともみへす、靜にて、お(あ)ふけは高き、日の光りかな。

第五番、水野庵

火坑變成池

定まれる、姿の物に、なきゆへに、やすくも火をや、水となすらん。

第六番、永福寺

能伏災風火

燃る火に(も)、草やき捨し、其後は、春風吹きて、また跡もなし。

第七(番)、毘沙門寺

無刹不現身

色々の、草木(千草)の花に、したかひて、むすひかへぬる、野邊の夕露。

第八番、西江寺

眞觀清淨觀

渦(濁)るへき、流の(も)さらに、なかりけり、心の水の、すみもまされ(ら)は。

第九番、正念寺

常願常瞻仰

忘るゝと(も)、思ひ出るや、隔なき、一たひ法に、入りし后より。

第十番、地藏院

還着於本人

よし思へ、咎なき我は、なけかれす、うらみは人の、身にやかへらん。

第十一番、極樂寺

釋然得解脫

わけはふる、あしのさはりも、なかり(今はなし)、沖津船をは、風にまかし(せ)て。

第十二番、德海寺

具一切功德

さま〴〵の、御法のすかた、多けれは、かそへ盡さん(ぬ)、ことはりもなし。

第十三番、常稱寺

心念不空過

迷ふへき、道(後)を思へは、此法を、心にすつる、時の間もなし。

第十四番、持善院

能救世間苦

身を捨て、人を救はゝ、世に住も、佛の道に、かはりやはせん。

尊氏卿

賴貞朝臣

直義朝臣

尊氏卿

尊氏卿

桂芳法師

道謙法師

直義朝臣

第十五番、金剛院
波浪不能沒
さはりなき、心におこす、誓にや、浪にいりても、おぼれさるらん。
第十六番、西國寺
時悉不敢害
時雨つる、雲をは風の、吹棄て、長閑に月の、かけも(そ)さやけき。
第十七番、般若院
無垢清淨光
さはりなき、心の月は、長き夜の、やみをもしらて、ひとりすむなり。
第十八番、常福院
侍多千億佛
つかへこし、そのゆへにこそ、今もかく、誠の道に、さはらさり鬼。
第十九番、大山寺
是故應頂禮
よそにみる、色香はあかぬ、あやにくに、おりてそかさす、花の一ゑた(枝)。
第二十番、善勝寺
世尊妙相具
たくひなく、妙なる法の、姿こそ、うき世を照らす、しるへなり鬼。
第二十一番、千光寺
惠日破諸闇
雲晴る、天津空より、晴(出)る日の、照し殘せる、海山もなし。
第二十二番、天寧寺
慈意妙大雲

直義朝臣
桂芳法師
直義朝臣
尊氏卿
桂芳法師
道謙法師
道謙法師
藤原範高(高範)

おのつから、至らぬ里は、なかり鬼、風にしたかふ、夜半のうき(むら)雲。
第二十三番、念佛院
是故須常念
心さし、我身にありと、しりぬれは、忘るゝ事は、一時もなし。
第二十四番、信行庵
廣大智惠觀
月も日も、出入かけは、あるものを、心のかよふ、道そきはなき。
第二十五番、寶寺
聞名及見身
名を聞も、みるも御法の、ともし火を、くらき闇路の、しるへにやせん。
第二十六番、松源院
澍甘露法雨
一たひも、そゝけは四方の、草木まて、若葉さしそふ、春雨のころ。
第二十七番、光明寺
普明照世間
おしなへて、照さぬ里そ(や)、なかり鬼(るらん)、光りさやけき、秋の夜の月。
第二十八番、持光寺
能滅諸有苦
我としる、心のなくは、人の身も(に)、うれへなけきも、あらしとそ思ふ。
第二十九番、海福寺
福聚海無量
ひらひ置、數こそしらぬ(ね)、いせの海の、きよき渚に、玉をあつめて。
第三十番、成福寺

賴貞朝臣
道謙法師
藤原高範
源賴貞朝臣
藤原高範
賴貞朝臣
賴貞朝臣

怨衆悉退散

もとさらに、生れす死なぬ、身をしれは、命のはても、おしまれぬかな。

第三十一番、吉祥寺

發大清淨願

心たに、物によらすは、蓮葉の、にこりにまけぬ、類ひなるらし。

第三十二番、慈觀寺

慈眼視衆生

おもくする、身をも(も字衍)忘れぬ(るれは)、諸人を、あはれむのみや、思ひなるらし(ん)。

第三十三番、正授院

念々没(勿)生疑

誓ひをや、深くたのまん、うたかはぬ、心を法の、誠にはして。

右卷跋に

建武三年五月五日於二

備後國淨土寺一詠之

所レ奉二法樂觀音一也。

又、袖中秘記に。右の頌を題して三十三首ありしか、紀臆(記憶)拙ふして悉くにしるす事あたはす。斯やとおほへしを一つふたつしるす。そのしれる人あらば幸にこれを附し給へ。

弘誓深如海

世を照らす、誓は深き、和田津海の、そこにさやけき、月そすむなり。

發大清淨願

村雨の、そのしたゝりは、にこるとも、流れのすへは、すまんとそ思ふ。

此章、題意にかなはさるやと思ふ、別頌ならんか。

能滅諸有苦

旅人の、道わけわふる、朝霧も、立のほる日の、かけにきへ行。

如日虛空住

浮雲も、さはるかたなき、大空に、長閑けくすめる、日の光り哉。

能救世間苦

朝な〳〵、雪の深山に、啼鳥も、みのりのこへに、すみか作らん。

具一切功德

八百日行、濱の眞沙は、かそふとも、法のすかたは、つくされめやは。

福聚海無量

いつの世に、ひらひ置つる、玉なれや、玉のうらはに、玉藻あつめて。

備後酒

庭訓徃來に。備後酒云々。抄に尾道にありと。

万葉集に

古への、人の飲まする(食せる)、吉備の酒、痛はゝ(痛は)すへな(し)、貰賜は(ら)ん。

夫木集に

朝おきて(出て)、きひの豐酒、のみかへし、いはしとすれと、しひてかなしも(き)。

（丹生女王）

（俊頼朝臣）

頼貞朝臣

尊氏卿

直義朝臣

尊氏卿

西備名區卷之七十七　畢

西備名區卷之七十八

御調郡五

西野東野

附三原

西野村

租高、七百二十五石三斗五升一合（廣島縣史、七百三十五石三斗五升一合）
七百三十七石五升（廣島縣史、七百三十二石七斗五升）

櫻山城

櫻山四郎入道慈俊

一本古城記。三原櫻山城主。

古跡志に。櫻山古城記にみゆれとも、居住の事は此地には言ひ傳へもなきよし云々。

按に。此地に言ひ傳へなしと言へとも、古城記何そ據あるなるべし。思ふに櫻山本州を略して藝州に入らんとし、沼田に合戰あり。此時此城に陣せしなるへし。事跡は品治郡宮内に記せり。

山名權太左衛門

古城記に。櫻山後主と云。

又云。山名家、本州を畧して城代とす。

三原清五郎

觀應、貞和の比、足利家の從士。

或は云。足利左兵衛督直義朝臣、高武藏守師直と隙ありて尊氏卿と不和おこり、南朝に降つて合戰ありける比、直義朝臣に從ひて軍監たり。山田渡邊氏も直義朝臣に從かひて軍功あり。三原證人として給ひし感書云。

從二坂前一馳參、觀應二年正月六日、武藏五郎を追落畢、武藏五郎立歸而、備後石崎二陣取し處、同十八日高越後守、石州より立歸而一處に在を追崩、兩度之合戰致二忠節一畢、是等之事、三原清五郎見知之上者、御證判を被レ下、彌可レ抽二軍忠一事、言上如件。

今川刑部太輔直貞　判

渡邊四郎兵衛尉殿

貞和七年二月朔日

杉原千代松丸

康正二年、造内裡段錢幷國役引附

八貫二百八十五文　六月廿三日定　廿日定。　杉原千代松丸殿、備後國三原浦幷高洲在分。

三原左京亮家德

海東諸國記云。戊子（應仁二年）遣使來朝、稱下備後國三原津大（太）守左京亮源家德、以二宗貞國一攝（接）待上云々。

宗貞國者、對馬の大（太）守讃岐守貞盛舍弟也。貞盛の男刑部少輔成職嗣子なく家を繼て對馬守に任す。

本朝より朝鮮への行船、對馬の國主の符を以て渡る事は、此比よりはしまるとそ。

三原左衛門尉

一本古城記に。永正年中退城、家士甲斐四郎左衛門、同與惣左衛門と云者、品治郡向永谷村に住し、後孫福嶋家に仕ふと云。

右三原城は今の瀋城にあらす、三原城と言へども舊地にして其地異なり。今の瀋城は東西に跨る故、兩郎の間にしるす。

圓鑑禪師

元亨釋書（卷八）云。釋順空、姓源氏、號藏山、初父夢、沙門語曰、寓レ宿得否、父拒レ之、沙門懇乞、問レ名、對曰、寂照、覺後不レ委二何人一、自レ是妻藤氏有レ孕、適父發二鎭西一趣レ（赴）都、船次二藝備之海濱一、空生二舟中一、天福元年正月一日也云々、下畧。

細書二或居二枝橋之庵、或備之三原一。

延慶元年五月九日、書レ偈化二於雙輪之庵居一、壽七十六、謚二（謚）圓鑑禪師一。

孝子、文次郎

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、家來淺野甲斐給地、御調郡三原西、地方百姓、文次郎、歲二十六才、寬政二年褒美。

間　喜兵衛光延

元祿復讐之忠臣也。光延父者、元濃州の士某、故有りて人を害し遁て西國に下向し、三原西野村に隱れ住みて處士となる、某、三子を生す、嫡某は此邨の某に養子となる、女子は尾路山田氏に嫁す、光延は武道を棄す武者修行して諸國を經回し、後淺野侯に仕ふ。元祿十四年、侯故有つて自殺、同十五年大石內藏助と四十七士復讐し、同十六年二月四(二)日自殺、行年六十九歲、及泉如劒信士と號す。

同　十次郎光興

光延嫡男。倶に讐を復して、同日自盬(盡)、行年二十六才、及澤藏劒信士と號す。

同新六郎光風

光延次男。父子三士倶に復讐し、同日自盬(盡)、行年二十三才、及橫唯劒信士と號す。

古刀銘盡

正家　正和比　左衛門尉

- 正廣　正家子　正慶比　政廣　正廣子、貞治比　左兵衛尉
  - 正家　同子　左京亮　正國　同子　正吉　正國子　應永比　正則　正吉子　文明比
  - 一乘　正宗　同子
- 一乘　同子　同比　兼行　一乘　應安比　正兼
  - 兼守　應永比、又嘉吉比、一乘
- 正家　天平比　吉弘　正中比　三原住　兼次　文和比　三原

正久　康安比　三原　正國　應永比　三原　正景　寬正比　三原

正房　永正比　三原　有重　三原　宗長　三原

正長　三原　正直　三原　家廣　三原

家永　三原

一、正家刀を鍛ひし水とて城中に古井あり、其處を鍛冶屋鋪と云ふとそ。

古今銘盡

備後國三原刀鍛冶

正家　三原左衛門尉　應安、明德年中

- 正廣　左兵衛尉　應安、正長年中　人皇九十九代　後光嚴院御宇足利將軍尊氏、義滿の比
  - 正家　左衛門亮　應永中
    - 正近
      - 女子
        - 政宗　嘉吉、文安、寶德、康正、寬正、文明中
          - 諸國鍛冶備後國同名
            - 正國　薩摩一人、丹波一人、備後一人。
            - 國分寺　和州一人、備前一人、備後一人。
            - 正宗　鎌倉一人、備中一人、備後一人。
            - 國光　粟田口一人、丹波一人、大和二人、相州一人、豐前一人、但馬一人、備前一人、備中一人、備後一人。
            - 正宗　上相州一人、備後一人。
    - 正信　應永中
      - 貞次
        - 正宗　左京亮　永德年中